

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2016.5 No.140

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



日本資本主義と金融 雇用の「身分化」を問う

中国経済減速／ギリシア危機／COP21
不正会計／杭打ち偽装／介護離職

基礎経済科学研究所 2016 年研究大会

会場 駒澤大学

2016 年 9 月 17 日(土), 18 日(日)

第1日目「ジェンダー問題へのマルクス経済学的接近」

コーディネーター：姉歯 晓(駒澤大学教授)

報告：足立真理子(お茶ノ水女子大学教授)、

森ます美(昭和女子大学特任教授)、森岡孝二(関西大学名誉教授)

コメントイター：青柳和身(岐阜経済大学名誉教授)

第2日目「サード・セクターと社会運動」

コーディネーター：北島健一(立教大学教授)

報告：富沢賢治(一橋大学名誉教授)、山田信行(駒澤大学教授)、

島村博(協同労働法制化市民会議)

この両日、午前には 2 時間半の 5 会場で分科会を開催しますので、多数の報告者を募集中です。基礎研の会員でなくとも報告できます。

「教育の国家統制」に関する分科会、数理マルクス経済学に関する分科会などがすでに予定されています。

基礎経済科学研究所東京支部若手報告会

慶應義塾大学三田研究室棟 B 会議室

2016 年 7 月 10 日(日) 13:30-

宮田知佳(横浜国立大学大学院)

「イギリスの貧困の実態と社会的認識の矛盾」

柴田徹平(専修大学非常勤)

「建設業一人親方と不安定就業
—— 不安定就業層への変容の実態と政策課題」

追加報告者募集中

経済科学通信

Letters of Economic Science

第140号(2016年5月)

ニュースをよみとく

中国経済の成長減速化をめぐって	井手啓二	2
欧州とEUの2015年——ギリシャ危機と難民問題	田中宏	6
「化石燃料時代の終焉」 ——パリ協定に見るパラダイムシフトと取り残される日本	大久保ゆり	11
大手電機メーカーの不正会計の考察	前島賢士	16
マンション杭打ち偽装問題	辻村定次	20
介護人材不足と介護離職問題	新井康友	24

特集Ⅰ 日本資本主義と金融

特集によせて	米田貢、宮田惟史	29
資本主義の「金融化」、その構造と意味	小西一雄	31
現代資本主義の「金融化」はマルクス経済学にどのような理論問題を提起しているのか ——現代恐慌分析を通じて考察する——	高田太久吉	37
黒田日銀の「量的・質的金融緩和」政策と現実資本蓄積 ——貨幣資本蓄積と現実資本蓄積の観点から——	前畠雪彦	43
資本主義的現象としての金融化——マルクス派最適成長論からの説明——	大西広	51
マルクスと「経済の金融化」	宮田惟史	53

特集Ⅱ 雇用の「身分化」をめぐって

特集によせて	中野裕史	55
『雇用身分社会』を著して——寄せられた反響と残された課題——	森岡孝二	56
「雇用身分」および「雇用身分社会」とは何だろうか ——森岡孝二著『雇用身分社会』から学ぶ——	伍賀一道	63
派遣労働の現場から「改正」派遣法施行に向き合って	渡辺照子	70

古典を読み解く

H・アーレント『人間の条件』を読む——「活動」概念を中心に——	横瀬速人	76
---------------------------------	------	----

学会動向

民主主義科学者協会法律部会	脇田吉隆	79
---------------	------	----

書評

宮寄晃臣・兵頭淳史編 『ワークフェアの日本の展開——雇用の不安定化と就労・自立支援の課題』	伍賀一道	81
松尾匡『ケインズの逆襲、ハイエクの慧眼 ——巨人たちは経済政策の混迷を解く鍵をすでに知っていた』	塚本恭章	83
子島喜久『護憲論——憲法学の方法・国民統制による文民統制』	藤田明史	85
けいはん医療生活協同組合編 『医療福祉生協による地域包括ケアの展開——けいはん医療生協の過去・現在・未来』	鈴木勉	87
中村浩爾・寺間誠治編著『労働運動の新たな地平——労働者・労働組合の組織化』	福島利夫	89

誌面批評

自然中心主義をめぐって——本誌138号を読んで——	南有哲	92
---------------------------	-----	----

中国経済の成長減速化をめぐって

井手 啓二

はじめに

21世紀にはいり米・日・欧の先進国経済の長期停滞傾向（アメリカで言う「新常態」・ニューノーマル）が明らかになり、2007年以降現在まで世界経済成長の最大の牽引者は中国となった。またBRICSをはじめとする新興国の成長が目立った。ところが2010年代にはいると先進国経済の低迷持続に加えて、ロシア、ブラジルをはじめ新興国のがんばりが経済困難に見舞われ、中国の成長減速化が始まった。2015年には石油をはじめとする国際商品市場の暴落もあり、世界貿易は減少した。2016年の世界の政治・経済は15年より悪くなるとみられ、年初から国際金融・株式市場・国際政治は波乱の幕開けとなっている。

現在の世界政治・経済波乱の震源地は、アメリカ、日本なのか、中国なのか、EU、中東なのか様々な理解がある。どう理解するにせよ、中国の過剰生産能力の形成やそれにもとづく成長減速化が世界経済の混乱・波乱をもたらしている一因であることも確かである。とはいえ、2015年の7%割れの6.9%成長でも世界GDP成長への貢献約25%にみられるように、中国は世界成長の最大の牽引者であり続けており、今後もそうであることほぼ確実であると考えられる。昨15年も今年16年においても中国の緩やかな成長減速化は続いているものの、6%後半台の成長を維持し、中高速成長は長期に持続すると考えられている。

中国の緩やかな成長減速化は今年で6年目を迎える。この原因や推移について私も度々述べてきた。10年前から「日中友好新聞」（日中友好協会、旬刊）の「中国レーダー欄」にほぼ月1回中国経済の最新動向について書いているためである。

中国の成長減速化について最初に言及したのは、「成長減速化はなぜ？——最終消費の壁」（『日中友好新聞』2012年8月5日）であり、その時点で連続6四半期減速が続いていることを指摘し、その原因是「過剰生産能力の存在による国内投資需要の低下」つまり「近年の余りにも過度の投資主導型成長が内需・外需に対する過剰生産能力を形成し、最終消費の壁にぶつかり、持続不能状態に陥っている」とする王建、王一鳴など国家発展改革委員会のエコノミストの主張を紹介した。その後も「『改革の全面深化』と中国経済のゆくえ」（『経済』2014年1月号）、「転型期の中国経済——『新常態』と第13次5ヵ年計画」（『経済』2016年1月号）などで論じている。中国の成長減速化について論すべき側面や論点は多々ある。国外では当然のことながら、自国経済や世界経済に与える影響の分析が関心の的である。

小論では、前稿との重複を避け、成長減速化の原因・背景はその基本点のみを述べ、最近のあらたな現象に触れることにしたい。もう1点、日本の報道・論稿を読んでいて大変気になる傾向あるいは弱点について率直な私見を述べてみたい。

I 中国の成長減速化の原因・背景とその見方

21世紀の最初の10年に中国の経済成長は加速化した。WTO加盟による貿易拡大効果、対中直接投資の急増がそれまでの高成長諸条件に新たに加わったためである。「黄金の10年」、2桁成長の出現である。この期間に中国はそれまでの輸出・投資主導型成長から次第に投資主導型成長に転換していった。中国では「三高一低」（高投入・高消耗・高排出・低産出）の成長と表現され

る。2008年のリーマン・ショックが世界最大規模の失業を中国で生み出したため、4兆元の財政出動と大規模な金融緩和対策がとられた。これが過熱成長を復活・拡大再生産させ、過剰生産能力の拡大、地方財政危機、金融・不動産バブル危機をつくり出し、今日の苦境の直接の原因になった（リーマン・ショック前の2008年の中国では過熱成長の抑制策が実施されていたが、それが反転した）。

1978年末以来40年近く続く中国の高度成長を支えてきた最大の要因は、経済制度と経済政策の絶えまない革新にあった。この間に成長率の変動を含めてかなりの曲折があったが、1992・93年の社会主義市場経済化路線採択以後は比較的に安定的高成長を持続している。1978年以来、開放政策はほぼ一貫して深化し、改革政策はゴー・アンド・ストップを繰り返しながらも深化の方向をたどってきた。市場経済化は生産要素市場形成までにはいたっていないが生産物市場化は基本的に達成されるところまでできている。

資源の行政的配分を特徴とする伝統的計画経済から出発し、社会主義的市場経済化を進めてきた今日の中国の経済制度は、西側の先進国や新興国・途上国の経済制度とは大きく異なっている。これを呉敬連は「半市場経済・半統制経済の二重経済体制」と名付け、また別の論者は「典型的社会主義的混合経済型経済制度」と呼んでいる。過剰生産能力を作り出したり、不動産・金融危機、地方財政危機をつくりだしたりするメカニズムは中国に独特な制度・政策が原因である。これを理解しないと中国経済の理解はできない。

比較的理解しやすい過剰生産能力の形成についていえば、一級行政区である各地方の省・区・市を基軸とする激しい発展競争が重複・平行投資を呼び起こし過剰生産能力を作り出すが、その旺盛な投資を支えてきたのは21世紀に入ってからは土地使用権譲渡収入とそれを担保とする銀行からの融資にもとづく高投資であった。別言すれば、中国の現在のかなり深刻な苦境は中国の制度と政策がつくりだしたものである。したがって、対策

は現行の制度と政策を改革・改善しなければ根治しない。

こうして、経済制度改革が必至となり、それと関連する政治改革が必要とされ、2013年11月の中共18期3中全会の「経済体制改革の全面的深化」決定、2014年10月の18期4中全会の「法治の全面的推進」決定、つまり「法治の社会主义市場経済」の実現を目指とする今次の習・李政権の改革再推進路線がさだめられることになった。その核心は生産要素市場の形成に踏み込む市場経済化の徹底と政府の機能・役割の変更であり、目的はインテンシブな経済発展への転換である。新しい経済政策は当初、李克強首相の名前をとり「リーコノミクス」などと称されたが、2014年5月以降は「新常态」に対応する政策とよばれるようになった。

上述のように中国経済は、これまで高速または中高速成長を続けてきたが、資源の高投入に基づく高成長すなわちイクステンシブな経済発展であり、長期持続可能なインテンシブな発展ではなかった。12年からはじまった労働人口の減少、水・大地・大気のすさまじい汚染、労賃・土地価格の高騰、資源枯渇などが明らかになり、他方で伝統産業から新興産業におよぶ過剰生産能力の形成、不動産バブル危機、金融・地方財政危機の兆候が現れるに及んで転換を迫られたのである。投資率のピーク年である11年のそれは47.3%であった。これは極めて異常な高水準であり、消費率は2000年の63.7%から10年の49.1%まで低下した。高投資率のもとでも資本産出係数の低下のため成長の減速化が続いた。

以上が現在の成長減速化の基本的背景である。では最新の状況はどうなっているか、2015年から現在までの様相は以下のようである。

2015年の経済実績は2016年1月19日発表の暫定数値によれば、6.9%成長で25年ぶりに低い成長であった。2016年も6.5%前後に減速するという予測が中国内では一般的である。成長減速化が底を打つのは早くも16年後半から17年後半にかけてとみられている。中国の現在の潜在的成長

率は6%～8%台と、推定は分かれている。

地域と業種・業態別に状況は分岐している。15年の行政区別では、①依然2桁前後の成長を続けている重慶、貴州、チベットなど、②7～8%前後の成長の大多数の省、③3%台の低成長に落ち込んだ山西、遼寧をはじめ6%以下の省、に3分されている。低成長の省は石炭・石油など鉱業への依存や伝統的な重化学工業・産業への依存が高い省である。業種・業態別では好調で成長を牽引する第3次産業、なかでも電子取引とネット販売は超高速成長を遂げている。百貨店は苦戦している。過剰生産能力と過剰在庫をもつ製造業・不動産業の多くの企業は減収、減益に悩んでいるが、1部業種は極めて好調である。

地域別・業種別に状況が大きく異なるのが新しい第1の現象とすれば、第2の現象は貿易の6年ぶりの減少、とりわけ輸入の大幅減少、したがって史上最高の大幅貿易黒字（5,930億ドル）の出現である。但し、中国の貿易の減少より他の貿易の減少が大きかったため、2015年の中国の世界貿易に占める比重は微増している。

第3の新しい現象は、人民元安傾向と外貨の大量流出が続いていることである。対内直接投資は緩やかな増加傾向は続き、対外直接投資は大幅な増加を続け、対内直接投資と並んだ。事実上のドルとのリンクによりドル高とともに人民元高になった。この調整過程が始まり、人民元安予測と成長減速化予測が15年秋以降大量外貨流出を呼び起こしている。外貨準備高のピークは2014年6月であった。

第4の新しい現象は、2015年6月から始まる株式市場における暴落と動揺である。中国の株式市場は国内の個人の取引が大半で、投機性が高い。間接金融が支配する中国では株式市場の動きの実態経済への影響と対外的影響は軽微であるからここでは省略する。

日本との関係での新しい現象は、日中貿易の低迷・減少と日本の対中直接投資の減少である。円安もありドル表示の日中貿易は12年から低迷・減少傾向となり、15年は中国側統計では10.8%

減の2,758億ドルとなった。対中直接投資も12年にピークをつけた後、13年から減少に転じた。このため中国の貿易、直接投資に占める日本の位置は低下し、輸入元第1位の地位は13年から韓国に奪われ、15年にはアメリカ、台湾から抜かれ、第4位に後退した。中韓貿易は2015年には日中貿易と肩を並べた。日本の地位低下は目立つが、それでも対中直接投資累計額では最大であり、貿易においてもアメリカにつき、韓国と並ぶ第2位水準にある。

次に、中国の成長減速化対策もしくは苦境打開策の大要を述べる。2008年秋からの大規模財政出動・超金融緩和策の副作用・危険性に中国はいつ気づき、対策を取り始めたのであろうか？2011年の最重要課題としてインフレ抑制がおかれただ頃であろう。12年秋の第18回党大会では改革再推進路線が採択されている。おかれた状態の深刻さの認識は時とともに厳しくなった。12年末で底を打ち13年からは反転するとする理解は中国内外で一般的であった。世界経済（対外経済環境）にかかる見通しも楽観的であった。しかしその後も成長減速化は続いた。世界経済も厳しさを増している。14年には楽観論は姿を消した。住宅・地方財政・金融危機の爆発を回避しながら、消費主導のインテンシブな成長に切り替えていく対策がとられている。消費・内需拡大対策は、賃金・年金引上げ、都市化推進、社会保障制度の拡充である。過剰生産能力の処理は、非効率的設備の廃棄、輸出と直接投資拡大、内需の刺激である。企業と地方の投資能力拡大のために、税負担の軽減、地方債の発行許可、創業・起業の奨励などがとられている。この3年間、制度・政策改革、すなわち「改革紅利（改革効果）」を狙う諸政策が精力的に進められている。なお動力不足であるが、好転の芽はでている。第3次産業の急成長、消費主導成長への転換などである。しかし、まだ予断は下せず、新政策の導入・成果の推移が注目される段階である。第13次5ヵ年計画終了時の2020年までには、はっきりした成果を出すというのが、中国の党と政府の基本スタンスである。

II 現代中国の理論的認識の深化のために ——日本人の認識の問題点

日本の現代中国認識は世界的に極めて特異である。中国の問題側面に关心が集中し、低評価を与える、嫌悪する傾向が際立っている。つまりバランスがとれていないのである。中国側にも同じ傾きがある。その意味で安倍政権と習政権は同レベルで対応しており、相性がいい。歴史的・文化的にも関係が深く、中国報道も中国語圏を除けば最大であるにもかかわらずそうである。それはなぜなのか、興味深いテーマであろう。中国が世界第2の大国となり、追い抜かれたこと、中国が過去40年近く高成長を続けているのに、日本が過去4半世紀低迷していること、中国のアジアにおける地位向上のため日本の相対的地位が低下したこと、中国が社会主義的発展を志向していること、などが背景にあろう。アジアの地域大国として日本と中国はライヴァル意識があることは確かである。このテーマに深入りできないが、私は双方が相手の位置づけを誤っていると考えている。その結果、日中関係は近年「共損関係」になっている。困ったことである。

私が見るところでは、日本の中国誤解の主要点は、①中国の歴史に即してではなく、成熟した先進国からの視点で中国の現実を見る傾向が強い。②社会主義それ自体の観念の嫌悪や伝統的社会主义国（そこでは社会主义の理想は実現されていなかった）の現実への嫌悪から、中国の良い面を見ない傾向がある。③中国の改革・開放政策、とりわけ社会主义市場経済化路線を資本主義化とみる傾向が強い。この点は、専門家の誤解に基づいている。こうした要因が重なって、平均的日本人の中国認識は大変偏ったものになっており、日本社会で強まる右傾化傾向のなかでますますひどくなっているように思われる。

中国は社会主义的発展を継続している、中国は今後も成長を続け、近代化、民主化を続けてい

く、中国社会主义は、共同富裕と社会的公正の実現を追求して、その方向に進んでいる、中国の今は中国人にとり近代における最良の時代である、などと私が述べると賛同者は多くない。中国社会は今でも山ほどの問題を抱えているが、豊かで自由な社会に向かって進んでいる、というのが私の基本認識である。

中国の自己認識は大要次のようである。中国は21世紀半ば前後に先進国水準に到達することを目指している。それまでは中国は社会主义初級段階にある。市場経済にもとづく社会主义経済体制は多種所有制・多種経営制の、社会主义的混合経済体制である。社会主义とは、共同富裕プラス社会的公正が実現する社会、あるいはそれにもとづいて人間の全面的発達が図られる社会である。2025年には製造業でも先進国の下位水準に、2035年に中位水準、2050年前後には高位水準に達する（「中国製造業2025」計画）というのが中長期の見通しである。

つまり現在の中国は、先進国の生産力・生活水準への到達、キャッチ・アップを目指しており、それに資するものはなんでも取り入れようとしている。中国人の考え方は極めて pragmatique であり、自由と豊かさへの国民の希求は極めて強い。他国の方がレベル高いと思えば、国外に大量に留学し、国外で「爆買い」し、時には移住・移民もいとわない。

日本では、改革開放時代が開始されてから、中国人の社会主义についての観念が大転換したことを知らない人があまりに多い。日本では一般人には中国は「嫌い」という情緒的中国論が多く、右派・右翼は情念的中国論をふりまき、中国崩壊論を10年1日のごとく説く。欧米の中国論はより理性的・理論的である。日本の中国研究者の責任は大きい。

また、日本では、マルクス派も非マルクス派も市場経済化と資本主義化を区別できない人が多い。別言すれば、資本主義市場経済もあれば、社会主义市場経済もあるということを認識できていない人が多い。これはこれまでの経済学の欠陥に

よる。現実認識が優れているとみられているフランスのレギュラシオン学派の論者でも中国では資本主義化が進んでいると認識されている。これでは中国やベトナム、キューバの現在は理解できない。フランスでも日本でも論壇では半世紀前は文革支持論者が多かった。文革支持論と中国資本主義化論とは理論的に親和的なところがある。欧米経済学の主流の考え方では、市場経済であるような社会主義とは「悪い冗談」(P. サミュエルソン)であるしかない。そこでは中国国家資本主義論が主流となる。彼らにとっては市場経済と資本主義経済とは同一物であり永遠の存在である。

社会主義市場経済はありうる、そして極限概念ではなくフィージブルな（実行可能な）社会主義は社会主義市場経済であるほかないとする経済学の認識は日本では1980年代初頭に出現する新しいものである。この新しい認識の理論史もここではふれない。疑問を持たれる方は、藤田整『ソヴェト商品生産論——社会主義経済におけるその半永久的存続』（世界思想社、1991年7月）や私の旧稿（「市場と計画——社会主義の到達点」経済理論学会編『市場と計画——現代的諸問題の理論的検討』青木書店、1992年9月）などを是非参考されたい。

私の理解では、中国が歴史上初めて社会主義市場経済化に本格的に乗り出した。それが成功するかどうかは、今後に依存する。なぜなら、中国は持続的経済発展が可能になる経済体制の構築にはまだ成功していないからである。今まさにその課題に挑んでいるところである。

中国の表現では、「経済発展方式の転換をめざす転型期」ということになる。中国は発展途上国的情況から抜け出したばかりであり、中進国水準から先進国水準へのキャッチ・アップに努めている。中国基準でも貧困層はまだ7000万人であり、生活困窮層は2～3億人である。

生活に余裕のある中産階級は2割を超えたところで、2020年に約4割と想定されている。これが中国の現実である。中国自身は先進国水準への到達は2050年前後と見ている。

日本における認識の第2の問題点は、私的資本主義的所有でなければ経済効率は達成できない、社会的所有は非効率に導く、とする偏見の広がりである。これは旧ソ連・東欧の計画経済の経験に根差した見解でもある。中国を代表する企業のほとんどすべては国有企业、国有株式会社すなわち社会主義的株式会社である。中国でも社会的所有の抱える問題点は少なくない。効率的で民主的である社会的所有の具体的存在形態はまだ形成・発見途上にあることは確かであるが、資本主義的私的所有を永遠の存在とみなすことは到底できない。中国でも株式会社形態をとる国有企业、労働者・農民所有の協同組合、従業員持ち株制企業、混合所有企業などが個人企業、資本主義企業（外資を含む）と並んで発展している。先進国でも私的所有、私的利害を超える社会的活動が旺盛に展開されているのは周知のことであろう。

（いで けいじ 長崎大学名誉教授）

歐州とEUの2015年： ギリシャ危機と難民問題

田中 宏

はじめに

EUは2015年の前半、ギリシャ危機に揺れ、その問題が収束に向かうと思われる中、8月以降

難民急増問題に遭遇することとなった。そして年間を通じてテロに怯えた（1月シャルリ・エブド襲撃事件と11月パリ・ホームメイド・テロ）。いずれも欧州統合の将来に決定的に影響を与える問題を孕んでいる。これらの問題を国別観点から観

察すると、ギリシャ危機はドイツ—ギリシャが軸となり、難民問題はドイツ—ハンガリー—ギリシャが軸となった。そしてテロはフランス—ベルギー—ギリシャ（トルコ—中東）である。ギリシャは現代の欧州問題の一つの結節点にあるように思える。そしてそこにある種の共通したものを感じている。以下では、ギリシャ危機として表象されるユーロ危機について先にそして主に検討しよう。

ユーロ危機は、間歇的ではあるが中・長期的プロセスを通じて表出し、その要因が複合的であり、欧州統合とその経済通貨同盟（EMU）の重要な特徴を変質させてきている。

I ユーロ危機の本質と諸段階

ユーロ危機の本質は何か。その本質的動因となっているのは、西欧諸国の総合大金融グループ（巨大銀行、投資銀行、ヘッジファンドなど）に代表される金融資本主義が次第に欧州経済の主役となり、欧州域内でより広くより深く、そして欧洲領域を超えて猛烈な金融・投資活動を行い、リスク発生にたいしては自己資本価値の維持を最優先にしながら、将来の金融・投資活動の再活発化を狙っている点にある。このような欧州金融資本主義の衝動にたいして、EUとEMU（そして各国）のガバナンスは、公的金融（財政）については細部まで規制しながらも、民間金融（特に民間債務）については全く規制がなく、民間金融・投資活動を有効に規制、コントロールできなかつた。膨大な国家・家計・民間の債務が積み上がり、欧州経済の再浮上の足を引っ張っている。

では、ユーロ危機が中・長期的な、その表出過程であるとはどういうことか。上記の金融的衝動と諸規制によるコントロールの機能不能とはつきのような段階的過程を歩んできた。危機の前段階、EUは、人・モノ・マネー・サービスの単一市場の成立（1993年）の上に歴史的好機（ドイツ統一と比較的長期の経済的安定期）を利用して、ユーロ導入（1999年；現金流通2002年）を

急いだが、それらを制度的に支えるはずの政治統合の前進をEU市民は拒否していった（憲法条約の05年以降批准拒否と、09年末その修正版・改革条約を辛うじて批准）。東のペリフェリ（中東欧）諸国は市場経済改革（体制転換からEU加盟準備まで）を急いだが、南のペリフェリ＝周縁国家は諸改革を緩めた（あるいはそれが許された）。その結果、欧州の政治・経済・金融・通貨ガバナンスはモザイク状（各別の相違）で非対称的（集権制と分権制の混合）なものとなった。第1段階はサブプライムローンの危機で始まったが、第2段階は09年ギリシャ政権交代から再開された。翌年（5月）に銀行危機（不良債権累積問題）がギリシャをはじめ南・東欧のソブリン（政府債務とデフォルト）危機を生みだし、そのなかで相互のもたれ合い関係が明るみに出る。そこでその危機管理と救済に登場したのは外部の国際組織、ドイツの強い要請で招聘された国際通貨基金（IMF）である。EU委員会と欧州中央銀行（ECB）はそれとタッグを組んだ（トロイカ）。トロイカは一方では財政支援策を作成しながら、他方では緊縮財政政策＝借り手責任を押し付けることで南欧3カ国のデフォルト危機を乗り切った。だが、それは欧州の大手金融機関の貸し手責任の放免と債務国成長回復軌道への政策転換の放棄に結果した。

第3段階は11年6月のギリシャのデフォルト懸念の再発から始まり、危機はイタリア、ギリシャの政権交代を引き起こし、EUコア諸国にも全面的に波及はじめた。それが危機支援対策とユーロ制度改革を数段と前進させた。救済の主役はトロイカからECBにシフトして行き、欧州諸銀行に無限の公的資金（ユーロ銀行への3年満期低利子1兆ユーロの供与）が供給され始めた（プライス2015）。そして危機は鎮静化した。

第4段階は12年04月に始まり、ギリシャのユーロ離脱とユーロ崩壊が意識・喧伝されはじめた。更なるユーロ制度改革（銀行同盟構想）とECBの新規国債購入措置の出動（無限の公的資金の追加）、初めてのギリシャの民間債務分の

カット（公的債務はカットなし）により終息していった。14年春ECBは総額1兆ユーロ以上の金融緩和政策をデフレ対策として実施した。

II ユーロ危機の第5段階としてのギリシャ危機

ところで、トロイカによるギリシャの危機診断と救済策は役立たないどころか、反対に大不況・大量失業の淵にギリシャを沈ませることになった。このなかで、2015年1月急進左翼連合シリザ政権が誕生することによって第5段階が始まった。シリザは財政緊縮反対、大幅な債務削減、IMFの退場で総選挙を闘い、勝利した。その後成立したシリザのチプラス政権は、同年2月から8月にかけて、目前に迫ったデフォルトを回避して、債務カットも含めた金融支援の条件をめぐる交渉と駆け引きに鎧を削った。この長丁場の悪戦苦闘は、その途中にどんでん返しと瀬戸際作戦（7月国民投票）や再逆転（ドイツによる強硬な5年間ギリシャ・ユーロ離脱論の提起）があり、世界の耳目を集めたが、結果は8月ギリシャ側の敗北に終わった。ギリシャは「半植民地」と化した（田中素香2016）。

ここでは第3次ギリシャ支援の合意点を少し詳しくみていこう（European Parliament 2016）。（1）金融機関への支援を含む、3年間で総額860億ユーロの融資（欧洲安定メカニズム）を受ける。（2）そのためのコンディショナリティとして、年金制度改革、付加価値税の増税、統計局の独立化、基礎的財政収支目標の設定と自動削減手法の法制化、民事訴訟法の制定、銀行再建等の法制化が条件付けられた。基礎的財政収支目標（経済成長目標）とは、財政差額をGDP比で2015年にマイナス0.5%（マイナス2.3）、16年プラス0.5%（マイナス1.3%）、17年1.75%（2.7%）、18年3.5%（3.1%）にすることである。さらに、（3）EU監督下での500億ユーロ規模の民営化基金（内125億ユーロは債務返済、125億ユーロを国内投資に活用可能）設立が同意された。（4）基礎

的財政収支目標の達成や債務削減の可能性も含めた改革評価が定期的に行われる。国家主権の多くがはく奪されている。

自らの信を問うた7月の国民投票の意思表示に反して、チプラス政権はこれを、8月14日に受け入れた。その後、ギリシャ国会はこれを承認し、9月に実施された総選挙は、この妥協を受け入れたシリザとチプラス首相を政権の座に留ませた。上記の合意に関わる具体的な構造改革案は10月にユーロ圏側に提出され、2016年1月中旬より第一次審査が開始されている。ギリシャ政府は早期の「合格」を期待するが、「終了まで数ヵ月かかる」との見通しである。今年2月になり、年金改革に関わって、一段の給付額削減と保険料負担引き上げの政府提案や農家向けの優遇税制見直し提案をめぐり議会内対立が厳しさを増した。市民／労組の抗議行動の高まりや過激化が見られる。ギリシャ危機は解決の見込みがほとんどなく、第3次支援が終了する3年以内に（あるいはもっと早く）再発する危険性が極めて高い。なぜだろうか。それはギリシャ危機の要因が複合的で絡み合っているからである。

III ギリシャ危機の複合的性格

ギリシャ危機の要因が複合的で絡み合っているとはどういうことか。危機の原因をめぐっては、この国の民族的特質や歴史的特殊性を指摘することは簡単にできる（そして声高に叫ばれている）が、危機の核心はそこにはない。核心はシステムの側と、そしてトロイカによる誤った診断と処方箋（危機管理のミス）にあったからである。後者については、トロイカが構造的返済不能説ではなくて流動性不足による危機説に立っていた。

システム要因で第1に指摘しなければならない点は（以下、田中宏2015）、コア諸国・企業のフリー・ライディング（ただ乗り）である。EU・ユーロ圏で新しい霸権国となったドイツ（と多くの国民）は、自由市場万能主義を信じ、EUの東方拡大が東欧の低賃金生産ネットワークを歐州の

コア、ドイツに統合することを助けたこと、そして共通通貨は以前の為替調整により国際競争力を回復する手段を南東欧諸国から奪っていることに目をつむり、不況と競争に耐えることでドイツの今日の繁栄がもたらされた、ギリシャもそうすべきだと信じている。さらに、南欧や中東欧に巨額な投資・金融貸付を行い、不動産バブルを推進した西欧大銀行グループも貸し手責任をトロイカによって免除されただけでなく、その民間債務は放漫な欧州国家の「公的債務危機」と改名され（ブライス 2015）、その上 ECB によって無限の公的資金の追加供給が準備されている。第 2 に、単一金利と単一為替レートのもとで南欧のペリフェリ地域とドイツ・北欧のコア地域の間の潜在的な格差が、不均等な経済発展と貿易・経常収支の不均衡として顕在化し、危機後は長期金利の格差、失業率と経済成長率の格差となっている。緊縮経済はペリフェリ地域の経済再浮揚を抑制している。第 3 にあげられるのは、マーストリヒト条約を基本とする EMU の不完全さと制度設計図の欠陥である。通貨同盟はほぼ均質で経済発展水準の等しい諸国（EU コア諸国）の共通通貨の創設として構想された。このオリジナルな構想にたいして、西欧の金融資本グループや産業資本グループは周縁地域を含むより広域の経済通貨同盟を望み、そして周縁諸国（市民）は EU の二級国家・二級市民になることを避けるように望んだ。最終的には加盟のための 4 つの名目収斂基準（実質的収斂基準や制度的収斂基準ではなくて）を満たすことでの EU のペリフェリ諸国が参加した。EMU は財政の再配分機能がそぎ落とされて、財政赤字、対外収支赤字は赤字国の自己責任であると宣言されていた。そして最後だが最も重要なこととして、第 4 に、世界・欧州の金融システムの相対的安定性と市場システムへの過信を前提にして、通貨同盟からの脱退・離脱のシステムがなかったことが決定的だった。それがユーロ体制自体の危機管理能力の欠如、ミスや EU 統合の正統性の後退と結びついていった。

では、この危機のプロセスを通じて、欧州統合

と通貨同盟はどのように制度的に変質してきたのだろうか（田中素香 2016 III 章参照）。第 1 の柱はマクロ経済不均衡を是正するユーロ改革である。更に細部にわたりマクロ経済指標を監督し（6 パック）、不均衡是正措置を強制（MIP）して、財政規制の導入義務づけ、自動的は正措置の強制、赤字国の監視強化（ユーロプラス協定、財政政策、2 パック）を行う。これは古き計画経済制度とマクロ経済管理手法の非政治化を思い起こさせる。第 2 の柱は、欧州安定化メカニズム（ESM）と ECB の新規国債購入措置（OMT）で危機国の救済が制度化されたことである。いざれも救済は市場で調達された資金で実行され、無限の公的資金の追加供給が準備されている。第 3 の柱は、単一銀行監督と单一破綻処理の 2 つの制度を組み合わせた銀行同盟の形成である。預金保険制度は組み込むことができなかった。フランクフルトとブリュッセルから周縁国の金融危機を監督制度と破綻処理制度で監督処理すること狙っている。

これらは、通貨同盟が上からの「目標数値と制裁の同盟」（田中宏 2015）、「帝国型」通貨同盟（田中素香 2016）に転換したこと示している。この同盟は、一方では、周縁国の危機が EU コア諸国波及型へ変化するのを防止する制度を整えたという点では極めて大きな前進である。だが他方では、改革された諸制度は条約改正で正統性が確保されているわけではなく、EU 市民がその意思決定に参加せず、ユーロ加盟政府間の妥協と上からの官僚的専門性によるコントロールによって置き換えられているのである。この置換を逆方向から見れば、それは、欧州金融資本主義の衝動をどのように飼いならし、欧州社会のなかに埋め込むか、という下からの制度化の方向性と展望が不明瞭ではないだろうか。

ではギリシャ危機をこのようにみたとき、そこで感じる、難民問題とのある種の共通性とは何だろうか。それは付帯的損害（collateral damage）の連鎖ではないだろうか。EU は 2003 年に欧州近隣諸国政策（ENP）を制定して、地中海沿岸諸

国、南カフカース諸国、加盟国候補国以外の東欧諸国に、EU 加盟を前提にしないで、政治・経済・通商・人権の共通空間を創出するよう周辺各国に政策転換を迫ってきていた。EU 国境を越えた大歐州経済圏の構築を構想していたのである。ところが、域内の自由通行を認めるシェンゲン条約は、非シェンゲン国との国境のより厳格な管理を求めているが、ENP の前に、疎かにされ機能停止が放置されてきた（以下、盛田常夫 2016）。難民の EU への移動を規制するはずのダブリン条約も欧洲規模の国境監視・管理協力の体制強化が求められながらも、総論的合意に留まっていた（2013 年）。そのような状況のなかで、米軍が 2014 年 8 月以降イラク空爆を開始して、翌 9 月には空爆はシリアへ拡大された（ロシア軍の反政府側への空爆開始は 2015 年 10 月）。これで、シリア国家そのものの解体が進行する。そのなかで、家屋・生活・生命の日々の破壊で将来の再建の見通しを失った人々がヨーロッパをめざし始めたのである。この付帯的損害の被害者がシリア難民であり、欧洲近隣諸国政策の線に沿って欧洲・ドイツに向かったのである。ENP で提唱する政治・経済・通商は潰れても、人権は移動可能である。これに他地域の経済難民が加わる。メルケル首相は連帶と人道の旗印にリーダーシップを發揮し、100 万人以上の難民が欧洲に押し寄せた（2014 年 36 万人）。メルケルはその後難民引き受けの強制クオータ制（9 月）、自動的割り当ての恒久クオータ制（10 月）、トルコでの難民対策への支援と EU8 カ国側の 40 万人引受けを提案した。だが各国は自国の事情に応じて対応し、いずれの提案も不透明なままである。国際的ジャーナリズムでは、欧洲の人権と連帶を旗印に難民を受け入れる EU とメルケル、これを拒否するハンガリーをはじめとする中東欧 4 カ国という対立構図を描き出している（2 月 18-19 日の EU 首脳会議前に中東欧 4 カ国首脳会議が開催され、ギリシャに上陸する移民・難民の受け入

れの対応を協議。3 月 18 日の首脳会議でトルコも含めて正式合意（日経 2016.03.19）。しかしこの構図は歪んでいる。欧洲にはすでに多民族国家に接近している国（仮独）、イスラム移民を労働力として受け入れた国（ベルギーとオランダ）、積極的移民政策の国（北欧）がある一方、多民族国家から单一民族国家へ純化し、民族的アイデンティティの強化を現代化とキャッチアップに結びつけようとする国（東欧の新加盟国）が存在する。これを連帶と人権を否定する国として非難することはできないだろう。むしろシェンゲン条約とダブリン条約が機能不全にあること、そして欧洲における連帶の到達レベルが社会的不安を解消するまでになっていないことの問題点の裏返し、つまり付帯的損害の連鎖ではないだろうか。

ユーロ危機の付帯的損害の被害者はギリシャとその市民であったが、難民問題ではシリア等からの難民であり、一部は中東欧・南東諸国である。両者ともに EU の政治・経済・社会・生活空間に不確実性と不安定性を持ち込んでいるが、それを一定の目標数値とパラメータの中に留める形でブリュッセルとドイツは欧洲と EU の未来をつくりかえようとしている。

参考文献

- [1] マーク・プライス（2015）『緊縮策という病』若田 部昌澄監訳 NTT 出版
- [2] 田中素香（2016）『ユーロ危機とギリシャ反乱』岩波新書
- [3] 田中宏（2015）「ユーロと EU 経済はどこにむかうのか」『経済』9 月号、100-118 頁.
- [4] 盛田常夫（2016）「欧洲の『難民』『移民』流入問題を考える」（2016.02.05 シンポ資料）
- [5] European Parliament（2016）Greece's financial assistance program (1.February 2016)。

（たなか ひろし 所員 立命館大学）

「化石燃料時代の終焉」——パリ協定に見る パラダイムシフトと取り残される日本

大久保 ゆり

はじめに

2015年末にフランスで開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）で合意された「パリ協定」は、気候変動対策にとって大きな進展であつただけでなく、世界の経済発展のあり方が新たな時代に入ったことを認識させる内容となった。産業革命以降、これまでの経済発展は化石燃料をエネルギー源としてきたが、これに依存する時代を今世紀後半には終了し、脱炭素型の経済社会の発展を196カ国の国々が目指すと決めた歴史的なものであった。

2009年（COP15）のコペンハーゲン会議で合意に失敗した7年前と今では、次の2点で世界の認識は変わったと考える。一つは、気候変動に起因すると考えられる災害が世界で頻発、深刻化し、途上国先進国関係なく今後の被害の膨大さを実感として持つようになったことである。もう一つは、脱化石燃料を目指すことが環境にとってだけでなく経済発展にとっても望ましい方向に進むことを、国際社会が認識し始めたことである。

本稿では、この被害への実感に支えられた野心的な長期目標合意の背景及びその中身と、様々なステークホルダーが化石燃料の資産をリスクととらえて撤退し、自然エネルギーにシフトしていくなか、日本が石炭依存を強めている点に焦点をあて、パリ協定の日本への示唆を考察する。

I 今世紀後半に排出実質ゼロと 1.5°Cの長期目標

パリ協定の大きな成果は、長期目標として、地表の平均気温上昇を産業革命以前と比較して2°C

を十分に下回るように抑えることを定め、更に1.5°Cに収まるよう努力することとしたことである。また、「今世紀の後半には、人間活動による温室効果ガスの排出量を、実質的にゼロにする」という内容が具体的に定められたことである。実際のパリ協定の文書では、この部分は「今世紀の後半には人為的な排出量を人為的な吸收量とバランスさせるようにする」とある。人為的な排出量は膨大であるが、植林などの人為的な吸收量はそれに比べると微々たるものであり、実質的に排出をゼロにすることと等しい。また、森林や海、陸地にも二酸化炭素（CO₂）が自然吸収されるため、人為的な排出量をゼロにすれば、大気中の温室効果ガスは自然吸収される分で減少することになり、気温上昇の抑制につながる。産業革命以前から2°C、もしくは1.5°Cに気温上昇を抑えるという目標は、このように人為的な排出をゼロにした上で、追加的に海や陸地にCO₂が自然吸収されることでようやく達成され得るものである。この意味するところは、日本では大きく伝えられていない。これは正に英紙ガーディアンがパリ協定の合意を伝える見出しで表現したように「化石燃料時代の終焉」である¹⁾。更に、早ければ2050年にこれを達成するとの道筋まで示されたのである。

パリ協定で、「2°Cを十分に下回る」目標や、1.5°Cの努力目標が入ったことは、この交渉に関わってきた（特に日本の）関係者の中では驚きをもって受け止められた。1.5°C目標は「生き残るために」に合意に欠かせない目標として、既に2009年のコペンハーゲンの頃から気候変動の影響に脆弱な島嶼国等が主張し、後発開発途上国グループなど90カ国のポジションになったが、日本では深く検討されたことはない。しかし、この1.5°Cへの動きは、島嶼国が研究機関やNGOを味

方に交渉の力をつけ、対策に前向きな国々と結びつくことで徐々に支持を広げてきていた。パリ協定の2年前頃から、欧州や南米のメキシコやペルーといった対策を求める国々と、マーシャル諸島やアンゴラなど、気候変動の影響に脆弱な国々14カ国程度の大半が集まり、1.5℃目標や5年サイクルでの目標見直し、法的拘束力等、野心的なパリ合意に必要な要素について非公式に会合を重ねた。パリ会議前には、先進国も途上国も関係なく、1.5℃目標も含む野心的な合意に賛同する国々を数十カ国に拡大させた。この動きがマスコミに取り上げられ、大きなうねりとなったのは、COP21の会期後半に入り、欧州がこの非公式な会合の存在を発表し、その後にブラジルやアメリカが「高い野心同盟」と名付けて電撃的な参加表明をした後である。この同盟に賛同するトップ交渉官が、並んで最後の総会に向かう様子は、多くのマスコミに取り上げられ、合意の機運を最大限に盛り上げた。この同盟に大きな役割を果たしたのは、マーシャル諸島のデ布拉ム外務大臣のリーダーシップであった²⁾。長期の気温上昇目標の合意については島嶼国が最後まで大きな役割を果たした。パリ会議前には、すべての国の削減目標を足し合わせても2.7℃の気温上昇にしか抑えられないという条約事務局の報告が出されており³⁾、2℃を「十分に下回る」といった表現、ましてや1.5℃目標が入ることは特に日本では現実的とは捉えられていなかったと考えられる。

II パリ協定の実効性

一部では、パリ協定は目標達成に法的拘束力がないため弱い協定である、あるいは、自主的に各國が目標を提出する自主目標アプローチは日本が主張してきたものと一緒にという論調があるが⁴⁾、パリ協定を、目標達成できなくても咎められないゆるい国際枠組みとなるのは間違いである。パリ協定は、長期目標に向けて各国の削減目標の実効性を高めるための工夫が施されている。まず第1に、5年ごとに目標を作成し、提出し、達成に向

けて国内措置を実施することは法的義務としてOECD諸国に限らずすべての締約国に課せられている。第2に、締約国は目標の達成をめざして、国内措置を実施する義務がある。第3に、目標の透明性、理解に必要な情報を提供し、目標について十分な説明を行う義務がある。また、先進国は総量排出削減目標を約束する義務があり、いずれはすべての国が総量排出削減目標を掲げることが想定されている。さらに5年ごとに提出する目標は、以前の目標よりもさらに強化されたものであり、その国ができる最高水準の削減でなければならない。最初の2030年の目標提出は、2019年であり、その後5年サイクルで目標を提出し、また世界全体の長期目標に照らし合わせた進捗についても、5年サイクルで全体レビューを実施するというプロセスに合意している。目標の進捗状況については、すべての国が共通の様式やガイドラインで定期的に報告し、専門家のレビューも受ける。このような短期的な5年サイクルに加えて、締約国は今世紀半ばまでの長期的な低炭素発展戦略を作成し、2020年までに提出することが要請されており、長期的な削減ビジョンも示していくなければならない。

このように実効性を高めるための工夫がされているのは、パリ協定が削減目標の達成自体に法的拘束力を持たせられなかったという背景がある。この主要な要因は、アメリカの国内事情による。目標達成が義務化されれば、米国議会で多数派を占める共和党が議会での承認を求め、気候変動対策に消極的な同黨の反対で大排出国である米国の参加が危ぶまれたからである。京都議定書は、当時のOECD諸国であった先進諸国のみに削減義務を課し、不遵守の際の厳しい罰則も課すことで実効性を担保した。一方で、パリ協定は不遵守の場合の罰則はないが、すべての国が削減目標を掲げ、国際的に情報公開を広げることで実施を担保しようとする枠組みと言える。これを機能させるのか否かは締約国次第ではあるが、COP21に先駆けて、世界の温室効果ガス排出の98%以上を占める184カ国のが自国の目標を出したこ

とは、世界的に強い枠組みを作る意思表示であったと考える。結果、すべての国が実施することで普遍性が高まり、長期的に将来に渡って削減していくことへの道筋が示された。

III 脱石炭の動きと石炭推進戦略を掲げる日本

パリ協定に向けて、脱化石燃料、特に脱石炭の動きは、欧米諸国、自治体、金融機関などの間で既に2～3年前から始まっていた。

アメリカはオバマ政権の下、2013年6月に発表した気候変動行動計画の中で海外の石炭火力新設に対する米政府の公的支援の終了を発表すると同時に、他国や多国間開発銀行に対しても、早急に同様の措置を取るよう求めていく宣言をした。この翌月には世界銀行が融資ガイドラインで石炭火力の融資を原則行わない方針を固め、12月にはアメリカ輸出入銀行と欧州復興開発銀行が融資の停止を発表した。欧州8カ国もこれに同調し、イギリスは融資だけでなく既存のものも含めて2025年までに自国のすべての石炭火力を廃止する。アメリカ国内でも、CO₂分離・回収・貯留技術を導入しなければ石炭火発を新設できないため、実質的に建設は制限された。

また、将来の融資を停止するだけでなく、これまでの化石燃料資産から撤退する「ダイベストメント」と呼ばれる動きが、国や開発銀行だけでなく、世界の金融機関、大学、自治体、年金基金などの中で、急速に広がっている。この動きは、気候変動のリスクに加えて、今後のCO₂規制で化石燃料ビジネスはリスクが非常に高いと考えられている背景がある。これを「カーボン・バブル」といい、2011年に英国のシンクタンクであるカーボン・トラッカーが最初に報告書の中で警告した。世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える場合、2000年から2050年の間に許容できるCO₂排出量は8860億万トンであり、2011年までに既に排出してしまった分を差し引くと、残りの許容量は5650億万トンになる。一方で、現在、世界の

企業などが保有している石炭、石油、天然ガスの化石燃料資産を全て燃焼した場合に排出されるCO₂は、2兆7950億トンに達する。よって、2℃目標を達成するには、これらの企業が資産として保有している8割が燃やせない燃料であり、回収できない「座礁資産」となってしまう。この動きもCOP21に向けた大きなうねりの一つであり、パリに向けて43カ国から資産総額3.4兆米ドルを超える500機関がダイベストメントを発表した。それぞれ内容には程度の差があるが、世界有数の保険会社アクサや米銀大手のウェルズ・ファーゴ、モルガン・スタンレー、シティーグループなどの他、スウェーデンの年金基金やノルウェーの世界最大の政府系ファンドなどが参加している。例えばノルウェーの政府系ファンドは、石炭事業からの利益を得る事業者の株の売却を発表し、日本の主要電力会社など8社も対象となっている。この動きは個々の事業者だけの問題で止まりそうにもない。2015年末には、世界25か国の財務当局で中央銀行などが構成する国際機関、金融安定理事会が「カーボン・バブル」のリスクを検討するタスクフォースを設置しており、投資判断の基準となるように、企業の保有する化石燃料資産、低炭素経済への転換計画などの情報開示基準を検討している。

日本もこの世界の動きと決して無関係ではないかもしれないが、現時点では脱石炭の流れに逆行している。日本は2013年6月に発表した成長戦略「日本再興戦略」の中で、高効率火力発電を徹底活用してエネルギーコストを低減し、環境アセスメントを迅速化し、民間企業が円滑に投資できる環境を整備するとした⁵⁾。また、世界最高水準の効率を有する石炭火力発電所を我が国で率先して導入していくと共に世界へ積極的に展開するとした。しかし、石炭火力は最も高効率のものでも、ガス火力の2倍以上のCO₂を排出する。石炭火力のエネルギーコストが低いのは、気候変動対策としての炭素税や排出量取引制度等の導入がないことが大きい。日本は京都議定書の第1約束期間が終わった2012年以降、国内の気候変動対策計画を

有しておらず、この無計画状態は4年目に突入しようとしている。このような中、2016年4月から始まる電力の小売全面自由化に向けた価格競争もあり、再稼働が困難な原発に替わる電源を確保しようとする既存電力会社や、電力市場進出を図る新規参入組が、今後47基も石炭火力の新設を計画している。すべて建設されれば、現在の日本の排出の1割を占め、2030年に2013年比で26%削減の目標達成が困難となる。事業者は、今後40年以上の稼働を見積もって投資回収と事業計画を立てていると考えられるが、世界の動きを見れば、建設後何十年も稼働しなければ採算が取れないこれらの発電所を今新設するのは、非常に楽観的な計画のように見える。

IV 低下する 自然エネルギーのコストと 「自然エネルギー100%」 目標の広がり

パリ協定の合意に向けてもう一つ重要、かつ特徴的であったのは、「自然エネルギー100%」の目標が国、企業、自治体、市民、宗教界などで共有され始めたことである。RE100キャンペーンにはグーグル、マイクロソフト、BMWやイケア等、世界的企業が50以上名を連ねている⁶⁾。途上国43か国で構成される「気候脆弱国フォーラム」は、その首脳会合において、完全に経済を脱炭素化し、2050年までに自然エネルギー100%の達成をめざすとした。また、パリ市が会期中に1000名の自治体首長会議を呼びかけ、自治体で「パリ市庁宣言」を発表し、「2050年までに100%自然エネルギーもしくは80%の二酸化炭素削減」を目標に掲げた⁷⁾。ソーシャルメディアを活用して繰り広げられた宗教者を中心とした「The People's Pilgrimage——民衆の巡礼」運動では、「100%クリーンで安全な未来がほしい」との内容に世界から178万528人が署名し、気候変動枠組み条約事務局長に手渡された⁸⁾。その他、アフリカ連合等が主導して結成した「アフリカ自然エネ

ルギニシアタイプ」、インドのモディ首相主導で設立された「国際太陽同盟」、ビル・ゲイツ氏や孫正義氏などの起業家による自然エネルギー技術開発への巨額投資など、会期中は自然エネルギー促進に向けた動きが連日発表され、脱炭素社会を目指す合意に向けて最も大きな存在感を示していた。

日本は残念ながらこの自然エネルギーの波にも乗り切れていない。欧米先進国と比べても特殊な日本の石炭推進計画は、政府が目標とする2030年の電源構成にも表れている。その内訳は、天然ガス27%、石炭26%、石油3%、自然エネルギー22~24%、原子力20~22%，というものである。日本の2030年削減目標の前提は、政府が決めたこの電源構成に基づいており、温室効果ガスを大量に出す石炭火力とリスクの大きい原子力を「ベースロード電源」にし、太陽光や風力の伸びを抑える内容となっている。そしてこれまでの日本政府の温暖化対策の議論は、エネルギーの議論で言えば主に石炭火力の高効率化か原子力の推進であった。

世界を見れば脱炭素化の主役を担うのは、石炭の効率化でも、原子力でもなく、省エネと自然エネルギーである。しかし、日本では主にコストの面で非現実的と批判される場合が多い。一方で、世界の自然エネルギー導入量は右肩上がりで急上昇し、2015年には世界の風力発電設備の発電能力は、4億kWを超えて原発設備の発電能力を上回った。

この自然エネルギー導入拡大の最大の推進要因は、発電コストの急速な低下だと言える。米エネルギー省の風力発電技術市場報告書では、2014年における全米の風力発電の1kWhあたりの平均購入契約価格は2013年度よりも1.5セント下がり、4.5セントになったことが報告されている。これは税控除額を加えた額であり、加えなければ2.35セントである。また、インドでは、太陽光のコストが劇的に低下し、2015年には輸入石炭火力発電コストと逆転した。国際再生可能エネルギー機関(2015)の報告書によれば、2010年から

2014年の過去5年間で、太陽光結晶パネルの平均価格が75%も低下している。そして、インドだけでなく、既に世界の多くの地域で、太陽光や風力は、化石燃料による発電と同じか、それよりも安いコストで発電していると報告されている。

おわりに

日本はパリ協定を受けて、首相官邸の地球温暖化対策推進本部が「国民運動」と「革新的技術開発」を強化するとしており⁹⁾、世界が既にある省エネと自然エネルギーの技術で脱炭素化の方向に進もうとしている動きから、今のところ学ぼうといかない。目指すところは、排出を前提とした低炭素ではなく、脱炭素社会なのだ。これはパラダイムシフトと呼べるくらい大きな発想の転換である。

COP21の首脳級会合でのオバマ米大統領の発言は、パリ合意を生んだ今の世界の状況とこれからの方向性がよく示されている。国内で自然エネルギーを急激に増やした結果、自然エネルギーが従来の化石燃料型のエネルギーよりも安くなったとし、ビジネス関係者に対して、排出削減に向けて投資をやすことが、経済的にもプラスになると演説したのである。削減目標達成に法的拘束力がなく、義務のない弱い協定であるという認識から、日本のビジネス界は抜け出す時ではないか。様々なステークホルダーの動きに見たように、国も自治体も企業も、自発的に排出量が少ないものに投資することで発展しようという、新たな時代に入ろうとしている。

注

- 1) The Guardian "Paris climate deal: nearly 200 nations sign in end of fossil fuel era", 12 December 2015. <http://www.theguardian.com/environment/2015/dec/12/paris-climate-deal-200-nations-sign-finish-fossil-fuel-era> (2016.2.15 閲覧)
- 2) European Commission 演説より "Historic climate deal in Paris: speech by Commissioner Miguel Arias Cañete at the press conference on the results of COP21 climate conference in Paris" Brussels, 14 December 2015. <http://europa.eu/rapid/press-releases/-/press-15/15000>

release_SPEECH-15-6320_en.htm (2016.2.15 閲覧)

- 3) UNFCCC (2015) "Synthesis report on the aggregate effect of Intended Nationally Determined Commitments", <http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/07.pdf> (2016.2.15 閲覧)
- 4) 例えば、2015年12月13日のNHK日曜討論「COP21 どう進める温暖化対策」における川口順子、山地憲治、大野輝之、蟹江憲史、江守正多の各氏による議論。
- 5) 安部首相官邸「日本再興戦略」2013年6月14日, 51, 70-71 頁
- 6) RE100 <http://there100.org/> 参照
- 7) Climate Summit for Local Leaders "Paris City Hall Declaration: A decisive contribution to COP21", 4 December 2015, Paris. http://www.uclg.org/sites/default/files/climate_summit_final_declaration.pdf
- 8) The People's Pilgrimage. <http://peoplespilgrimage.org/about.html> 参照。
- 9) 安部首相官邸地球温暖化対策推進本部決定パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針, 2015年12月22日, 1-2 頁。

参考文献

- [1] Carbon Tracker Initiatives (2011) "Unburnable Carbon- Are the world's financial markets carrying a carbon bubble?" <http://www.carbontracker.org/wp-content/uploads/2014/09/Unburnable-Carbon-Full-rev2-1.pdf>
- [2] IRENA (2014) "Rethinking Energy-y: Towards a new power system" http://www.irena.org/rethinking/Rethinking_FullReport_web_view.pdf
- [3] Tim Buckley (2015) "India's Electricity Sector Transformation" Report Institute for Energy Economics and Financial Analysis <http://ieefa.org/india-electricity-sector-transformation/>
- [4] Tom Sanzillo (2015) "Case for Divesting Coal from the Norwegian Government Pension Fund Global" Report Institute for Energy Economics and Financial Analysis. <http://ieefa.org/its-time-for-norways-pension-fund-to-divest-more-of-its-coal-holdings-heres-how-to-do-it/>
- [5] UNFCCC (2015) "Paris Agreement", http://unfccc.int/files/home/application/pdf/paris_agreement.pdf
- [6] US Energy Department (2014) "Wind Technologies Market Report", <http://energy.gov/sites/prod/files/2015/08/f25/2014-Wind-Technologies-Market-Report-8.7.pdf>
(リンクはすべて 2016.2.15 閲覧)

(おおくぼ ゆり)

大手電機メーカーの不正会計の考察

前島 賢土

はじめに

本稿では、大手電機メーカーである東芝の不正会計を考察する。東芝の不正会計は2016年1月現在、刑罰を課せられていないので、犯罪とは言えず、ホワイトカラー犯罪の一類型である組織体犯罪（合法的な職業についている人物が、組織の利益を目的としてその職業上行う行為から構成される、合法的な組織を主体とする合法的な組織自体の犯罪）とは言えない。なお、組織体犯罪としては公害、薬害、独占禁止法違反等があげられる。しかし、東芝の不正会計は問題性が大きく、組織体犯罪に近似したものであり、組織体逸脱と言える。ちなみに、ホワイトカラー犯罪のもう一つの類型は職務犯罪（合法的な職業についている人物が、個人的な利益を目的としてその職業上犯す犯罪）である。職務犯罪としては業務上横領、収賄等があげられる。

I 不正会計のあらまし

東芝の不正会計の概略を、新聞で報道された第三者委員会報告書全文の要旨からみていく。

連結決算の下方修正額は2009年3月期から14年4～12月期で売上高が149億円、税引き前利益は1518億円。利益水増しの内訳は電力計などのインフラ事業で477億円、映像、パソコン事業の部品取引・経費計上で680億円、半導体事業の在庫で360億円だった。インフラ事業では「工事進行基準」と呼ばれる会計基準を適切に用いず、原価の過少計上や売上高の過大計上が行われた。発電所建設の工事原価が13年7～9月期に3億8500万ドル、10～12月期に4億100万ドル増加するリスクを連結子会社が報告したが、それぞれ6900万ドル、2億9300万ドルとして会計処理し

た。最高財務責任者が裏付けのない原価の増加見積額を計上することを考案し、社長の了承を得た。業績へのマイナス影響を回避する意図で行われた可能性が高い。地下鉄用電機製品の受注では、11年度末の会計処理で当時の社長が数十億円の損失見込みを認識していたが、引当金計上を指示した形跡は見当たらない。設備更新工事では、社長が35億円の損失の計上時期を13年10～12月期ではなく14年1～3月期に行う方針を示した。損失計上を先延ばしする意図があったとみられる。映像事業では遅くとも08年ごろから、損益目標を達成するため「キャリーオーバー」と称する損益調整で当期利益をかさ上げしてきた。先代の社長は担当部署による収支改善説明に「全く駄目。やり直し」、社長は「テレビは何だ、このでいたらしく。黒字にできないならテレビ事業をやめる」などと発言した。両氏は利益かさ上げを認識していたと認められるが、何らの対応も行っていない。パソコン事業では当期利益のかさ上げを目的に、製造委託先に通常より高い価格で無理に部品を買わせる「押し込み」販売が行われた。08年度上半期に当時の社長は50億円の利益上積みを「チャレンジ」として求めた。先代の社長は3日で120億円の営業利益改善を求めるなど押し込みを誘発した。社長の就任後はかさ上げ解消が検討されたが、押し込みは継続的に実行された。社長ら経営トップが当期利益のかさ上げや費用・損失計上の先送りを認識したのに、中止や是正を指示しなかった案件があった。不適切会計は経営判断で行われ、是正は事実上不可能だった。社長への月例報告会では、社長が「チャレンジ」と称して各カンパニー社長に収益改善の目標値を示し、達成を強く迫った。カンパニー社長は目標必達のプレッシャーを強く受けている。東日本大震災や東京電力福島第1原発事故で極めて厳しい経営環境が続いている11年度から12年度は、とり

わけ不適切会計が幅広く行われた。上司の意向に逆らえない企業風土が存在していた。「チャレンジ」の結果、カンパニー社長や従業員らは目標達成のために不適切会計を継続的に実行していた。社長や最高財務責任者に至るまで利益を優先するあまり、適切な会計処理の意識が欠如していたり稀薄だったりした。業績評価部分の割合の高い業績評価制度の存在が、各カンパニーの「当期利益至上主義」に基づく予算や「チャレンジ」達成の動機づけ、プレッシャーにつながった可能性が高い。不適切会計には経営上層部が関与していた。予算達成のための目標設定は否定されるべきではないが、東芝の「チャレンジ」は必ず達成すべき目標として受け止められていた。各四半期末が近づき収益改善が困難になっても、何が何でも予算を達成させる意図で行われていた（毎日新聞2015年7月22日朝刊より）。

II 東芝の経営戦略

不正会計当時の東芝の経営者の言葉として「チャレンジ」が目を引く。本稿では、この「チャレンジ」を東芝の経営戦略としてとらえる。なお、本稿では経営戦略をミルズの動機論に基づいてみていく。ミルズは動機に関して、以下二つの文章として論じている。

「母親は、子供に『それをしてはいけません。それは欲ばかりというものですよ』といって、統制する。子供は、何をなすべきかを学ぶだけでなく、指示された行為を促進し非難される行為を抑止するような標準化された動機をも、与えられるのである」。「社会的行為の納得できる根拠とみなされる動機によって、人びとは自分たちの個人的行為を変えたり、思いとどまったり、あるいはいっそう力を入れたりする」。

ミルズは動機を行為の納得できる根拠、行為を促進したり抑止したりするものとしてとらえた。ミルズの論じた動機を経営戦略に置き換えて考察すると次のようになる。経営戦略は経営の納得できる方策である。経営戦略は企業にとって経営に

対して企業自身を納得させるものであり、また、企業にとって望ましいものとみなされることから、経営戦略は経営を促進する。ミルズは動機を社会的に付与される語彙としてとらえて言説論的に考察したが、本稿でも経営戦略を語彙としてとらえて言説論的に考察する。

不正会計当時の東芝の経営者の発言には「チャレンジ」といった利益増大、効率化を表す言葉が含まれている。「チャレンジ」が東芝の経営戦略であった。「チャレンジ」という東芝の経営戦略は不正会計を推し進めた。今沢によれば、人々、「チャレンジ」という言葉は東芝に1960年代半ばからあり、難しい課題にしっかり取り組め、そして返事をちゃんと出しなさいという意味だった。

III 経営戦略のよりどころ —利益至上主義と 効率至上主義—

前章でみたように、不正会計当時の東芝の経営戦略として「チャレンジ」があげられる。そして、「チャレンジ」という東芝の経営戦略のよりどころとして東芝が持っていた利益至上主義、効率至上主義というイデオロギーがあげられる。マルクスのイデオロギー論を発展させたアルチュセールのイデオロギー論とイーグルトンのイデオロギー論を参考にして筆者はイデオロギーを次のように定義する。

〈イデオロギーは、人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を「地図」という形で表明する行為遂行的言説である〉

イデオロギーは、人間が自らの実在条件との関係をどのように生きるかというその方法を表明し、人間自身に対して自分の生きる道を示すような「地図」を提供する。人間はイデオロギーによって示される「地図」に従うという形で自らの実在条件によって規定される。また、イデオロギーは、説得等といった何かことをなす言語行為である行為遂行的言説に属するものである。

企業においては、イデオロギーは現実における具体的な経営へ駆りたてるという側面をもち、経営戦略のよりどころとなる。また、イーグルトンはイデオロギーの特徴として行動志向性（観念の信奉者たちに目標、動機、規範、命令を授けること）、普遍化、自然化等をあげている。イデオロギーは行動志向性という特徴を持っており、人間の頭の中や本の中だけに留まらず、人間に動機を授け、その動機が人間の行為を促進する。企業においては、イデオロギーは経営戦略を授け、その経営戦略が経営を促進する。

東芝の経営者の発言には、「チャレンジ」という経営戦略がみられる。これは利益至上主義をよりどころとする。筆者は利益至上主義を次のように定義する。

〈利益至上主義とは、高い利益に至上の価値をおくイデオロギーである〉

この利益至上主義は効率至上主義と言い換えることができる。ウェーバーの合理化論と、ウェーバーの合理化論を現代社会に適用させたリッツアのマクドナルド化（マクドナルドに代表される効率化と計算可能化、予測可能化、制御）論を参考にして筆者は効率至上主義を次のように定義する。

〈効率至上主義とは、高い効率性に至上の価値をおくイデオロギーである〉

高い効率性が高い利益をもたらす。利益至上主義と効率至上主義は同義であり、表裏一体のものである。効率化とは、最小の費用によって最大の効果を目指すことである。効率化によって、最小の費用によって最大の利益が生み出される。

「グローバル化」が金科玉条とみなされる現在においては、国際競争が経営者を含めた日本人の切迫感をかき立て、高い効率性が求められる。高い効率性が、東芝を含めた日本企業が国際競争という経済環境で生き残るために急務で絶対に必要なことであると露骨に声高に主張され、至上の価値がおかれる。効率至上主義というイデオロギーの持つ説得力はあまりにも大きい。その大きさは効率至上主義の自明視をもたらし、効率至上主義以外の言説（経営家族主義等）は聞かれなく

なった。先ほど見たように、イーグルトンはイデオロギーの特徴として普遍化と自然化をあげている。イデオロギーは自らを「普遍的なもの」とし、また、自らを「自然なもの」、「当然のこと」、「当たり前のこと」であるとし、さらに、自らを「必然的なこと」であるとし、それ以外のオルタナティブな言説を排除しようとする特徴を持つ。東芝を含めた日本企業において、効率至上主義は自明視される。つまり、イデオロギーの特徴である普遍化と自然化が極大化される。そして、効率至上主義をよりどころとする「チャレンジ」という経営戦略も、その納得度や望ましさが極大化され、「チャレンジ」という経営戦略は不正会計を強力に推し進めた。

IV 経済環境

本章では、不正会計を行った東芝が直面した実在条件である現在の日本の経済環境を考察する。東芝が持っていたイデオロギーである効率至上主義は、現在の日本の経済環境によってもたらされたものである。本稿では、ブレナーの第二次世界大戦後の先進資本主義諸国の経済分析に基づき、現在の日本の経済環境を考察していく。

なお、ブレナーの分析を図式化すると次のようになる。「世界的な生産規模拡大（コストが相対的に低い後発国製造業者の世界市場への進出と、コストは相対的に高いが大量の支払い済みの固定資本と、占有権のある資産（納入業者や顧客との間で長年築き上げてきた関係、長年にわたって積み上げてきた技術的知識）を持つ先発国製造業者の世界市場からの退出の拒否）→世界的な過剰生産→国際競争の激化→価格低下→利潤率低下」。

ブレナーの分析は需給関係重視、価格重視であり、表層的であるが、企業は需給関係や価格の動向を意識し、経営を行なうので、ブレナーの分析は本稿のような経営戦略や企業が持つイデオロギーを考察する場合には重要である。

現在の日本の経済環境を考察していく。現在、中国等後発国の製造業者が積極的に世界市場に進

出し、日本等の先発国の製造業者が世界市場に踏みとどまろうとしている。このことは世界的な生産規模拡大を意味する。世界的な生産規模拡大は世界的な過剰生産傾向を生み出す。世界的な過剰生産傾向は製造業者間の国際競争を激化させる。国際競争の激化は価格低下傾向、利潤率低下圧力という経済状況をもたらす。このような現在の日本の経済環境に対して、東芝は効率至上主義というイデオロギーを持っていた。東芝は効率至上主義をよりどころとした「チャレンジ」という経営戦略を持っていた。そして、「チャレンジ」という経営戦略は不正会計を強力に促進した。

ところで、なぜ東芝は不正会計を行ってまで効率至上主義を固持したのであろうか。効率至上主義の固持に関してはリッツアのマクドナルド化論が参考になる。マクドナルド化は合理性の持つ有利な点（様々な商品の利用可能性の増大等）を提供し、人々はその合理性にのめりこんでゆき、合理性に執着して、人々はマクドナルド化の欠陥（食事をする場所の脱人間的環境への変化等）を無視し、見落とすようになる。また、マクドナルドそれ自体は文化的なイコンとなる。効率至上主義のもとで利益の増大にひかれて、東芝は利益増大にのめりこんでいった。その一方、東芝は効率至上主義の欠陥である不正会計を無視した。また、高い効率性で利益を増大させる「勝ち組」を「現在のグローバル化した経済でも強い日本企業」としてマスコミは喧伝した。マスコミの喧伝はナショナリズム的で、扇情的である。このナショナリズムのせいもあり、「勝ち組」は国際競争の中で成長しようとする日本企業にとってイコンとなった。その構図は、日本の輸出攻勢にアメリカが苦しんでいた1980年代にマクドナルドが「エクセレントカンパニー」とアメリカでみなされていた状況と類似していた。こうして、東芝を含めた日本企業は効率至上主義を固持した。

なお、東芝の場合には、東日本大震災や東京電力福島第1原発事故といった特殊で特有な、一時的な経済環境が不正会計の一因ともなっている。

まとめ

東芝の不正会計は、「チャレンジ」という経営戦略によって促進された。この経営戦略は利益至上主義、効率至上主義というイデオロギーをよりどころとする。また、効率至上主義は不正会計当時の東芝が直面した実在条件である現在の日本の経済環境によってもたらされた。この経済環境は今後も続く可能性が高い。不正会計は、東芝以外の企業にも生じる可能性がある。

参考文献

- [1] 今沢真 (2016)『東芝 不正会計 底なしの闇』毎日新聞出版
- [2] 前島賢土 (2015)「大手精密機器メーカーの組織体犯罪と『会社それ自体』の物神崇拜」『経済科学通信』第138号, 80-84頁。
- [3] アルチュセール, L. (1965)『マルクスのために』(河野健二他訳、平凡社、1994年)。
- [4] イーグルトン, T. (1990)『美のイデオロギー』(鈴木聰他訳、紀伊國屋書店、1996年)。
- [5] イーグルトン, T. (1991)『イデオロギーとは何か』(大橋洋一訳、平凡社、1999年)。
- [6] ウェーバー, M. (1921)『社会学の根本概念』(清水幾太郎訳、岩波書店、1972年)。
- [7] ガース, H.H., ミルズ, C.W. (1953)『性格と社会構造』(古城利明・杉森創吉訳、青木書店、1970年)。
- [8] ピーターズ, T. J., ウォータマン, R. H. Jr. (1982)『エクセレント・カンパニー（上）』(大前研一訳、講談社、1986年)。
- [9] ブレナー, R. (2002)『ブームとバブル』(石倉雅男・渡辺雅男訳、こぶし書房、2005年)。
- [10] ミルズ, C.W. (1940)『状況化された行為と動機の語彙』『権力・政治・民衆』(青井和夫・本間康平監訳、みすず書房、1971年)。
- [11] リッツア, G. (1996)『マクドナルド化する社会』(正岡寛司監訳、早稲田大学出版部、1999年)。
- [12] Brenner, R. (1998), "The Economics of Global Turbulence", *New Left Review*, No. 229, pp. 1-265.

(まえじまけんと 中央大学)

マンション杭打ち偽装問題

辻村 定次

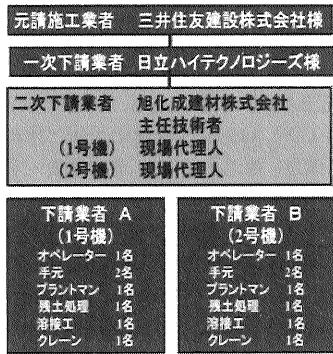
はじめに

2015年10月、横浜市の分譲マンションで一部の棟が傾いていることが発覚した。複数の基礎杭が強固な地盤に届いていないにもかかわらず、虚偽データに基づき工事を行っていたことが原因との報道がなされ、マンション居住者をはじめ多くの国民に住宅の安全性への不安と住宅・建築業界への不信が一挙に広がった。

問題のマンションは横浜市都筑区で大手不動産販売会社の三井不動産レジデンシャルが事業主として開発し、2007年に完成した12階建ての分譲マンションである。

基礎杭工事は三井住友建設が設計・施工で受注し、一次下請が日立ハイテクノロジーズ、2次下請が旭化成建材、さらに2社が3次下請となって2005年12月から4か月掛けて施工した（図表1参照）。

図表1 杭打ち工事の施工体制図



出所) 旭化成「旭化成建材の杭工事施工物件における不具合等について」

基礎杭工事からほぼ10年が経過し、12階建ての建物が傾いてきた。

では、どうしてこのようなことが起きたのか、

どのような要因と背景が存在するのか。さまざまな問題があり、何が主要な要因か、どこに責任があるのか、一つにまとめることは難しいが、ここではこれまでの専門家の意見や行政の検討等を参考に自分なりの考え方を述べてみたい。

I マンション杭打ち偽装問題とは

当該マンションの異変の発端は、2014年11月、マンション居住者がL字型に接した2棟の建物のジョイント部で約2cmの段差があることに気づき、マンション管理組合が事業主の三井不動産に指摘したことから始まる。当初、東日本大震災の影響などとしていたが、マンションが傾いているとの居住者の訴えで調査した結果、打設された基礎杭のうち、杭の支持層への未達が6本、杭の支持層への根入れ不足が2本あることが判明した。さらに、杭を打設する際に支持層への到達を判断するための電流計データが偽装されていたことが判明した。

その後、国土交通省の指示で、杭打ち施工会社の旭化成建材が過去10年間に全国で行った工事でデーター流用がなかったか調査した結果、2,376件の工事のうち266件の工事にデーター流用があったと判明した。さらに、その他の杭打ち関係企業が自主的に調査した結果では、8社から56件の工事にデーター流用があったと確認され、偽装問題が大きな社会問題に発展した¹⁾。

ここで注意しなければならないのは、データーの偽装と流用との違いである。偽装とは杭が支持層まで到達していないのに、到達したようにデーターを改ざんすることである。流用とはデーターの記録紙が何らかの原因（記録紙が雨で濡れてしまったなど）で取れなかった場合に、他のデーターを活用することである。データー流用そのものが一般社会では異常なことではある。だが、そ

れが頻繁に発生する要因には施工を監理する元請などが、施工結果をデーターのみで把握し、データーを整えることを最優先するため、データーを取り難かった下請の担当者がやむなくデーター流用を行う場合がある。

当該現場においては、旭化成建材が独自に開発したダイナウイング工法という砂質と礫質で大臣認定を取得した最新の工法で杭打ち工事が行われた。この工法では、杭の支持層へ到達したか否かは、杭打ち工事現場に立ち会い杭の先端から採取する土質と設計段階のボーリング調査に基づく支持層の土質をチェックすれば確認でき、現場で施工する技術担当者は杭の到達の状況を確認できる²⁾。しかし、元請の設計・施工監理者が工事に立ち会うことなく電流計の記録紙によるデーターを唯一の証拠としていたため、下請の担当者がデーターの偽装や流用を行っても元請監理者が発見できなかった（図表2参照）。

II 基礎杭の支持層への未達はなぜ生じたのか

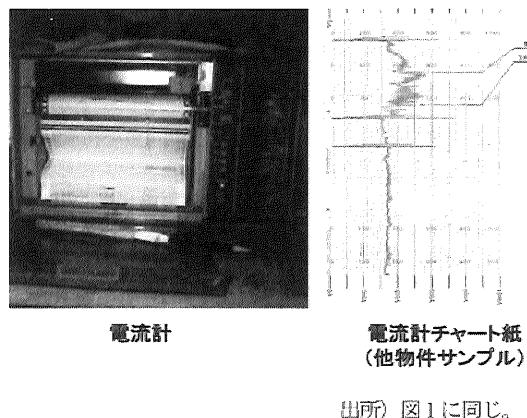
基礎杭の施工には、材料別では①既成コンクリート杭、②H鋼・钢管杭、③場所打ちコンクリート杭などがあり、施工方法別では①打ち込み杭、②埋め込み杭（プレボーリング杭）、③場所打ちコンクリート杭などがある。過去には材料別ではH鋼杭（②）などを、施工別ではハンマーでたたく打ち込み杭（①）が一般的で、杭の到達状況は担当者が近くで直接確認し記録を取り、未達が生じればその場でH鋼杭を溶接で継ぎ足し簡単に施工できたため、偽装など生じる余地はなかった。

しかし、今日では騒音の問題とともにコストや効率の優位性から、工場で製造した既成コンクリート杭（①）をあらかじめ掘った穴に埋め込む方式（②）が一般的となっている。ところが、杭の未達が生じた場合、新たに継ぎ足し杭を工場で制作するため、そのコストと日数の負担が生じる。1本制作するのに2～3週間かかるといわれ、

工程に大きな影響を及ぼすことになる。

当該マンション建築の基礎杭工事の設計にあたっては日立ハイテクノロジーズ及び旭化成建材から提案のあったダイナウイング工法がコスト、工期ともに優位であるとの判断で採用された。そして当該工事を事業主から設計・施工で受注した三井住友建設は、杭設計に必要な支持層までの距離と地層を見極めるボーリング調査を行い、想定される支持層までの地質断面図を描き、杭位置での支持層までの深さを推計して杭の長さを決め工場に杭の製造を発注した。当然、傾斜地や地質断面が複雑な地層では、推定で決めた杭の長さが短かかったり、長すぎたりすることが生じる。

図2 当時の電流計と電流計チャート紙の印字状況



出所 図1と同じ。

設計段階でのボーリング調査に基づき工場制作する基礎杭の場合は強固な地盤に届かないケースがよくあると言われている。

一般的に、設計者は居住者の安全な住まいを提供する立場から施工者とは独立して品質確保を最重点に設計及び設計監理を行う。ところが、当該マンション工事では元請の三井住友建設が設計・施工一括で三井不動産から受注した。そのため、設計段階から施工者である三井住友建設の立場でコストと効率性を最優先に行われ、基礎杭工事中の設計監理も設計者が立ち会うことなく行われた。そして、当該現場で杭打ち施工を担当した2次下請の旭化成建材は、三井住友建設から工事を

丸投げされ責任施工していた。施工監理や設計監理すべき三井住友建設の監理技術者は現場に常駐することなく、旭化成建材が工期、安全、品質などに全面的に責任を負わされ施工していた。

ところが、その背景には、事業主である三井不動産からの低価格、短工期での指値発注という問題が立ちはだかっていた。

III 大手不動産販売会社の諸問題

杭の支持層への未達が生じた場合に、杭の継ぎ足しや交換を困難にさせる要因として、三井不動産のような大手不動産会社の『青田売り』という問題がある。『青田売り』とは、マンション工事が完成する前に居住者等に区分所有権を販売することで、多くの不動産会社はこの方法を取っている。そのため、販売価格や引き渡し期日、入居日などは工事の開始前または完成前に決められ、不動産会社はそこから逆算して発注価格や工期を設定し工事受注者に指値発注を行う。三井住友建設のような大手ゼネコンは不動産会社と対等な交渉ができず、低価格・短工期のまま受注する。そのため、居住者の安全や住宅の品質確保よりも、工期に間に合う効率的で低成本の工法を採用し、低価格で責任施工する下請業者を選択することになる。

日立ハイテクノロジーズと旭化成建材は下請業者として三井住友建設にダイナウイング工法という新工法を壳込み、効率的施工で責任を持って工期に間に合わせると約束して契約した。

仮に工期が指定日に間に合わないことになれば、三井不動産は区分所有権者に対し契約違反となり信用失墜が生じる。そして受注者である三井住友建設は三井不動産に法外な賠償金を支払うことになる。このことを承知して責任施工で請け負った下請業者は、その場を切り抜けるため偽装をせざるを得ないという立場に立たされるのである。

では、不動産会社はなぜ『青田売り』をしてまで販売競争をするのだろうか。そこには不動産供給に対する政府の規制緩和政策がもたらす高利潤

を求める熾烈な競争があった。

IV 政府の規制緩和政策がもたらす諸問題

当該マンションの一戸当たり販売価格は、80m²以上が4,000万円台、75m²以上が3,500万円台で完成前年の2006年に完売したと言われている。

大手不動産販売会社は、土地・住宅の規制緩和が進められた1980年代後半以降、さらに都市再生政策が進められた2000年代以降、都市部を中心に巨大高層・高密度マンションを次々と開発した。金融機関・不動産投資資本と一体となり、賃貸形式ではなく資金回転の面で優位な売却・分譲方式で、早期売却在庫なし、事業資金の早期回収、借入金の早期返済などの手法がとられた。特に東京への一極集中政策とともに、政府の集合住宅政策は都市計画法の規制緩和による容積率（建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合）の大枠緩和、および建築基準法の規制緩和（1998年法改正）による建築確認制度の民間開放（1999年施行）と建築基準の仕様規定から性能規定への転換（2000年施行）が行われた。地価高騰の都市部の容積率の緩和は、狭い敷地に数十階の超高層マンションを可能とした。超高層ビルの建築工法の効率化及び耐震性能など安全性への技術開発を推進した大手ゼネコンと大手不動産は狭い敷地にマンション戸数を量産し、販売競争がし烈に展開されるようになった。同時に、従来、特定行政庁が行っていた建築許可を民間企業にも門戸を開き、建築確認手続きを簡素化、形式化しスピーディに建築許可が下りるようにした。さらに、建築の中間検査や完成検査も簡素化した。これらは大手不動産会社の立場に立った、超高層マンションが効率的に早期に供給できるための抜本的規制緩和である。このことが『青田売り』ともなり、その尻拭いを現場の下請技術者・技能者が背負わされる構造となった。

また、建築基準の仕様規定から性能規定への規制緩和は、特定の工法や材料の使用を前提とした

「仕様」による基準を廃止し、建築物の「性能」によって基準を定めることにより技術開発や効率性を促進するという目的があった。そして「性能」の適合性を審査する機関として国土交通省指定の「性能評価機関」が設けられた。

工場で製造する基礎杭材については、指定性能評価機関が一度、工場で必要な載荷試験（杭に荷重を加え耐力を調べる試験）などを行って性能を認定すれば、現場での杭の許容支持力（杭が支えることができる荷重）を確認する必要がなくなった（大臣認定制度）。

当該基礎杭は民間の指定性能評価機関から「大臣認定」（固い砂礫質の支持基盤での使用が条件）を受けたが、当該現場では認定条件外の地層である土丹（どたん、数十年前の海で堆積した泥でできた軟弱な質）層において使用されていた。現場において基礎杭が12階建ての建築物の重力に耐え得るかの載荷試験を実施することなく、当該工法での杭打ち工事が行われたのである。

V 現場段階から問題の解決を

以上みてきたように、マンション杭打ち偽装の要因にはさまざまな背景がある。しかし、再度原点に戻って考えてみると、基礎杭の支持層への未達を防止する最大の保障は、権限ある工事監理者を現場に配置し杭打ち工事を監視することである。そして、杭が支持層に到達していない場合、下請の技術者だけではなく工事監理者が確認し、発注者（三井不動産）、施工者（三井住友建設）に直ちに対策を取らせることである。それができるのは本来、設計者である。欧州など先進国では設計者は施工者から独立し、大きな権限を持ち居住者の立場から工事のミスや不正をチェックしている。しかし、日本では施工者であるゼネコンの権限が強く、設計者が現場に立ち会うことは少ない。特に、当該工事においては施工者の三井住友建設が設計者と施工者を兼ねており、設計監理、施工監理共に疎かにされた。

居住者の立場に立って工事を監督する体制のな

い日本の現状において、注目すべきは欠陥住宅全国ネット（代表幹事 伊藤 学）が提言している建築検査官制度（インスペクター制度）の導入である。アメリカで導入されている制度であるが、発注者や施工者から完全に独立した検査官が安全・品質・施工検査を行う制度である。

同時に問題にすべきは、建設業法において義務付けられている元請の監理技術者の現場常駐と現場において元請の厳格な工事監理の体制の問題である。元請ゼネコンの工事監理の無責任さや下請への責任の押し付けは抜本的改革が求められる。この点で見逃せないのが建築現場に配置されているゼネコン技術者の過労死基準を超える長時間労働の実態である。ゼネコン労働組合の上部団体である日本建設産業労働組合協議会（議長 田中宏幸）が調査した、2014年11月の建築現場の月当たり平均時間外労働は82.3時間にも上り、そのうち3割以上は100時間を超えている。

その要因では、「仕事量が多すぎる」という回答が最も多い。現場でしっかりした工事監理をしていてもこの状況である。工事監理は下請の仕事として丸投げし、現場の技術者の配置を極限まで削減していることがこのような事態を招いているといえる。

国土交通省は、つい最近、建設業法違反として下請業者2社に15日間の営業停止処分、元請の三井住友建設に1か月の指名停止処分を科した。元請より下請の方が厳しい処分というのも不可解だが、こんな処分で一件落着させることなく、マンション杭打ち偽装問題を現場段階から掘り下げ、根本問題の解決を図っていくことが必要である。

注

- 1) 国土交通省「基礎ぐい工事に関する対策委員会中間とりまとめ報告書」(2015年12月25日)参照
- 2) 旭化成「旭化成建材(株)の杭工事施工物件における不具合等について」(2015年10月20日)参照。

(つじむら さだつぐ)

NPO 法人建設政策研究所研究員)

介護人材不足と介護離職問題

新井 康友

I 変わらない家族介護の負担

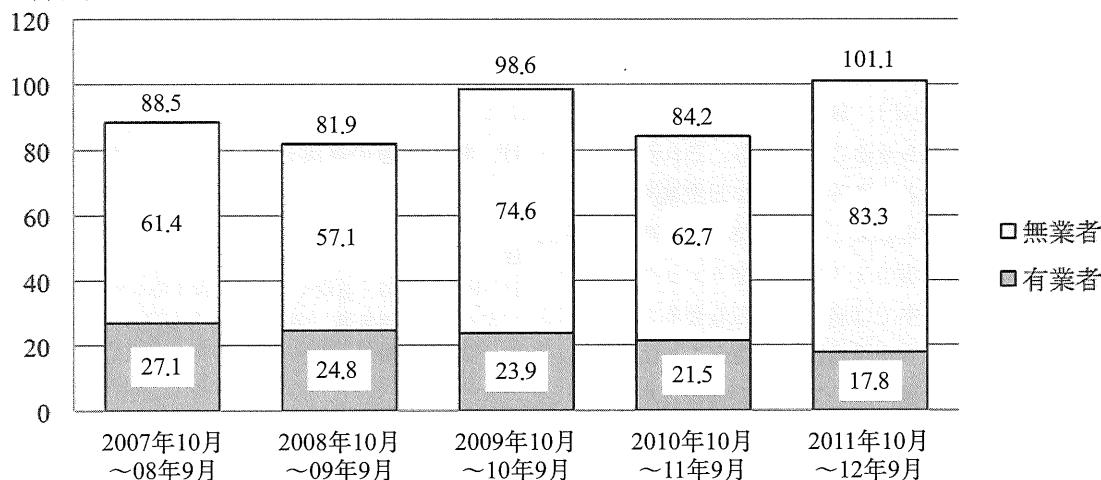
介護保険制度は2000年4月に施行され、16年が経過した。しかし、未だに介護殺人や介護心中が後を絶たない。警察庁によると、介護・看病疲れによる介護殺人（未遂含む）は統計を取り始めた2007年から2014年までの8年間に全国で371件発生した。つまり、介護殺人は年平均で46件、8日に1件のペースで起きている¹⁾。

介護保険制度は、介護を家族介護という私的な問題から社会問題へと移行させ、家族への介護負担を軽減させる「介護の社会化」が目的であった。しかし、現実は家族介護者への負担は軽減されていない。2007年12月に愛知県大府市で、認知症の男性（当時91歳・要介護4）が徘徊中に電車にはねられ死亡した。その男性は自宅で介護されていたが、妻（当時85歳・要介護1）と長男の妻が目を離した隙に外出していた。JR東海は遺族に対し、損害賠償を求め、裁判になった。今回の裁判では、認知症高齢者がいる家族への監

督義務が争われた。長男は事故後、「監督義務者」と言われ、判決が出る2年前に会社を退職し、実家近くに引っ越している。長男は、第三次安倍改選内閣がゼロを目指している介護離職者である。

また、2010年の夏に話題になった所在不明高齢者問題とは、多くの高齢者が戸籍上は生存しているが、実際には生死、または居住地などの確認が取れないことが発覚した問題である。そして、いくつかのケースでは、親の死亡後も親の年金を不正受給していたことも問題になった。しかし、年金の不正受給問題の前段には、親の介護のため、仕事を辞めた介護離職の問題がある。親の死亡後、子どもたちが再就職を希望しても再就職するには難しい年齢になっており、生活費のために年金の不正受給を行っていた。どのような理由があるにしても年金の不正受給は容認できないが、介護離職問題が根底にあることは忘れてはいけない。

(千人) 図1 過去5年間に介護・看護のために前職を離職した15歳以上人口



（出所）総務省「平成24年就業構造基本調査 結果の概要」（2013年7月12日）

II 介護離職の現状

総務省「平成24年就業構造基本調査 結果の概要」(2013年7月12日)によると、介護・看護のために前職を離職した者は、過去1年以内(2011年10月～2012年9月)に10万1千人(男性2万人、女性8万1千人)もいる。このうち、現在の就業状態が有業である者は1万7,800人、無業である者は8万3,300人であり、多くの者が無業状態にある(図1)。

また、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査」(2012年度厚生労働省委託調査)によると、就労者で仕事と介護の両立について、「非常に不安を感じる」「不安を感じる」者は、男性で72.1%、女性で77.2%であり、男女ともに仕事と介護の両立に不安を抱いている。そして、介護を機とした離職者(離職前の状況)でも男女(男性83.8%、女性83.4%)ともに仕事と介護の両立について「非常に不安を感じていた」「不安を感じていた」と回答している。

しかし現在、仕事と介護を両立するために介護休業制度がある。介護休業制度では、要介護状態にある家族を2週間以上介護するために、1人に付き最長93日のまとまった休みを取ることができる。ただ分割して休業することができないので、大変な時期のために利用を控える者が多い。そのため、総務省「2012年就業構造基本調査結果の概要」(2013年7月)によると、介護休業の取得率は3.2%と非常に低い。そこで、厚生労働省は、家族1人につき原則1回となっている取得ルールを、介護休業を取りやすくするため、3回まで分割して取得できるように制度を見直す予定である。また、1日単位だった介護休暇(年5日)も半日単位で取得できるように見直す方針であり、介護をしている人の残業を免除する制度も新設する。しかし、残業が当たり前で普段から休暇を取得し難い職場の働き方自体を見直す必要がある。介護休業制度を利用しない主な理由とし

て、「職場に制度がない」「仕事を代わってくれる人がいない」ことが挙げられる。しかし、介護休業制度はそもそも「育児・介護休業法」で定められた労働者の権利であるにも関わらず、それが保障されていないことが問題である。

III 介護離職ゼロ対策

第三次安倍改造内閣は2015年9月24日、「1億総活躍社会」の実現に向け、「希望を生み出す強い経済」「夢を紡ぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」から成る「新3本の矢」を示した。そのうちの「安心につながる社会保障」では、2020年代初頭には親などの家族の介護を理由に会社を退職せざるを得ない「介護離職者」をゼロにする目標を掲げた。

今日、「2025年問題」という言葉をよく耳にするが、「2025年問題」とは「団塊の世代(1947年～1949年生まれ)」が後期高齢者(75歳以上)になり、介護ニーズが高まり、社会保障費の急増が懸念されることである。そして、その時に働き盛りである40代・50代の現役世代が親などの家族を介護するために離職することは、企業や日本経済にとっても大きな痛手となる。そこで、安倍首相が2015年11月26日に1億総活躍国民会議を開催し、決定した「1億総活躍社会」実現に向けた緊急対策の要旨は以下の通りである。

- 2020年代初頭までに特別養護老人ホームなどを50万人分整備
- 都市部の介護施設整備で国有地活用を支援
- 介護休業給付の引き上げ
- 介護休業を分割取得できるよう見直し
- 介護職を目指す学生への修学資金貸し付けの拡大

介護離職ゼロなどに向けた緊急対策では、2020年代初頭までに特別養護老人ホームなどを50万人分整備すると掲げたが、そもそも介護保険事業計画で掲げた38万人分の施設整備に、定期巡回・随時対応型訪問看護介護やサービス付き高齢者向け住宅などを12万人分上乗せしたのみであ

表1 必要とされる介護職員の推計

	2000年度 (平成12年度)	2012年度 (平成24年度) (推計値)	2015年度 (平成27年度) (推計値)	2025年度 (平成37年度) (推計値)
介護職員	55万人	149万人	167～176万人	237～249万人

(出所)厚生労働省「第2回社会保障審議会福祉部会人材確保専門委員会資料2」(2014年11月18日)より作成

る。そして、介護離職者が年間10万人を超えているにも関わらず、解消の対象を1万5千人に限定していることが衆議院予算委員会で明らかになった。また、特別養護老人ホームの待機者が約52万人もいるにも関わらず、解消の対象を15万人に限定していることも上記同様に明らかになった²⁾。さらに、内閣官房の専門調査会は、2025年時点の病院のベッド数を現在よりも16万～20万床削減し、30万～34万人を自宅や介護施設での治療に切り替える目標を示した³⁾。それにも関わらず、今回の緊急対策では、これらの病院から退院する者も対象にされていない。

また、財務省は首都圏にある国家公務員宿舎の跡地などの国有地を、特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人に優遇して貸し出す方針を打ち出した。だが、介護現場はハコではなく、介護職員などの人材不足こそが最大の課題であり、的を射ていない緊急対策である。

IV 介護人材不足の現状

(1) 介護人材不足の実態

厚生労働省の推計では、団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年度には、現在より80万人多い約250万人の介護職員が必要になる。しかし現在、介護現場が人材不足に陥っていることは周知の通りである。ここでは改めて介護人材不足の実態を確認し、また介護職員の離職状況についても確認する。

厚生労働省によると、2015年の介護職員の有効求人倍率は全国で2.59倍であり、全職種の倍率を1.39ポイント上回った。つまり、介護職員

は他の職種に比べて有効求人倍率が全国的に高く、介護現場では慢性的な人材不足に陥っている、ということである。特に、介護職員の有効求人倍率は東京都で4.75倍、愛知県で4.04倍、岐阜県で3.82倍、富山県で3.51倍と顕著である⁴⁾。そして、東京都内にあるほぼ半数の特別養護老人ホームでは介護職員が定数に満たず、新たな入居者の受け入れを中止したり、居室を一部閉鎖したりする施設も始めている⁵⁾。

厚生労働省「介護職員の処遇改善等に関する懇談会」(2012年5月)によると、介護職員は年間21万8千人(常勤職員12万3千人、非常勤職員9万5千人)が離職し、そのうちの半数以上の13万7千人が他産業で就職している。また、2014年度の介護労働安定センター「介護労働実態調査の結果」によると、介護労働者(介護職員・訪問介護員)の離職率は16.5%である。この離職者のうち1年未満に離職した者は、40.1%と非常に高い。つまり、新たな介護人材の確保が困難であるにも関わらず、介護職員の定着率は悪い。そして、離職していく介護職員も多く、その上、離職者の半数以上が他産業で就職すれば、介護現場が人材不足になるのは必然である。その結果、59.3%の介護事業所が「従業員の不足」と回答している。その理由として72.2%の事業所が「採用が困難」と回答している。そして、「事業拡大をしたいが人材が確保できない」と19.8%の介護事業所が回答している。介護事業所を運営する上の問題点として、「良質な人材の確保が難しい」が53.9%、「今の介護報酬では人材の確保・定着のため十分な賃金が払えない」が49.8%であった。また、介護職員の不満点として「人手が足り

ない」(48.3%), 「仕事内容のわりに賃金が低い」(42.3%), 「有給休暇が取りにくい」(34.9%)と回答している。

介護保険制度が施行し、介護職が注目された2000年度の介護職員は55万人だったが、その後急増し、12年間で約3倍の149万人になった。2025年度には237～249万人の介護職員が必要と推計されている。しかし現在の増員ペースでは、介護職員が約30万人の不足が生じる見込みである⁶⁾(表1)。

(2) 有資格者の潜在化

介護人材不足の背景には、有資格者が介護職に就いていない現状がある。介護職の中核を担うことが期待されている介護福祉士のうち、介護職に従事している割合は、2012年度では約6割に留まる(表2)。介護職の基礎的資格である「介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)」修了者約380万人のうち、介護職に従事している者は約30万人にすぎない。

有資格者が介護職に就いていない背景には、劣悪な労働条件・待遇面が関係している。平均年齢・勤続年数の違いがあり、単純比較はできないが、介護職員の給与は、産業計と比較して低い傾向にある。介護職員の人材確保の困難や離職率の高さの背景には、平均月給が全産業平均より約10万円も少ないという現状がある(表3)。

そこで、厚生労働省は2015年4月より介護職員一人当たりの平均賃金が月額1万2千円上がるよう、「処遇改善加算」の拡充を図った。しかし、介護職員に処遇改善の実感があるかを尋ねると、「まったく感じない」が62.1%, 「あまり感じない」が18.7%で約8割の者は実感がないと回答している⁷⁾。厚生労働省は、「処遇改善加算」を拡充する一方で、2015年4月に介護報酬を2.27%引き下げたため、多くの事業所は減収になった。介護報酬は、サービス提供の対価として介護事業所に支払われるもので、介護職員の賃金に大きな影響を与える。介護報酬を引き下げておいて、介護施設だけを増やす施策は根本的に間違えてお

り、介護現場で起きてている介護人材不足問題の本質を理解していない。そして、厚生労働省が「処遇改善加算」の拡充を図ったが、介護職員の賃金アップに繋がっていない可能性がある。そのため、行政は、介護職員の処遇改善が実施されているかどうかを厳格にチェックする必要がある。

表2 介護福祉士の登録者数と従事者数
(2012年度)

介護福祉士登録者数	1,085,994人
介護福祉士従事者数	634,175人
従事者率	58.4%

(出所) 厚生労働省「第2回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会資料2」(2014年11月18日)より作成

表3 毎月の給与

	給与
産業計	32.4万円
ホームヘルパー	21.8万円
施設介護職員	21.9万円

(出所) 厚生労働省「第2回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会資料2」(2014年11月18日)より作成

(3) 介護福祉士養成課程の減少・定員割れ

介護福祉士を養成する大学・短大や専門学校は、2008年度がピークで全国に507課程(434校)あったが、2013年度は412課程(378校)へと、わずか5年で約2割減少した。入学定員も2008年度は計2万5,407人から2013年度は1万8,861人へ約25%減少した上に、定員充足率も2013年度は69.4%であった⁸⁾。もはや進学の時点で介護福祉士は敬遠され、多くの介護人材を輩出する介護福祉士養成校は先細り、介護現場が人材不足に陥ることは必然である。そこで、行政も介護人材の養成確保を図ることを目的に「介護福祉士等修学資金貸付制度」を設けているが、介護職員の労働条件・待遇が改善されない限り、焼き石に水の状態である。

V 一貫性のない介護政策

今日、政府による介護政策には一貫性がなく、政策方針が分かり難い。厚生労働省は、介護保険財政を抑制させるため、施設福祉から在宅福祉へのシフトを掲げ、特別養護老人ホームなどの新設を抑制してきた。そのため、厚生労働省は、要支援・要介護状態になっても高齢者が住み慣れた地域で最期まで住み続ける「地域包括ケアシステム」を推進している。しかし、「1億総活躍社会」実現に向けた緊急対策では、介護施設などの施設整備の拡充を図っている。もし介護人材の確保ができる、施設整備が拡充できた場合、介護給付費は増加し、国民が支払う介護保険料も増加することは明らかである。これらの事を見込んで、施設整備の拡充を介護保険事業計画に盛り込む市町村は現れるだろうか。

そして、「地域包括ケアシステム」の考え方逆行するのが、日本創成会議（座長＝増田寛也元総務相）が2015年6月に示した「東京圏高齢化危機回避戦略」の提言である。その提言の中で東京圏（東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県）では「介護施設の不足が深刻化。高齢者が奪い合う事態になる」とし、医療介護体制が整っている全国の41圏域への移住を推進している。東京圏の介護問題を住み慣れた地域で最期まで住み続けられる地域づくりで解決するのではなく、日本創成会

議が提言した要介護状態になった高齢者を地方へ移住させる反福祉的な解決方法には大きな問題がある。

東京圏に限らず、全国で起きている介護問題を解決するためにハコを作ってもそこで働く介護職員がいなければ何も解決しない。早急に介護現場の人材不足の解決に取り組む必要がある。また、介護離職させないためには、働き手である家族が介護を全面的に担わず、介護保険サービスを積極的に利用することである。そのためにも質の高い介護保険サービスを安定的に供給することができるよう、介護職員が安心して働き続けられる労働条件・待遇の改善を行い、「介護職員離職ゼロ」を目指すべきである。

注

- 1) 「毎日新聞」朝刊、2015年12月7日付。
- 2) 2016年2月8日の衆議院予算委員会で堀内照文議員の質問で明らかになった。
- 3) 「日本経済新聞」電子版、2015年6月15日付。
- 4) NHKニュース「介護の有効求人倍率 大都市圏で4倍超」(<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20160129/k10010390611000.htm>) 2016年1月29日閲覧。
- 5) 「朝日新聞」朝刊、2015年1月5日付。
- 6) 「日本経済新聞」電子版、2015年2月13日付。
- 7) 全労連「2015年 介護報酬改定・処遇改善加算による介護労働者の賃金・処遇状況アンケート（中間報告）」2015年11月。
- 8) 「毎日新聞」夕刊、2015年5月26日付

(あらい やすとも 中部学院大学)

特集 I

日本資本主義と金融

特集によせて

基礎経済科学研究所東京支部ではこの間、金融問題に関わる研究会を2度企画してきた。1度目は昨年5月31日に開催した本部主催の現代資本主義研究会（司会：宮田）で、小西一雄氏（立教大学名誉教授）により一昨年刊行された『資本主義の成熟と転換——現代の信用と恐慌』（桜井書店）をテーマとしたもの、2度目は東京支部主催（司会：米田）で12月5日に開催した高田太久吉氏（中央大学名誉教授）と前畠雪彦氏（桜美林大学教授）の報告をお聞きするものであった。両研究会の内容は深く関わっているので、ここでまとめて掲載することとなった。

5月31日の小西氏の報告の最大の特徴は、本書第I部にかかわる金廃貨論・内生的貨幣供給論批判の内容を除くと、日本経済を中心とした現在の資本主義経済が、すでに成熟の域に達していることを具体的に示した点にあった。とくに小西氏は、『資本論』第3部草稿の正確な理解に基づいたうえで、近年の統計資料をも用いながら、戦後日本の一般的利潤率は傾向的に低下しており、とりわけ1990年代以降は利潤率の低下とともに、追加投資をしても利潤量も増大しない異質な局面に入っていることを明らかにした。資本主義は利潤の最大化を目的とした社会であるが、現在の日本経済は、利潤の拡大を追求しても逆に利潤率・量がともに低迷し、利潤の増大を図るすべは人件費削減や金融投機（マネーゲーム）によるほかない状況にまで達しているのである。氏が「資本主義の成熟」と呼ぶゆえんである。そこで氏は、利潤最大化を唯一最大の推進動機とする経済システムにたいして、「利潤原理」の相対化（成長神話からの決別）の必要性を強調する。さらには、現在の資本主義経済のなかにこそ、新たな社会の萌芽（現存する高度な生産力、非営利組織等々）が存在していることをも示唆するものであった。このような視角に立ってこそ、現代資本主義の歴史

的段階を位置づけることが可能となるといえよう。なお、本報告ではアベノミクスへの批判なども含まれていた。また、研究会では小西報告に対し藤田実氏（桜美林大学教授）と福田泰雄氏（一橋大学特任教授）からコメントをいただいている。

他方、12月5日の研究集会での高田氏の報告の主張点は次のようなものであった。①2007-10年の金融危機とこれを契機とする世界不況は、1970年代以降に顕著となった貨幣資本の過剰蓄積という資本主義の蓄積様式の歴史的変化の下で必然的に生じた現代に固有の恐慌である、②その意味で、現代の貨幣資本の過剰蓄積→金融恐慌は、マルクスが恐慌論で提示した景気循環の特定の局面で周期的に現れる貨幣資本の過多とは異なり、現実資本の過剰蓄積を背景とする現代資本主義の構造的矛盾の現れである、③現代の貨幣資本の過剰蓄積の主要舞台は仕組み証券市場やデリバティブ市場などの新しい架空資本市場であり、これらの市場の規模拡大と多様性の展開によって、現代の貨幣資本蓄積はその自立性を強めている、④こうした架空資本市場の発展に伴い、預金・貸付業務を担うことによって貨幣資本の社会的管理者として資本主義的信用制度の中軸の位置にあった銀行業・銀行制度に代わって、いわゆるシャドウバンキングがその地位を飛躍的に高め、現代の金融恐慌はレポ市場やデリバティブ市場の崩壊とシャドウバンキングに対する複合的・連鎖的な取り付けという様相をとるようになっている、⑤この現代の金融恐慌における流動性危機に対して、各国政府・中央銀行と国際的金融監督機関は大手金融機関の連鎖的な倒産を回避するために大規模な流動性の供給を必要とするようになっている。だが、このTBTF（Too Big To Fail）問題への金融監督当局の対応が「銀行監督」を軸に行なわれている限り、それは固有の困難をもっている。⑥以上の現代の金融化現象に対して、マルクス経済学は

マルクスの信用・恐慌論への過度の依存などによって、ポストケインジアンなど非主流派経済学と比べても十分な研究成果を生みだせていない。

この高田報告には、①氏の架空資本は『資本論』における擬制資本と異なるのか、架空資本はどのような意味で資本という商品（利子生み資本）の完成形態であるのか、②現実資本（蓄積）と貨幣資本（蓄積）との関連をめぐって、現代の架空資本の形成源泉は何であるのか、架空資本の自立的展開という場合、擬制資本価格は価値論的内容をもつ価格であるのか、現実資本（生産資本と商品資本）と貨幣資本の二元論的把握を拒否されるが、それ以外の資本の形態的区別はあるのか、③労働価値説を否定すればマルクス経済学の神髄である剩余価値論・搾取論を否定することにならないか、マルクスの現実資本・貨幣資本の対立構造把握で説明できず、ポストケインジアンが解明したとされる現代経済の金融化とは結局何であるのか、などの意見が出された。

他方、前畠氏による報告の主張点は以下の通りであった。①アベノミクスはデフレマインドに基づく長期不況をインフレ期待を高めることによって打破すべく「量的・質的金融緩和」政策を遂行してきた。黒田日銀によるこの金融政策運営は、2014年10月には、金融市場の操作目標を無担保コールレートからマネタリーベースに変更し、このマネタリーベースを年間80兆円増やすためにほぼ同額の長期国債の買い入れを行うこととした。②これら異次元の超金融緩和政策によって、確かにマネタリーベースは200兆円水準から300兆円水準にまで急増したものの、マネーストック（M2）は従来の長期的な漸増傾向を示したにすぎず、政府・日銀が当初想定していたような物価の上昇や景気の回復には結びついていない。③黒田日銀の「量的・質的金融緩和」政策がなぜ長期不況の打開に結びつかないのかは、マルクス『資本論』体系が貨幣資本蓄積と現実資本蓄積との連関構造として提示しているものから分かる。個別的な産業資本の資本循環・資本回転を貨幣資本の視点から類型化すれば、プール型・しおどし型・

賃金型に分類できる。これらの個別資本の運動は、社会的総資本の再生産過程では、部門間のW対Wの実体的均衡条件を媒介する流通手段の前貸し、ならびに固定資本の現物更新と貨幣的補填の対応や追加可変資本の投入を含む現実的蓄積と貨幣的蓄積との対応における一方的W-Gと一方的G-Wとの一致、すなわち蓄蔵貨幣をも視野に入れた貨幣的均衡条件として具体化される。④以上の社会的再生産における商品・貨幣的均衡関係は、現実には、金属貨幣の流通、あるいは兌換銀行券の流通、さらには不換銀行券（不換政府紙幣）の流通のいずれの段階においても、現実資本運動の外部に立つ近代的利子生み資本=銀行資本の運動に媒介されている。兌換制下の銀行資本による信用創造が中央銀行の金属準備によって根本的に限界づけられているのに対して、不換制下のそれは、中央銀行による金融市场への無制限の現金通貨の供給によって市中金利をゼロ金利水準にまで引き下げることが可能である。⑤だが、インターバンク市場でのゼロ金利の実現は、産業・商業資本の期待利潤率を高めることができない限り現実資本の蓄積を導くことはできない。アベノミクスが、黒田日銀の「量的・質的金融緩和」政策と並行させて、大型公共事業の復活に躍起になっているのも、一方的G-Wの不足を認識しているからである。

以上の主張に対して、①超金融緩和政策は短期的な政策効果をめざしているのか、②マネタリーベースの拡大が株価の反転をもたらしたと言えるのか、③アベノミクスの「理想的な」進行以前にスタグフレーションが起きるのでは、④預金債務は通貨ではなく観念的な計算貨幣とすることへの疑問などの意見や質問が出された。

東京には金融問題の専門家が多数いる。今後もこのテーマの研究会を継続したいと考えている。

*本解題の前半は宮田が、後半は米田が分担執筆した。

(米田貢 所員 中央大学／宮田惟史 所員 駒澤大学)

資本主義の「金融化」、その構造と意味

小西 一雄

現代は、資本が利潤を現実資本の蓄積にではなく貨幣資本の蓄積、金融資産の蓄積に向けるほかはないという事態が恒常化しており、証券化商品に不斷に貸付け可能な貨幣資本が流れ込み膨張している。しかし他方では、いかに高度な証券化商品でもその基礎にはインカムゲインの世界があり、インカムゲインの世界は現実資本蓄積の停滞を反映してけっして魅力的なものではない。金融資産の不斷の膨張とインカムゲインの世界の動搖との矛盾は、周期的な金融経済危機として現われている。

はじめに

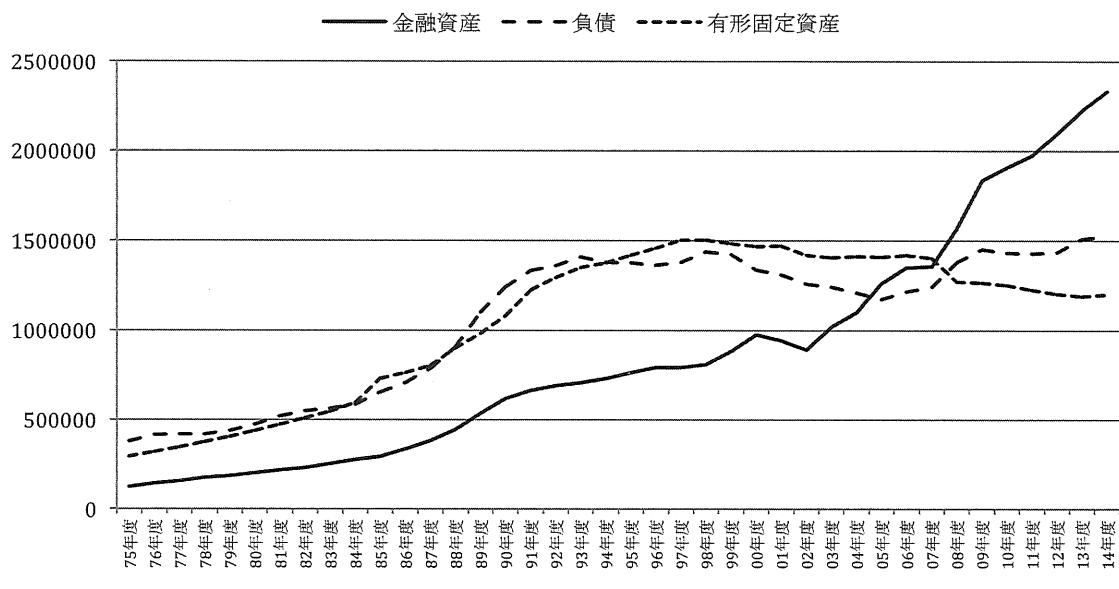
国際的な金融活動がマネーゲームの様相を顕著に示すようになったのは 1980 年代前半であった。スザン・ストレンジの『カジノ資本主義』¹⁾ が公刊されたのは 1986 年であったが、そのタイトルはまさに当時変貌しつつあった国際的な金融活動の特徴を見事に捉えたものであった。その後、国際金融活動のカジノ化が新たな段階に達したのは 1990 年代、とくに 90 年代後半以降であるが、リーマンショックはこの第二段階のカジノ化の破綻であった。そしていまや第三段階が進展しつつある。これら三段階を貫く 80 年代以降の特徴は、好況期、不況期を問わず、ほぼ一貫して実体経済の拡大をはるかに超える規模の金融活動が展開されていることである。日本で実体経済の拡大を超える金融活動が顕著になるのはかのバブル経済期（86 年 11 月から 91 年 2 までの第 11 循環の景気拡張期）以降であるが、むしろバブル崩壊後の 90 年代央から現在にいたる時期にそのような特徴がより明瞭にみられる。いま、このような実体経済の拡大をはるかに超える金融活動が展開されている事態を「金融化」と呼ぶとすると、この「金融化」は資本主義のどのような歴史的段階を示しているのであろうか²⁾。以下資本主義の「金融化」の構造と意味について、また現在の「金融化」現象を分析するうえで、『資本論』の見地がいかに重要かについて論じてみたい³⁾。

I 金融収益と実体的富との区別

「金融化」の問題を分析するうえで基礎的に重要なことは金融収益と実体経済が生み出す富との関係と区別についての理解である。マルクス経済学以外の経済学は、とりわけ主流派の経済学は押しなべて金融収益と実体的富とを区別しない。いずれであれ、儲けは儲けだというわけである。このような立場からは「金融化」現象は資本主義の新たな発展を示す現象だということになり、デリバティブや証券化の技法の開発は経済のグローバル化と市場原理の貫徹を体现し主導するものだということになる。しかし両者の富の本質的な区別を踏まえるマルクス経済学の立場からは、後に述べるように、「金融化」現象は資本主義の「行き詰り」⁴⁾ の表現のひとつだということになる。

では金融収益と実体的富とはどのような関係にあるのだろうか。まず、利子や配当などのインカムゲインは実体経済が生み出す利潤や所得の一部であり、その再配分である。次にキャピタルゲインをもたらす証券価格の変動についてみれば、それはインカムゲインを基礎としつつもその変化だけによって規定されるわけではない。たとえば株価の変動は配当の増減だけによって規定されるわけではない。配当を市場利子率で資本還元してえられる株価は、多くの場合、現実の株価とは一致しない。それは思惑による当該株式の売買があるからである。つまり株価の変動はインカムゲインに相当する配当、市場利子率、そして当該株式に

図1 資本金10億円以上の企業の資産残高・負債残高の推移（単位：億円）



- (1) 有形固定資産は土地を除く有形固定資産。
(2) 金融資産は株式（流動資産・固定資産），公社債（流動資産・固定資産），その他有価証券（流動資産・固定資産）の合計。
(3) 負債は社債，金融機関借入金，その他借入金の合計。

（資料）財務省『法人企業統計』より作成。

投下される貨幣の量によって規定されている。ではこの株式等の売買に動員される貨幣はどこからくるのであろうか。もちろん主流派経済学はこうした問をたてることすらしない。またマルクス経済学の内部でも、それは金融緩和政策のもとでの銀行信用の膨張によるものであるとか、あるいは従来の銀行信用に加えてシャドーバンキングがそのマネーを提供しているのだというような理解がみられる。だが銀行信用の膨張についてみれば、すぐ後に示すように、銀行信用の膨張をはるかにこえる金融資産の膨張が観察されるのである。ではそのことはシャドーバンキング説を支持することになるのであろうか。しかし、シャドーバンキングは、私見によれば、証券市場等に流れ込む貨幣の流通速度を高めることによってヘッジファンドなどのレバレッジ効果を増幅しているのであって、新たな「貨幣」を供給しているわけではない。

証券市場等に流れ込む貨幣の正体は図1に見ることができる。このグラフには、日本の大企業を

対象として、設備投資を反映する有形固定資産残高の推移、金融資産残高の推移、負債の推移を示している。

みられるように、まず80年代後半のバブル期には、負債の増大、有形固定資産の増大、金融資産の増大が同時に生じている。しばしば誤解されているが、バブル経済は実体経済と無関係に金融資産などの資産価格だけが異常に膨張しているというわけではない。そうではなくて、実体経済の拡大を基礎としつつも、実体経済の拡大だけでは説明がつかないような資産価格の膨張が生じている、それがさまざまなバブル現象なのである。日本においても1980年代後半のバブル期はまさにそのような時期であった。だが、実体経済の拡大を大きく上回る金融資産の膨張は図1にみるように、むしろバブル経済崩壊以降に生じている。バブル経済崩壊以降、図2で明らかのように、売上高は停滞し、これを受けて設備投資も停滞するという「失われた20年」が始まった。このことは図1で有形固定資産が増大せず、停滞したままで

あるということにも示されている。そして実体経済の停滞とともに負債の増大もストップし停滞基調をたどることになる。そして金融資産の膨張が顕著になるのである。

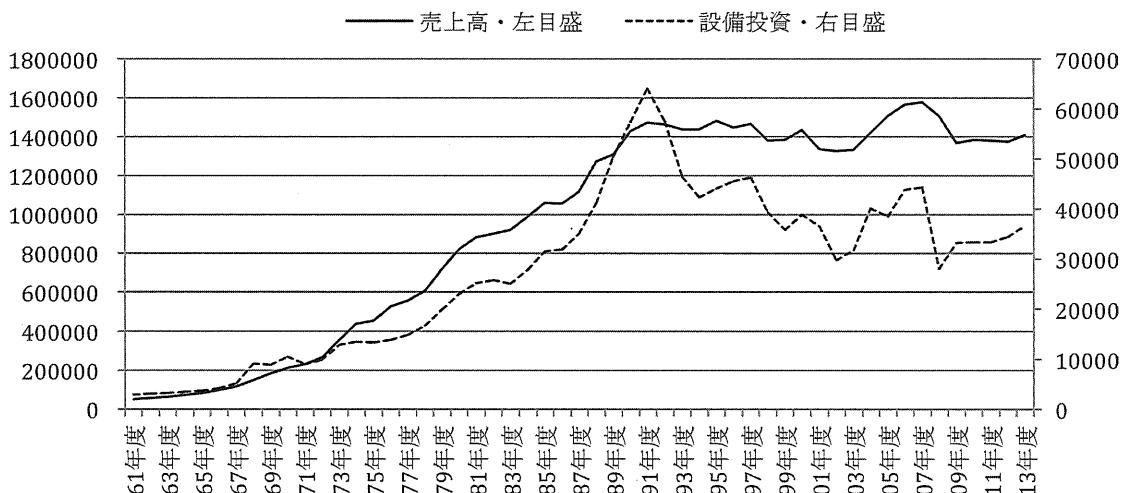
以上のような事実関係を踏まえると、この間進展してきたのは、一言でいえば現実資本の蓄積の停滞と貨幣資本の蓄積の進展という事態であることが分かる⁵⁾。マルクスは剩余価値（利潤）を追加的な生産手段と労働力の購買に向けることを蓄積と呼んだが、これはより丁寧に表現すれば現実資本の蓄積である。日本における「失われた20年」はいまや「失われた30年」に入っているが、この時期は現実資本の蓄積が決定的に停滞し、剩余価値（利潤）を貨幣的に蓄積する他はないということ、つまり貨幣資本の蓄積、金融資産の蓄積に回す以外にないという時期なのであった。金融緩和政策やシャドーバンキングの展開が貨幣資本の蓄積を促進したことは間違いないが、図1で負債が増大していないことにみると、「金融化」の基礎はなによりも実体経済で生み出される剩余価値（利潤）が現実資本の蓄積ではなく貨幣資本・金融資産の蓄積に回らざるをえないという事

態なのであり、再生産過程にある貨幣資本（Geldkapital）が再生産過程から引き揚げられて貸付け可能な貨幣資本（moneyed capital）に転化するということこそが証券市場等に流入する貨幣の正体なのである。銀行信用とシャドーバンキングはこうしたmoneyed capitalの運動にレバレッジ効果を与え、増幅しているのである。

II 現実資本の蓄積の停滞と貨幣資本の蓄積の進展がもたらす矛盾

現実資本の蓄積の停滞の結果として貨幣資本の蓄積が進まざるをえないということは、本質的な矛盾を抱えている。つまり、一方では証券化商品などに不斷に流入する貨幣資本（moneyed capital）が構造的に発生している。だが他方では、いかに高度な証券化商品であれその金融商品の基礎にはインカムゲインの世界がある。そして、インカムゲインの世界は勝手に実体経済から離れることはできず、実体経済の盛衰と運命を共にしている。かくして経済停滞下で魅力的ではな

図2 日本の売上高と設備投資額の推移（単位10億円）



- (1) 売上高は金融・保険業を除く全産業の当期末の金額
(2) 設備投資額は金融・保険業を除く全産業のソフトウェアを除く金額。
資料) 財務省『法人企業統計』より作成。

いインカムゲインの世界を魅力的な金融商品、キャピタルゲインの世界につなげる手法が不可欠となる。その手法こそはデリバティブと証券化の技法なのである。

現代の金融取引の特徴のひとつは、あらゆる貨幣請求権を証券化しようとする試みである。住宅ローンや自動車ローン、あるいは銀行の事業用貸出を証券化する、さらにデリバティブをも証券化してしまう技法が開発されてきた。加えて、証券化の技法自体が「進化」した。いくつかの貨幣請求権にもとづく証券をバスケット化し、このバスケット化された証券群を優先劣後構造という信用リスクの程度に応じて切り分けて新たな証券を組成することが行われる。リスクの低いシニアからリスクの高いエクイティ、その中間であるメザニンと呼ばれるものがそれである。これらは一言でいえば証券自体を証券化する技法である。証券化が貪欲に追求されるのは、それがマネーゲームに適合的だからである。企業利潤から利子や配当が支払われる、給与所得から住宅ローンが支払われるというようなインカムゲインを目的とする金融活動はマネーゲームではない。証券価格の変動による売買差益を狙う金融活動こそがマネーゲームなのである。

リーマンショック以降萎縮した国際的マネーゲームは2013年以降急速に復活しつつあるが、それは現在の先進資本主義国で現実資本の蓄積の停滞と貨幣資本の蓄積の進展という構図が定着し、不斷に金融商品に流れ込む moneyed capital が形成されているからにほかならない。だがリーマンショックで破綻した現在の金融技法を駆使した最先端のシンセティック CDO も、その基礎のひとつには住宅ローンという古典的なインカムゲインの世界があり、アメリカにおける住宅市場の動きによって限界が顕在化したように、最先端の金融商品も実体経済の変動にその運命を委ねざるをえない。現在の資本主義は、生産力の発展という資本主義の歴史的使命を達成した結果、現実資本の蓄積が停滞し貨幣資本の蓄積が進行するという歴史的段階に達しているとともに、一方で膨張

する moneyed capital の運動、他方でのインカムゲインの世界の萎縮という、本質的な矛盾を抱えた資本主義なのである。

III 金ドル交換停止以降の世界

ここまでみてきた日本を念頭においていた現実資本の蓄積の停滞と貨幣資本の蓄積の進展という構図を国際的な視野で考察するためには、いまひとつの問題をみなければならない。それは1971年8月の金ドル交換停止である。

金ドル交換停止以降、アメリカではドル特権に依存した成長が構造化していった⁶⁾。貿易収支赤字や経常収支赤字を抱えた経済成長という構図は多くの国でもみられるが、貿易収支や経常収支赤字の「拡大」を抱えた成長が可能なのはアメリカだけである。そしてアメリカの国際収支赤字はアメリカの国内経済の成長の結果であるとともに、世界貿易拡大の条件をなし、ドル残高（アメリカの非居住者が保有するドル建て流動資産）の増大は世界貿易拡大の反映でもあった。こうした構図はすでに60年代にも観察されるが、金ドル交換停止以降、オイルドラー還流問題とも絡み合いながら、この構図が拡大した規模で展開されていった。もちろん、金ドル交換停止以降、為替リスクが増大し、さらには金利リスクが増大し、これにともないデリバティブの開発と取引が急速に拡大し、国際金融のマネーゲーム化も始まっていた。しかし、いま指摘したように、国際的資金循環は70年代まではまだ貿易取引を軸とする実体経済の動向と関連したものであった。しかし、1980年代前半に入ると、アメリカの貿易赤字や対外証券投資の拡大によって増大するドル残高は、世界貿易の拡大のテンポをはるかに越えて、国際的なマネーゲームの拡大を反映するものとなっていくという国際的資金循環における質的転換が生じたのである。ストレンジが「カジノ資本主義」と命名した時期である。カジノ資本主義は1990年代後半以降にさらに拡大し、リーマンショックによる収縮の後に2013年以降また拡大しつつある。

ここで、金ドル交換停止以降の国際的なマネーベースの拡大の構図を要約しておこう。

第1の、最も基底にある事態は、1974, 75年不況を画期として、先進資本主義国で低成長の定着、つまり現実資本蓄積のテンポが鈍化したことであり、その結果、貸付可能な貨幣資本(moneyed capital)として運動するほかはない大量の貨幣資本が再生産過程から引き揚げられる続けることになったことである。1980年代前半の不況期はそのような構図の顕在化の時期である⁷⁾。第2は、71年の金ドル交換停止以降アメリカの対外赤字が拡大しドル残高が増大したことであるが、これはアメリカ発のマネーベースの原資となり、さらにまた各国で生み出される貨幣資本(moneyed capital)がドルに転化されてグローバルに運動するための条件となつた。第3は、金ドル交換停止以降の為替・金利リスクの増大である。これがデリバティブにみられるリスク回避の技法と取引量を増加させ、かつ証券化によるキャピタルゲイン獲得のチャンスを広げた。そして1990年代後半以降は、これらに加えて第4に、IT技術の発展による金融取引技法の「発展」、そして第5に、規制緩和の流れが加わつたのである。

いまみた五点のなかで、リーマンショック以降変化したのは第五の規制緩和の見直しだけである。しかしこの見直しも、2010年7月にオバマ大統領が署名した金融規制改革法がその後ウォール街の抵抗で事実上棚上げになっている。これらのことことが意味するのは、今後も、あからさまな詐欺的術策は規制されるとても、現実資本の蓄積を越える貨幣資本蓄積が進むという構造は変化していないということである。

終わりに——金融資産の膨張は不可避であり、その周期的崩壊も不可避である

昨年(2015年)12月16日(米国時間)にFEDが9年ぶりに利上げに転じ、その影響に

世界の関心が集まっている。典型的な論調として、異次元の金融緩和政策で世界中に流れ出た「緩和マネー」がアメリカに逆流し新興国経済などに混乱を与えるのではないかというものがある。しかし「緩和マネー」論は典型的な俗説である。FEDはリーマンショック以降、QE1, QE2, QE3と非伝統的な信用緩和政策をとってきたが、この間(2009年から2014年)のマネーストック(M2)の前年比伸び率は平均6.1%にすぎず、それまでの歴史的傾向とくらべても突出したものではなかった。いかに市中銀行の準備金が増大しても、企業等の銀行借入需要が増大しない限り、増大した準備金はFRBに対する預金としてとどまっている他はない。同じ期間の対外的なドル残高の増大をみても、2012年まではその伸び率はきわめて低く、2013年、14年とうやく増大テンポが急上昇するという経緯をとどめている。このドル残高増大にQE3の影響がないとは言はないが、皮肉なことに、QE3がいつ終了に向かうかが議論されだして以降にもドル残高は増大傾向を続けてきたのである。もちろん、アメリカの金利動向が国際的資金循環に影響を与えるもっとも大きな要因のひとつであることは事実である。だがそれはアメリカの金融政策が国際的な資本移動に影響を与えるということであって、「緩和マネー」と称するいわゆる「ニューマネー」が動き回っているというようなものではない。

本稿で指摘したのは、時々の金融政策の動向とは別に、現在の先進資本主義国は生産力の発展の到達点として、現実資本の蓄積が停滞し、その一方で貨幣資本の急速な蓄積が進展するという歴史的段階に入つており⁸⁾、その意味では世界的に金融資産の膨張は不可避であり、したがつてまたその周期的崩壊も不可避であるということであった。まさに「金融化」現象は資本主義の「行き詰り」の表現のひとつなのである。そしてこの現象を分析するうえで、マルクスの利子生み資本論、架空資本論、貨幣資本蓄積と現実資本蓄積の理論などがきわめて有効なのである。もっとも、本稿ではアメリカ国内での現実資本蓄積と貨幣資本蓄積の具

体的な分析をしていないし、拙著でもそのような分析は不十分である。この点、今後の課題としたい。

注

- 1) Susan Strange, *Casino Capitalism*, プレイン 1986
(小林襄治訳 (1988 年) 『カジノ資本主義』岩波書店)。
- 2) 「金融化」というタームについては現在でもその内容について学界の共通認識があるわけではない。欧米の研究で「金融化」がどのような意味で用いられているかについては高田太久吉 (2015 年) 『マルクス経済学と金融化論』(新日本出版社) が詳しく紹介している。
- 3) 筆者は昨年 (2015 年) 5 月 31 日 (日) に、基礎研の現代資本主義研究会で「日本資本主義の現段階の歴史的特徴と課題」と題する報告をする機会を与えられた。この研究会は筆者が一昨年 (2014 年) 6 月に上梓した『資本主義の成熟と転換——現代の信用と恐慌一』(桜井書店) の検討会という性格もあり、当日は福田泰雄氏と藤田実氏に拙著についてのコメントをしていただき、また多くの参加者を得て活発な討論をさせていただいた。その後、大西広氏と本誌編集部から、本誌 140 号で「現代資本主義と金融」という特集を組むので、当日の報告を踏まえつつも主にこのテーマについて論じてみないかというお誘いをいただいた。研究会当日も金融についても話をし、討論でも論点の一つとなっていたが、この機会に改めてこの問題に焦点を当てて論ずることは意義のあることであり、喜んで執筆をさせていただくことにした。なお、この

問題については詳しくは次の拙稿も参照いただければ幸いである。『資本主義の成熟と転換——現代の信用と恐慌』(桜井書店、2014 年 6 月) 第 4 章、第 5 章、第 6 章、特に第 4 章。「資本主義の「金融化」は何を意味しているか」(『唯物論』88 号、2014 年 11 月)。

- 4) 前掲拙著では「行き詰まり」という用語は使用しておらず、その理由を第 6 章の末尾で説明している (229 頁)。しかし紙幅の限られた本稿では説明の簡単化のために敢えてこの用語を使うことにした。
- 5) マルクスが『資本論第 3 部』の草稿で問題とした貨幣資本蓄積と現実資本蓄積の関係についての論点は主に産業循環の経過のなかでの両者の関係であるが、貨幣資本蓄積の歴史的傾向についても言及している。
- 6) アメリカ経済のドル特権依存、金融収益依存の成長とその破綻については、前掲拙著の第 5 章を参照されたい。
- 7) 國際的資金循環のカジノ化の本格化が 80 年代前半にまで遡り込んだ理由については前掲拙著の 146 頁から 149 頁を参照されたい。
- 8) 現実資本の蓄積の停滞はいまひとつ重要な現象、格差社会の構造化をもたらす。つまり現実資本の蓄積が停滞し増収 (売上高増大) が難しくても増益を確保しようという大企業の蓄積行動が非正規雇用の拡大、格差の拡大をもたらしている。この点については本稿の注 3 で掲げた拙著、拙稿を参照いただければ幸いである。

(こにし かずお 所員 立教大学)

現代資本主義の「金融化」はマルクス経済学に どのような理論問題を提起しているのか ——現代恐慌分析を通じて考察する——

高田 太久吉

「金融化」は現代資本主義を歴史的に特徴づけるキーワードの一つである。金融化は金融市场だけではなく、企業経営や家計の経済行動にも重要な影響を及ぼしている。マルクス経済学が現代資本主義の循環・恐慌をトータルに分析するためには金融化の視点が不可欠である。その際の「導きの糸」は、「貨幣資本の過剰蓄積」という概念であろう。

I 本論文の主要課題

筆者は、2015年3月に論文集『マルクス経済学と金融化論』(新日本出版社)を公表する機会を得た。本書は、2009～2014年の期間に、『商学論纂』(中央大学)、『企業研究』(同上)、『立教経済学研究』、『月刊経済』などの雑誌に発表してきた論文と、出版にあたって新たに書き下ろした論文で構成されている。それらの論文のテーマはそれぞれ異なっているが、全体としては2007～10年の金融危機および世界不況の性格を理論的に考察し、この経済危機の背景となった現代金融システムの構造と主要な特徴を、できるだけ最新の情報に依拠して説明することであった。その際、全体としての分析の「導きの糸」となったのは、現代資本主義に特有の「貨幣資本の過剰蓄積」あるいは「過剰な貨幣資本」という概念であった。

単なる「資本の過剰蓄積」あるいは「資本の過剰生産」ではなく、あえて「貨幣資本の過剰蓄積」という概念を「導きの糸」にして現代の金融危機を分析する必要があると考える理由は、現代資本主義において頻発する経済危機が、文字通りの過剰生産恐慌ではなく、また単に過剰生産恐慌に「付随する」金融恐慌ではなく、すぐれて世界的あるいは地域的な金融市场の深刻な動搖、銀行危機、通貨危機、架空資本市場のバブル崩壊、短

期金融市场における激しい「取り付け」など、要するに金融システムの深刻な危機として発生する理由を、マルクス恐慌論を基礎にして解明する必要があるからである。このためには、伝統的に「周期的な過剰生産恐慌」という概念を「導きの糸」にしてきたマルクス経済学の恐慌論、および銀行制度を中心において金融問題を考察してきた信用論の理論枠組みを、恐慌の最新の現象形態と金融システムの歴史的変化を手掛かりにして再検討する作業を避けて通ることができないと考えたのである。

さらに、この作業には、現代資本主義の特徴を近年の金融市场、金融産業、企業財務、家計の金融取引などに着目して先駆的に考察してきた現代政治経済学(現代資本主義論)の有力な系譜である金融化論(financialization approach)を、マルクス経済学の立場からどのように評価し、その積極的成果をどのように継承するのかという理論的課題が付随する。なぜなら、金融化論は従来このアプローチを発展させてきたポストケインジアンやレギュラシオン学派の人々に限られず、今ではマルクス経済学を含む「非主流派」のさまざまな学派に浸透し、これらの陣営における現代資本主義研究に無視できないインパクトを与えているからである。

したがって、本書の全体を通じて報告者が念頭に置いた理論的課題は、つぎのように整理することができる。

(1) 今回の金融恐慌の歴史的背景と特異性を、金融化論が明らかにしてきた、1970年代以降の資本主義の歴史的、構造的变化、とりわけ「経済の金融化」と総称される経済活動全般への金融市场、金融産業、金融的動機の影響力の増大という文脈の中で理論的に考察する。

(2) 今回の恐慌は、放置すれば米欧の金融システムの崩壊を招いた可能性があったという意味で、資本主義の歴史を画する甚大な恐慌であったが、その特異な発現形態や波及経路を規定した現代の金融システムの構造と作用、貨幣資本の過剰蓄積によって促進された金融システムの歴史的变化（中心は金融の証券化）を、恐慌発生の震源地となったシャドーバンキングと架空資本市場の拡大に焦点をあてて実証的、理論的に考察する。

(3) 金融恐慌の頻発として現れる現代資本主義の諸矛盾をトータルに把握するためのマルクス経済学の理論的課題を明らかにする。このために、現代資本主義分析の有力なアプローチの一つとしてマルクス経済学にもすでに大きな影響を及ぼしている金融化論がマルクス経済学に提起している理論的課題を検討する。

(注) 現代資本主義をトータルに分析する視角としては国家独占資本主義論、グローバル化論、新自由主義批判、など幾つかのアプローチが考えられる。また、これらのアプローチでは、それぞれ異なる概念ないしキーワードが、分析の「導きの糸」として利用されている。現代資本主義における金融市场と金融的ロジックの役割の増大に着目する金融化論は、これら幾つかのアプローチの一つと考えるべきであり、現代資本主義分析の唯一正しいアプローチというわけではない。

II 歴史的な金融恐慌として発現した現代資本主義の矛盾

今回の恐慌に注目する多くの研究者は、今回の恐慌を、1825（1815?）年、1857年、1873年～、1929年～、1973年～、と並ぶ、資本主義の歴史を画する甚大な恐慌の一つと捉えている。このような捉え方からは、21世紀初頭になぜ資本主義の歴史を新たに画す恐慌が、金融恐慌とそれを契機とする世界不況の形態で発生したのかという

問題が浮上する。この問題に答えるためには、今回の恐慌の歴史的背景を、1970年代以降の資本主義の歴史的变化——グローバル化、金融化、情報化、新自由主義の優越などの諸現象によって特徴づけられる——の文脈の中で考察する必要がある。

恐慌史家によれば、歴史的に生起する恐慌（とりわけ、資本主義の歴史を画する甚大な恐慌）は常に前例のない様相で発現するが、この点は今回の恐慌にもあてはまる。危機に先立って見られた異常かつ長期の低金利状態、米国における不動産バブル崩壊が引き金となった世界的な架空資本市場の波状的危機と国際資本フローの激しい逆流、近年急膨張を遂げてきたシャドーバンキングの急収縮が招いた欧米の巨大金融機関の連鎖的破綻、これら金融機関を救済するために発動された中央銀行信用の爆発的膨張と財政支出の急増、金融危機を契機とする世界的な貿易収縮と長期不況など、今回の恐慌の複雑かつ特異な発現形態には、現代資本主義の歴史的特徴が集中的に表れている。その意味で、今回の恐慌の発生メカニズム、波及経路、主要な発現形態、回復のプロセスを最新の情報にもとづいて立ち入って具体的に分析することによって、われわれは金融（主導）資本主義の様相を強める現代資本主義の歴史的特徴を解明する重要な手掛かりを得ることができる。

単に過剰生産恐慌に付随するのではない独自かつ歴史的な金融恐慌を引き起こすのは、商品の過剰生産や実物的な過剰投資ではなく、貨幣資本の過剰蓄積という形態での資本の過剰生産である。今回の金融恐慌の発現に先立って、世界的な「過剰流動性」、長期かつ異例の低金利、安全で適格な金融資産に対する慢性的な超過需要、企業の内部留保の継続的な積み上がり、年金・投資信託を始めとする機関投資家の運用資金の増大、世界中の富裕層の保有する金融資産の急激な増加など、貨幣資本の過剰蓄積を示す顕著な現象が観察されていた。貨幣資本の過剰蓄積は、銀行信用の膨張よりもむしろ架空資本市場に流入する貨幣資本の増大を引き起こし、証券市場を過度の活況に導

き、その結果「金融の証券化」（新しい架空資本市場の形成と膨張、資本市場を介する資本フローの増大、架空資本の全般的な価格上昇）を促進する。

架空資本市場の急激な膨張と、架空資本市場における金融産業と投資家の競争激化は、現代の金融システムの構造変化とそれに伴う「金融革新」の基本的な動因である。貨幣資本の過剰蓄積とこれを背景とする利回り低下、金融産業と投資家の競争激化は、現代資本主義の構造的矛盾（資本の過剰生産）の主要な発現形態である。したがって、現代の恐慌研究のためには、とりわけ新しい架空資本の形態で爆発的に膨張した仕組み証券市場とデリバティブ市場の構造と役割、これらの市場の急膨張を促した資金と市場参加者（機関投資家と富裕層）の変質および増大（シャドーバンキングの膨張）について具体的に考察する必要がある。

(注) 現代の金融システムに関するマルクス経済学の理論的立ち遅れを示しているのが、デリバティブ（金融派生商品）に関する研究の際立って未整備な状態である。デリバティブは現代企業、金融機関、機関投資家のグローバルな活動と密接に関連し、現代資本主義の蓄積様式の重要な構成要素を成している。マルクス経済学におけるこの分野の理論的研究は、オーストラリアの二人の研究者の画期的業績（Bryan & Rafferty 2006）によって重要な口火が切られたが、かれらの業績をめぐっては依然論者の間で評価が分かれており、マルクス経済学が依拠できるデリバティブに関する標準的理論は存在しない。

貨幣資本の過剰蓄積は架空資本に対する需要の継続的増大をもたらし、金融の証券化（証券市場を介する資本フローの増加、資本市場のイノベーションと拡大）、金融の証券化に伴う金融リスクを「商品」化して取引するためのデリバティブ市場の発展、さらには途上国を含めた金融自由化と国際資本取引の増大（金融のグローバル化）を促進する。この結果、これまで信用制度の中軸となってきた銀行制度（預金・貸付取引を中心とする金融仲介の仕組み）を変容させ、大手銀行と新しい架空資本市場を結び付ける媒介機構として、銀行監督制度の規制や保護が及ばないシャ

ドーバンキングを拡大、発展させる。

このため、現代の金融恐慌は、銀行危機に留まらず、むしろ主要かつ直接的にはシャドーバンキングとその膨張を支えるレポ市場を始めとするホールセール（インターバンク）短期金融市場の深刻な機能マヒ、激しい「取り付け」として発現することになる。端的に言えば、現代の金融恐慌は、貨幣資本の過剰蓄積の結果として膨張した新しい架空資本市場の価格暴落と閉塞（「流動性」消失）、したがって、シャドーバンキングと短期金融市場における複合的・連鎖的な「取り付け」として現れる。

(注) したがって、現代の金融恐慌では、取り付けは一般預金者による銀行預金の引き出しではなく、ホールセール短期金融市場における資金貸借の梗塞、言い換えればこの市場に莫大な資金を提供している機関投資家や金融機関による、資金の取り手（中心は投資銀行とその証券化ビーカー、およびヘッジファンドなどレバレッジ型機関投資家）に対する「追い証」の請求、貸し付けの回収、取引更新の拒絶など、いわゆる「静かな取り付け（silent run）」の形態で発生する。

ところで、オバマ改革を始め、主要国における恐慌後の金融制度改革では、現代の金融システムの結節点あるいはハブの役割を果たしている大規模・多角化・多国籍化した大手金融機関（SIFI; LCFI）とこれらが利用するさまざまなシャドーバンキング（投機組織や証券化ビーカー＝簿外組織）の規制・監督を強化し、膨張したシャドーバンキングが引き起こすシステムリスクからこれら大手金融機関を隔離することによって、恐慌の再発を防止しようとする議論（ウォルカールール、あるいは Too Big To Fail 問題）が議論の中心をなしてきた。現代の恐慌を現代資本主義に特有の貨幣資本の過剰蓄積が促進する金融化、さらには金融の証券化という観点から考察することで、このような「銀行監督機関の視点」に制約された制度改革論の限界を明らかにすることができます。

現代資本主義の歴史的特徴を、「経済の金融化」の視点から考察する政治経済学としての金融化論の功績と有効性を積極的に評価する観点から、金

融化論がマルクス経済学に浸透する過程で生じている理論的摩擦を概観し、近年の金融化論の成果をマルクス経済学が信用論・恐慌論の新たな発展の糧として発展的に活用する方途を検討することも重要な理論的課題となっている。この作業からは、さらに以下の派的な課題が浮かび上がってくる。

(1) 政治経済学としての金融化論とその成果に対する、マルクス経済学からの評価と批判をどのように考えるのか。マルクス経済学の陣営内では、金融化論をめぐってはその功績あるいは有効性を積極的に評価する立場と、逆にこれをマルクス経済学とは相いれない理論として拒絶する立場とが混在している。とくに、利潤率の傾向的低下論に依拠して現代の恐慌を説明する立場の人々からは、かねてより金融化論に対して厳しい批判が打ち出されている。こうしたマルクス経済学内部の理論的差異をどのように克服するのか。

(2) 一般的に言って、金融化論には一つの理論的弱点——いわゆる実体経済と金融経済を二元論的に捉え、前者に対する後者の優位、一方的拡大、影響力の強化などを議論する傾向、さらに金融化を資本主義の健全な発展経路からの逸脱、腐朽化と見なす理解——が内在している。マルクス経済学が金融化論を自らの理論枠組みに組み込むためには、この二元論を克服し、実体経済と金融経済、産業と金融、現実資本と貨幣資本を一体的に捉える視点を発展させる必要がある。同様に、金融化を資本主義の健全な発展経路からの逸脱ではなく、むしろ資本主義の歴史的発展とともに資本の過剰蓄積の「必然的」帰結として把握する視点をどのように発展させるのか。

(3) 現代資本主義に特徴的な貨幣資本の過剰蓄積（金融市场、金融資産、金融的利得の急激な膨張、金融市场における競争激化と金融革新の加速、長期的金利低下のもとでの金融産業の隆盛）を、マルクス経済学の理論枠組みの中でどのように説明するか。その際、ヒルファーディングの理論的功績（架空資本、証券取引所、先物市場、資本還元論の先駆的考察）をどのように評価する

か。マルクス信用論は今後どのように発展させられるべきか。

(4) 資本の「商品化＝架空資本化」が著しく発展した段階での架空資本（デリバティブを含む）の価格の自立的変動と、架空資本の組成・販売や投機活動を通じて金融産業が獲得する利益を、労働価値説および価値法則との関連でどのように理解すべきか。この問題は、労働価値説（商品論）と資本還元論（架空資本論）との理論的一貫性を明らかにする理論的課題と言い換えることができる。

(注) マルクス信用論の伝統的理解では、マルクスの『資本論』第3巻第5篇第29章「銀行資本の構成部分」での「架空資本の価値」に関する記述（資本還元論）は、架空資本の価値の「架空性」を説明するための付隨的な記述として理解され、第1巻の商品論の労働価値説と関連付けて理解されることはほとんどなかった。マルクスは「資本が資本として商品になる」と述べているが、「商品としての資本」の完成された自立的形態——独自の価格をもって市場で取引される——こそ架空資本に他ならない。そうであるとすれば、その商品性、言い換えれば架空資本の価値規定を第1巻の商品論との関連で一貫して理解することが必要であろう。

III 金融化論による 現代恐慌分析は 何を明らかにするのか

マルクス経済学の見地から見れば、「経済の金融化」は、1970年代以降に顕著となった、貨幣資本の過剰蓄積によって引き起こされた、資本主義の蓄積様式の歴史的变化（金融主導型蓄積様式、金融・独占資本主義、マネーマネジャー資本主義、カジノ資本主義、ファンド資本主義、株主価値重視のコーポレートガバナンス、金融グローバル化、その他）を意味している。したがって、金融化に着目して現代資本主義をトータルに考察することを試みる金融化論は、「金融」経済学ではなく、政治経済学でなければならない。

さらに、政治経済学としての金融化論の観点から試みる現代恐慌の分析は、単なる景気循環論ではなく、現代資本主義の蓄積と再生産の歴史的特

徴とその矛盾の主要な発現形態を解明する恐慌論でなければならない。

筆者が金融恐慌の主因として考察する貨幣資本の過剰蓄積は、景気循環の特定の局面で現れる貨幣資本の過多ではなく、1970年代の資本主義の危機として発現した、現実資本の過剰蓄積を背景とする現代資本主義の構造的矛盾——幾つかの循環を貫いて累積する——の現れである。したがって、これが促した「経済の金融化」は、単に金融市場と金融産業の動向に限定された「金融」問題ではなく、現実資本の蓄積様式、政府財政の運営、家計の経済行動、国際経済、さらには、政治・イデオロギー分野にも深くかかわる、現代資本主義のトータルな問題である（産業資本の金融資本化、新自由主義とファイナンス論の優勢、日常生活の金融化）。金融化論が、経済学だけではなく、社会学、経営学、政治学など社会科学の多くの分野に無視できない影響を及ぼしている事情、金融化論が、カジノ資本主義論やファンド資本主義論と比較して、はるかに広角的な射程で議論されている理由も、金融化論が包摂する問題領域の広さによって説明できる。

$G - G'$ の形態で価値増殖する貨幣資本の運動は、その性質上、現実資本の価値増殖から自立的に展開する大きな余地をもっており、資本主義の全歴史を通じて、現実資本の過剰蓄積に直接起因しない貨幣資本の過剰蓄積 / 金融パニックがしばしば発生した。こうした恐慌の歴史は、信用制度が、資本主義の産業循環および恐慌として現れる資本の再生産の制限や矛盾を内的に吸収する弾力的な装置として機能してきたことを表している。信用制度のこの役割は、単に産業資本の資本過不足の調整だけではなく、一つには商業資本の自立的運動を支えることを通じて、もう一つには現実資本から遊離した架空資本市場と投機市場を作り出すことを通じて發揮されてきた。さらに現代では、政府の財政機能および中央銀行の「最後の買い手（dealer of last resort）機能」と結び付いて作用している。

現代資本主義の金融化が示しているのは、上記

のような意味での貨幣資本の自立的運動（投機をふくむ）の余地が、新しい架空資本市場とデリバティブ市場の急膨張、銀行制度を上回るシャドーバンキングの急拡大、ファイナンス論および金融工学の理論・応用の目覚ましい進展（金融革新）、さまざまな機関投資家の成長、途上国を巻き込んだ金融自由化・グローバル化、グローバルなM&A市場の活況、予見可能な金融緩和政策（中央銀行プット）他によって、歴史的に前例のない規模に拡張され、その形態が多様化している事実である。これが、今回の金融恐慌に、歴史的特異性を与えている直接的な要因である。

このように、「金融（主導）資本主義」の様相を強めている現代資本主義の蓄積と恐慌の特徴を分析するためには、過剰な貨幣資本に独自の価値増殖の余地を提供する金融システムの構造と役割を具体的に分析し、それを理論化することが必要である。この作業には、従来のマルクス信用論・恐慌論が十分射程に取り込んでこなかった金融市場と金融産業の最新の状況（架空資本市場、デリバティブ市場、シャドーバンキング他）、金融化に伴う産業企業や商業企業の財務活動と経営戦略の変化（投資から財務へ、拡大再生産からM&Aへ、多国籍企業化）など、現代資本主義の資本蓄積を特徴づける歴史的要因を具体的に分析することが必要である。

マルクス経済学は、筆者の評価では、これらの問題の解明において、ポストケインジアンを始めとする他の非主流派経済学に比べて、必ずしも先進的・積極的な貢献をしてきたということはできない。むしろ、マルクスが書き残した信用・恐慌に関する記述への過度の依存と、現代金融システムの複雑かつ新しい様相を具体的に解明する作業の不足、これらと関連して生じているマルクス経済学内部における見解の著しい不一致から、現代資本主義と恐慌の分析で立ち遅れる結果を招いている。金融化論を含む近年の現代資本主義研究の豊富な成果を、現代信用・恐慌論、ひいては現代資本主義論の今後の発展に生かすためにも、シャドーバンキング、デリバティブ市場、機関投資

家、現代ファイナンス論、世界的富の偏在、国際的な資本フローの現状を視野に入れたマルクス信用・恐慌論のさらなる発展が待望されている。

まとめ

(1) 金融化論は、現代資本主義を政治経済学的に考察する有力なアプローチの一つであり、現代の金融システムの構造と働きについて多くの知見を提供している。他方、金融化論の発展を主導してきたポストケインジアンの人々は、実体経済と金融経済、機能資本と貨幣資本を二元論的に捉え、金融化を資本主義の本来の発展経路からの逸脱として理解し、現代資本主義の構造的問題を金融制度と金融産業の失敗に還元する弱点を抱えている。また、資本主義を歴史相対的に特殊な社会形態として捉える視点も十分ではなく、金融制度改革に恐慌克服の期待を寄せている。

(2) マルクス経済学は資本主義をトータル、かつ歴史相対的に捉える強みを備えている。しかし、従来のマルクス信用・恐慌論は、架空資本の理論、金融恐慌の理論を資本主義の歴史に即して発展させる作業で立ち遅れてきた。マルクス経済学には現在なお金融恐慌の標準的な理論は存在しない。このために、「架空資本市場の恐慌」として発生する現代の金融恐慌を理論的に考察することが困難になっている。

(3) マルクス経済学が現代資本主義をトータルに分析するためには、金融化論の成果を積極的に評価し、その弱点を克服する作業が必要である。その際、金融化論とマルクス経済学の理論枠組み

を結び付けるキーワードは「貨幣資本の過剰蓄積」であろう。一般的な資本の過剰蓄積とは異なる「貨幣資本の過剰蓄積」の理論を発展させるためには、過剰な貨幣資本に独自の価値増殖の余地を提供する架空資本市場の役割および「資本還元論」についての理論的・実証的研究を進めることが必要である。これによって、金融の証券化、デリバティブ、金融グローバル化、カジノ（投機）化、シャドーバンキング、機関投資家、バブル（崩壊）、富の集中と格差その他の諸問題を関連付けて総合的に考察し、現代ファイナンス論を根本的に批判し、現代の金融恐慌を理論的に説明する理論枠組みを発展させることが可能になる。

参考文献

- [1] 高田太久吉 (2015) 『マルクス経済学と金融化論』 新日本出版社
- [2] 高田太久吉 (編著) (2013) 『現代資本主義とマルクス経済学』 新日本出版社
- [3] 高田太久吉 (2006) 『金融恐慌を読み解く』 新日本出版社
- [4] Bryan,D. & M. Rafferty (2006) *Capitalism With Derivatives* Palgrave.
- [5] Sotiroopoulos, Dimitris, P., John Millios, and Spyros Lapatsioras (2013) *A Political Economy of Contemporary Capitalism and Its Crisis: Demystifying Finance*, Routledge. (本書の梗概を筆者のホームページに注記付きで訳出しているので、関心のある読者は Takuyoshi Takada's Home (<http://takuyoshi.sakura.ne.jp>) の「資料・翻訳」欄を参照してほしい。また同欄には、Bryan & Rafferty の比較的新しい論文も訳出しているので合わせて参考にしていただきたい)。

(たかだ たくよし 中央大学名誉教授)

特集 I

日本資本主義と金融

黒田日銀の「量的・質的金融緩和」 政策と現実資本蓄積

——貨幣資本蓄積と現実資本蓄積の視点から——

前畠 雪彦

本稿は「量的・質的金融緩和」政策の現実資本蓄積に対する作用を、貨幣資本蓄積と一国の貨幣量との関係に関するマルクスの理論を「管理通貨制度」へ発展させた上で、これに基づいた理論的シミュレーションである。結論は次の通りである。アベノミクスが成功裏に展開した場合には、中央銀行は金融秩序維持と物価安定との2つの使命の間で、ジレンマ状態に陥る。

はじめに

マルクスの『資本論』第3部草稿「5 信用。架空資本」(MEGA II / 4.2. S. 469-646)における貨幣資本蓄積と現実資本蓄積の問題は、相互に関連する次の2つの関係を究明する課題から構成されている。第1) 貨幣市場の利子率で表される貨幣資本蓄積と再生産過程の利潤率で表される現実資本蓄積の関係。第2) 貨幣資本蓄積と一国に存在する貨幣量の関係。

本報告は、第2)の問題の究明を通じて、黒田日銀¹⁾の「量的・質的金融緩和」政策の帰結の解明を目的とする²⁾。

マルクスは『資本論』第2部で、第1部の貨幣論を前提して、貨幣資本と現実資本（生産資本・商品資本）との関係を、次の方法的条件のもとに解明している。1. 派生的資本形態の利子生み資本・商人資本の捨象による、産業資本の再生産過程の前提。2. 信用制度の捨象による、純粹金属流通の前提。3. 價値と價格の一致する、需給均衡の前提。この仮定で、彼は、貨幣資本と現実資本の関係を資本変態運動に規定される時計仕掛けの精密な歯車の噛み合として解明した。

私は、この方法を踏襲して、貨幣資本と現実資本の関係における第2)の問題を次の3段階に分けて比較分析し、関係の各発展段階間の内的紐帯を探り出す。(1) 純粹金属流通過程での解明——

『資本論』第2部——の解明、(2) 兌換制の信用制度を導入した場合の解明、(3) 不換制度下の解明。そして最後に、産業循環運動を起動する衝撃(Stoss)と利潤率と利子率の諸契機を導入して、数量説に立つ黒田日銀の金融政策と現実資本蓄積の関係について解明する。

I 純粹金属流通過程での 貨幣資本と現実資本 (生産資本・商品資本) の関係

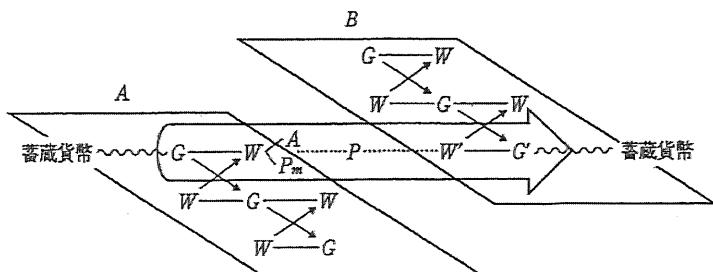
この問題を個別資本の再生産過程（循環・回転）と社会的総資本の再生産過程の2つの視点から究明する。

(1) 個別資本の再生産過程（循環・回転）視点からの考察。

マルクスは第2部の資本変態論で、貨幣資本循環形態、生産資本循環形態、商品資本循環形態を一般的商品流通との関係でそれぞれ解明した。図に基づいて、これら循環形態に固有の貨幣資本の性格を利子率変動したがって金融政策の観点から研究しておく。

貨幣資本循環形態（図1）。ここにおける出発点の貨幣資本のみが一方的G-Wの形態で現実資本蓄積を媒介する。また同時に現在市場Aに示される商品の流通過程に対してはこの形態で追加的流通手段の供給を媒介する。循環運動の出発点に

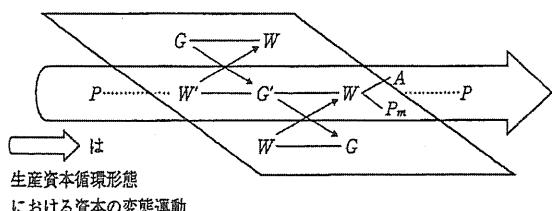
図1 貨幣資本循環形態



は貨幣資本循環形態における資本変態運動。

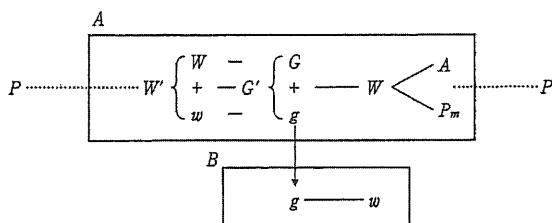
は一般的商品流通。貨幣資本循環形態は、現在市場Aと生産過程に
続く将来市場Bとを連結する形で運動する。

図2 生産資本循環形態



は
生産資本循環形態
における資本の変態運動

のなかは一般的商品流通。生産資本の循環形態においては、
このような仕方で、資本変態と一般的商品流通とが連結し
ている。

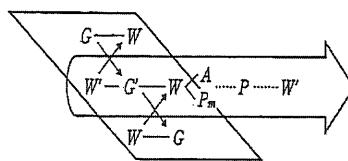


Aは資本の流通過程。

BはAから派生する所得(剩余価値)の流通過程。

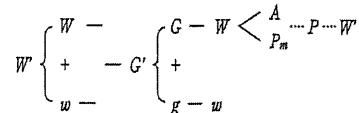
立つ貨幣資本は直接的生産過程続く将来市場Bにおける $W' - G'$ の実現可能性が存在する場合にのみ投下される。可能性がなければ貨幣資本は前貸しされない。また追加流通手段の供給も行われない。この貨幣資本の投下条件は利潤率と利子率の2要因である。利潤の可能性がある場合は、利子率の上下動はこの貨幣資本投下を抑制したり促進したりする。しかし利潤の可能性がなければどんなに低い利子率でも貨幣資本投下を引き起こすことは出来ない。この循環形態の貨幣には、資本

図3 商品資本循環形態



は商品資本循環形態における資本変態。

は一般的商品流通。商品資本循環形態においては、図
のような仕方で、一般的商品流通と資本変態とが連結
している。



の本性とそれに働きかける金融政策の有効性と限界性の両面が明瞭に示されている。貨幣資本循環形態は需要供給・購買販売・生産消費の実体経済を構成し連動する3契機を貨幣が起動し貨幣が終了させる完了的事業循環である。それは現在市場Aの貨幣通流に沿って乗数倍の需要波及効果を持つ、また将来市場Bにおける貨幣通流の終了によって需要波及を遮断する、経済変動を引き起こす循環形態である。これは重商主義とその現代版であるケインズが把握する資本循環形態で

ある。

生産資本循環形態（図2）。ここにおける貨幣資本は、 $W - G - W < \frac{A}{P_m}$ の流動的統一の中間項として、前貸し資本価値の流通手段と機能する。また g は $w - g - w$ の過程的統一の中間項として所得の流通手段として機能する。ここでは貨幣資本は、商品の流通過程との関連では、所与の大きさを持つ商品対商品の交換における流通手段としてのみ機能している。この循環形態は貨幣をもっぱら流通手段の規定性でのみとらえる古典派・新古典派の把握する形態である。そして彼らは数量説的主張からこの流動的統一の貨幣量を金融政策でコントロールできると妄想するが、この貨幣量は利子率や中央銀行のバランスシートによっては任意に動かすことは出来ない。だからこの性質の貨幣量に働きかける黒田日銀の「量的・質的金融緩和」政策は幻想である。この貨幣量は商品の流通過程内に既に存在する貨幣量として、商品世界の内在的法則である貨幣流通法則によってのみ規定される。生産資本循環形態は均衡的な再生産を表す。

商品資本循環形態（図3）。この循環形態は $C + V + M$ の価値構成を持つ商品の $W - G - W$ の流動的統一から始まる。従って循環の開始点から、資本流通と資本家・労働者の所得流通との相互制約関係を、商品対商品の実物バランスで示す。これは年間総生産物の流通を最初に考察した重農学派がこの目的のために採用した循環形態であり、ここでの貨幣資本は、先のそれと同じく、資本と所得の流通手段として機能する。従ってこの貨幣資本量は本来的に金融政策によって操作できない。この形態も均衡的な再生産循環を表す。

以上の循環形態の認識を基礎に、貨幣資本と現実資本（生産資本・商品資本）との関係を、回転論から、貨幣資本を中心に類型化すると、次の3つの型に分類できる。

①プール型

図4は前貸し総流動資本の完全回転を想定した場合の、創業後何年も経つ市場の既存の構成部分をなす産業資本の存在形態である。このような資

本は資本の3循環形態の統一の形態で存在する。そして貨幣資本は現実資本（生産資本・商品資本）と空間的に相並ぶ、前貸し総流動資本の一扣除部分として常に存在する。斜線 $G - W$ は流動資本の諸成分の漸次的購買による貨幣資本の山の漸次的減少。斜線 $W - G$ は前貸し流動資本を表す商品の漸次的販売による貨幣資本の山の漸次的大増大。同一資本の漸次的 $G - W$ と漸次的 $W - G$ とが同時並行することで、即ち、プールの排水口と注入口とにおける同量の水の流出流入が同時並行することでプールに常に一定量の水が湛えられているように、前貸し総流動資本の一定部分が常に貨幣資本の形態で存在する³⁾。

図4



②しおどし型。

生産資本の機能継続と、これに基づく一方的 $W - G$ の商品資本機能の繰り返しによる、固定資本（C）の償却基金と蓄積元本（M）との漸次的貨幣蓄積=貨幣資本蓄積。満額に達した際の両者の一方的 $G - W$ での一挙的貨幣資本投下。即ち、しおどしの筒への少しづつの絶えざる水の流入が、一定量に達すると筒の向きを瞬時に逆転させて、溜められた水が一挙に流出するのと同じ形態での、資本の再生産過程に規定された貨幣資本の運動。

③資金型。

現実資本蓄積の本質的要素である追加貨幣可変資本の前貸しは、直接的生産過程に対しては追加労働力の導入であるが、商品の流通過程に対しては同時に追加流通手段の主要部分の供給である。すなわち、可変貨幣資本の前貸しによって流通貨幣量の最大部分が供給される⁴⁾。

(2) 社会的総資本の再生産過程における貨幣資本と現実資本の関係。

ここでは次の2つの条件を仮定して両者の関係が解明されている。(1) 現実資本はすべて年度期首の流通過程で商品資本の形態で存在する。(2) 信用制度との対比で、年間再生産過程の内在的契機である自然発生的金属貨幣流通を想定する。先行する循環・回転論を踏まえて、ここでの両者の関係と市場総体における貨幣資本の役割を考察してみよう。

1. プール型を構成している個別の現実資本は、ここでは、商品対商品の価格を持つ社会的再生産過程の実体的均衡条件として解明され、前貸し総流動資本のうち常に貨幣形態にある資本部分は、この両商品の交換に必要な流通手段の前貸し（G-W-Gの形態的貨幣還流を描く貨幣の前貸し。この貨幣は年度期首の現在市場で還流する）とその供給源泉の規定で解明されている。この貨幣資本の役割は社会的再生産過程の実体的均衡条件をなさず、それらの交換のための単なる形式的なモメンツとして規定されている。金融政策との関連では次の点が重要である。銀行に対する流通手段前貸しに対する需要は価格を決められた商品対商品の交換のために必要な貨幣に対する需要であり、この需要は利子率変動に対して非弾力的である。古典派・新古典派の黒田日銀は、市場総体をこの構造において理解し、価値形態論・価値尺度論の欠如からこの構造の中間項に中央銀行は任意の貨幣量を投入することができ、その量によって価格が決まるとする数量説を妄想する。

2. しおどし型の個別資本は、ここでは、一方的G-Wと一方的W-Gの社会的対応として、固定資本の現物更新と貨幣補填の対応ならびに現実的蓄積と貨幣的蓄積の対応において、社会的再生産過程の貨幣対商品の貨幣的均衡条件として解明されている。この貨幣（第3規定）それゆえ貨幣資本の役割は、対極の商品と同じくそれと並んで社会的再生産過程の実体的均衡条件そのものとして規定されている。そして現実的蓄積における貨幣の前貸し ($G - W < \frac{A}{P_m} \cdots P \cdots W' - G'$) の実

体的貨幣還流を描く貨幣の前貸し。この貨幣は次年度以降の将来市場で還流するが、社会的総資本の拡大再生産に必然的な資本の前貸しとして解明されている。銀行に対する資本前貸しのための貨幣需要は、既に貨幣資本循環形態で見たように利子率変動に対して弾力的である。ケインズはこの構造において市場を理解している。それは古典派・新古典派に対する抽象的対立をなす。

3. 賃金型は次の点が重要である。現実資本蓄積は剩余価値の必要資本量に到達するまでの蓄蔵貨幣形態での貨幣資本蓄積を必要とする。この後に行われる追加労働力購買のための追加貨幣可変資本の前貸しは、すでに述べたように、一方では直接的生産過程への追加労働力の導入であり、他方では商品の流通過程への追加流通手段の供給である。この追加供給が行われる場合、他方の極で剩余価値の蓄積元本としての貨幣資本蓄積が対応すれば、この極で流通手段の蓄蔵貨幣としての引き上げが対応して、流通手段量は不变である。言い換えれば一国における実在的金属貨幣総量を構成する蓄蔵貨幣量と流通手段量の配分比率は不变である。しかしこの対応がなければ、蓄蔵貨幣量は減少し追加分だけ流通手段量は増大する。反対に現実資本蓄積が停滞し貨幣的蓄積がそれを上回れば蓄蔵貨幣量は増大しその分だけ流通手段量は減少する。つまり一国の実在的貨幣総量の構成部分である両者の配分比率の変化が生じる。

II 兌換銀行制度下の貨幣資本と現実資本の関係

ここでは、次の完成したピラミッド状の銀行制度を前提しよう。(1)頂点に中央発券銀行一行が存在し、これが傘下の多数の市中銀行（預金銀行）に対して預金業務と貸出業務を並行的に行う。この多数の預金銀行のそれぞれが、また、傘下の資本の再生産過程の担い手である多数の資本家と所得流通過程の個人に対して、預金業務と貸出業務を並行的に行う。そして中央銀行を含む全銀行が準備の調達と運用によって銀行券債務と預金債務

に対する支払準備を調節するインターバンク市場が備わっている。(2) この制度において、一国の全金属蓄蔵貨幣は、世界貨幣準備、兌換・預金債務支払い準備、国内金銭貨流通準備の、相互の間で危険な衝突を引き起こしうる3機能を同時に果たす一個同一の最小化した金準備として、つまり全信用制度の貨幣資本属性を持つ軸点として、各市中銀行の中央銀行当座預金の形態で、中央発券銀行の地下室に集中している。

さらに次の2つを前提しよう。(1) 資本の再生産過程における所有権移転は各資本家が持つ各市中銀行の要求払い預金の振込・振替で行われ、最終的には中央銀行当座預金間の振替で完了する。(2)マルクスの時代のイングランドのように、小額面銀行券は発券されておらず、労働者の所得流通過程における所有権移転は金銭貨が用いられている。

以上の内容を持つ利子生み資本と信用制度において、先に説明したプール型・ししおどし型・賃金型が再現する。金属流通の自然発生的形態が信用制度の意識的形態において再現するのである。

プール型は企業の市中銀行当座預金の形態で再現する。当座預金はそこからの出金とそこへの入金の並行性により、常に一定の残高を維持する。この並行性を担保するのは銀行制度の外側に存在する流動資本の完全回転によるW-GとG-Wの並行性である。そこで、市中銀行は、この並行性のずれを埋める僅かな支払準備(1パーセント程度)を資産面に置いて、残りの大部分を貸し付けることができる。預金は無準備の債務となる。そして更に、支払準備は中央銀行預け金の形態で、当該市銀の中央銀行当座預金となる。こうして各市中銀行の支払準備は中央銀行当座預金の形態をとり、現金準備は中央銀行地下室に集中する。各市中銀行における入金と出金の並行性のずれから生じる必要支払準備の過不足は、インターバンク市場で、所与の利子率に基づいて、準備の過剰側の貸しと不足側の借りによって調節される。この際の貨幣資本の移転は中央銀行当座預金間の振替で行われる。この振替はすべて預金帳簿上に記載

されている観念的貨幣数値のプラスマイナス計算で行われる。預金帳簿上の貨幣は通貨ではなく観念的計算貨幣として機能する。この場合、地下室にある金準備は常に不变不動である。

ししおどし型は利子付き定期預金の一方での取り崩しと他方での積み上げの社会的対応の形態で再現する。取り崩し側で定期預金が当座預金に転化し、積み上げ側の当座預金に振替・振込まれ、この当座預金が定期預金に転化する形で行われる。取り崩しと積み上げを迫る契機は銀行システムの外側にある資本の再生産過程の契機であるが、しかしこのシステムの外側から固定資本の償却基金・蓄積元本が入金し外側へ出金するわけではない。定期預金の一方での解消と他方での形成において、それが固定資本の現物補填・貨幣補填と現実的蓄積・貨幣的蓄積と規定されるのは、このシステムの外側に立つ定期預金所有者の資本回転上の契機としてである。この場合定期預金の社会的総額は不变である。振込・振替において預金帳簿上の貨幣は観念的計算貨幣として機能する。中央銀行地下室の金準備は不变不動である。

賃金型は、現実資本蓄積の本質的契機としての追加貨幣可変資本の前貸しである限り、既に述べたように商品の流通過程に対しては追加金属貨幣の供給である。この追加金属流通手段はそれだけ中央銀行地下室の金属蓄蔵貨幣を減らす。他方の極でこれに応じる貨幣的蓄積によって金属流通手段が蓄蔵貨幣として引き上げられ、中央銀行当座預金の形態で地下室に運び込まれれば、金属蓄蔵貨幣量は不变である。すなわち一国にある実在の金属貨幣の構成要素である労働者の所得流通過程にある金属流通手段量と中央銀行地下室の金属蓄蔵貨幣量の割合は不变である。従って、現実的蓄積による追加金属流通手段の供給量が他方の極の貨幣的蓄積を上回れば、商品の流通過程における金銭貨量は増大し、インターバンク市場で取引される中央銀行支払準備金量は減少する。他の事情を不变とすれば、金融逼迫となり、バンクレートは上昇する。反対ならば商品の流通過程における金銭貨量の減少となり、インターバンク市場で取

引される支払金準備量は増大し、金融緩和となり、パンクレートは下落する。

兌換制の世界では、イギリスならば、貨幣は商品の単価格という観念的形態ならびに単預金の観念的形態と、労働者の所得流通過程における単金鑄貨と中央銀行地下室の単金属蓄蔵貨幣との、すなわち単価尺度・計算貨幣の観念的貨幣単と金属流通手段プラス金属蓄蔵貨幣である実在的貨幣単金貨（地金）とが存在する。そして観念的形態の単当座預金はその額だけのイングランド銀行地下室の実在的単金量に対する即時の金請求権である。そしてこの観念的な即時の金請求権に対して実在的金量は取るに足りない大きさである。例えばその13分の1以下である（『資本論』第3部W.S. 552）。すなわち自然発生的な金属流通に対して意識的に仕上げられた信用制度は、観念的計算貨幣の硬い貨幣への急変の可能性である貨幣恐慌の可能性の具体的形態である。

III 不換制度下の貨幣資本蓄積と現実資本蓄積

ここでは前節のすべての規定が不換制に独自の形態で、またICT化したペーパーレスの形態で再現する。資本の再生産過程における振込・振替は以下に述べる貨幣性格の電子化した国際的光速度預金振替・振込システムとして、労働者の所得流通過程における金鑄貨流通はそれに代位する不換銀行券流通として、再現する。不換制では、例えば日本では、商品の観念的価値形態である単価格は、単という貨幣名を印刷・極印された日銀券・硬貨で実現され、単預金は、単という貨幣名を持つ日銀券・硬貨に対する請求権になっている。そしてこれらの実在的貨幣は兌換されない。こうして単預金という観念的形態で存在する即時の貨幣請求権の膨大な堆積物は日本銀行が無制限に発券できる単紙券に対する請求権となっている。そして観念的貨幣単・\$・£・€・元等の硬い貨幣への急変は、それら観念的貨幣の、それら貨幣名の印刷された中央銀行券への急変の形態を

とり、これに対して各国中央銀行は、それらの持つ無制限発券力に基づく「無制限流動性供給宣言」によって対応できる。別の観点から言えば金融市場における金利急騰を防止することができる。以上から、ここでは、貨幣流通法則は紙幣流通の独自の法則という形態で、媒介的に貫徹する。そしてここから、不換制の中央銀行の使命は、兌換制のそれが全信用制度の軸点である金準備維持であったのが、決済システムの安定化確保のための金融秩序維持と通貨価値の安定とこれに基づく国民経済の健全な発展（雇用の維持）となる。

もう一つの重要な独自性がある。ここでは、インターバンク市場で市銀が支払準備の最終的調節を行うオーバー・ナイト取引ではその金利を、日銀は、その無制限発券力と完全な公的性質によって、完全にコントロールできる。市銀の即時要求払預金債務に対する支払準備である日銀当座預金が、労働者の所得流通過程における不換銀行券流通量の絶対的減少量を原因として、必要当座預金量に対して過剰になりまたは不足する場合、ここでの金利は過剰当座預金のインターバンク市場への放出競争によりゼロに向かって垂直的に下がるか、不足当座預金のそこからの獲得競争により青天井で垂直的に上がる。これに対して先の性質を持つ中央銀行は、この市場の限界的最終的準備供給者・需要者として、不足量を供給したり過剰量を吸収したりすることで、またこれらの量を加減することで、先の性質を持つオーバー・ナイト金利をゼロを含む任意の目標金利に誘導できる。オーバー・ナイトが政策金利といわれる所以である。

IV 黒田日銀の政策の帰結 ——衝撃・利潤率・利子率——

ここでは、一国の実在的貨幣量と利子率に対する不換制に独自な作用の前節の説明に基づいて、黒田日銀の金融政策の帰結について考察する。その際、最初に次の2点を確認しておく。

(1) 産業循環はその根底に利潤率の傾向的低下法則が作用している。この法則は兌換・不換の制度的相違を超えて貫徹している。

(2) 社会的再生産過程の貨幣的均衡条件は、一方的 $G - W = \text{一方的 } W - G$ であった。産業循環を考察するここでは、不均衡が出発点となる。すなわち資本主義的生産がその内在的限度内に収縮している不況状態は、一方的 $G - W < \text{一方的 } W - G$ である。供給力は過剰で物価は低下し、失業者は最大で賃金は最低である。

この不均衡状態でアベノミクスが展開している。1本目の黒田日銀の「量的・質的金融緩和」政策は、隠れた狙いの円切り下げは効果があったが、表看板のベースマネーターゲットによるマネーストック拡大政策は効果を表していない。何故なら説明したようにそれは数量説的幻想だからである。この政策の裏看板は、政策金利 0.1% の状態で、より長めの金利に、長期国債の買い入れによって下げ圧力をかける点にある。この金利効果が資本の前貸しにどの程度作用しているかは現在までまだはっきりしていない。これに対して2本目の機動的財政政策が効果を表した。そこでこれとの関係で、ここでの課題を追求する。東日本大震災と国土強靭化の公共需要ならびにオリンピック需要が、生産の後に続く将来市場に与えられ、このケインズ的衝撃により、現在市場で建設部面を中心に資本の前貸しが行われている。建設労働者の雇用拡大を中心に完全雇用に向かえば、そして裏看板がこの全過程を促進すれば、つまりアベノミクスが理想的な形で実現すれば、これは資本主義的生産がその内在的限度を超えて膨張することを意味する。貨幣的均衡条件における一方的 $G - W < \text{一方的 } W - G$ の不均衡から一方的 $G - W > \text{一方的 } W - G$ の逆の不均衡への転換である。供給過剰から需要超過への転換であり、需要リードによる生産・雇用の拡大プロセスの波及的進行である。そこで物価上昇の進行とともに完全雇用が実現し更に雇用が逼迫すれば、賃金騰貴により利潤率の2次的低下が生じ、これによる利潤急減の結果、蓄積需要の収縮による過剰生産が

発生する。完全雇用と更にこれを超えて進む過程に伴う賃金の増大は、労働者の所得流通過程における金銭貨に代位しそれに照応する不換銀行券流通量の増大を意味する。過剰生産の露呈による完全雇用からの縮小は、雇用拡大の到達点でもたらされた流通必要貨幣量の最大量が最小量に収縮することを意味する。こうしてここに最大流通必要量を満たした不換紙幣量の、流通量縮小による過剰の内生的発生と、紙幣減価と価格騰貴による過剰紙幣の流通過程への吸収である紙幣流通法則の作動が、労働者の所得流通過程 $A - G - W$ の流動的統一の過程で生じる。ここでは完全雇用達成時に雇用された労働者が、生産縮小の結果、後払い賃金を持つ消費財に対する失業した購買者として、縮小した生産者による価値生産物の商品対商品の交換構造に侵入する、追加需要者として登場することが、紙幣流通法則を執行する。流通手段としての実在的 ¥ 紙幣の減価は価値尺度としての観念的 ¥ の減価に反射し、この ¥ すべての商品価値が尺度されることから、すべての商品の需給均衡価格が、 ¥ の減価した新しい価値に基づいて法則的に上昇する。そしてこの上昇した ¥ 価格にとって過剰な ¥ 紙幣は必要な ¥ 紙幣として流通過程に吸収される。この過程は失業の増大とインフレーションの同時進行であるスタグフレーションである。

実在的 ¥ 紙幣の減価を反射する観念的 ¥ の減価は、銀行制度上の円表示の全債権債務関係の減価であり、債権者損失（最大の損失者は国債保有者）と債務者利得（最大の利得者は政府）との同額の同時発生である。つまり円で表示された観念的架空貨幣資本の減価である。そこでインフレーションの可能性が現れるときには、債権者損失を回避すべく、例えば国債保有者は一斉にその売却に動く。そこで国債暴落と長期金利の暴騰の可能性が生じる。黒田日銀はインフレ期待を引き起こそうとするが、この期待は、期待された政策の初発ではなく、アベノミクスが理想的に実現され、出口が問題となる時以降に、現実的な問題となると同時に、その時には、貨幣市場における国債価

格暴落による長期利子率上昇の可能性と再生産過程における物価上昇に対する対応として、中央銀行は二つの使命の危険な衝突に陥る。すなわち物価安定に対しては利子率を上げねばならず、金融秩序維持には国債を買い上げて利子率を低下させねばならない。

アベノミクスが成功するがゆえに金融政策はジレンマに陥る。

(本稿は清華大学マルクス研究院で 2015 年 11 月 5 日に行った報告に加筆したものである。)

注

- 1) 黒田東彦氏が総裁を務める日本銀行。2013 年 3 月 20 日就任。任期 5 年。同年 4 月 4 日「量的・質的金融緩和」政策決定。14 年 10 月 31 日、消費税引き上げによる需要後退と石油価格下落による「デフレマインドの転換が遅延するリスク」を回避し「好転している〔インフレ〕期待形成のモメンタムを維持するため」政策内容を拡大。現在の主要内容は次の通り。消費者物価の対前年比上昇率 2 パーセントの「物価安定」目標を、政策決定時点から 2 年程度を念頭に、できる限り早期に実現するために以下の金融市場調節を行う。(1) 日銀の金市場操作目標を無担保コールレート(オーバーナイト物)からマネタリーベースへ変更する。国債等の買い入れによりそれを年間 80 兆円増加させることを目標とする。(2) 長期国債の保有残高を年間約 80 兆円増加するペースで買い入れを行う。及びその平均残存期間の長期化(7-10 年)を図る。(3) ETF 及び J-REIT の年間保有残高を、それぞれ 3 兆円、900 億円に相当するペースで増加するよう買い入れを行う。
- 2) 主として第 1) の問題を扱った代表的論文として以下を挙げておく。宮田惟史「マルクス信用論の課題と

展開——『資本論』第 3 部第 5 篇の草稿に拠って」経済理論学会編『季刊経済理論』第 52 卷第 3 号、2015 年 10 月。

- 3) マルクスは資本主義経済の理解にとってのこの貨幣資本認識の重要な意義を次のように指摘している。「ここで一般的に注意しておきたいのは、事業のために必要な資本の 1 部分が絶えず貨幣資本、生産資本、商品資本という 3 つの形態を次々に通って行くだけではなく、同じ資本の別々の部分が、たとえこれらの部分の相対的大きさは絶えず変動するにしても、絶えず相並んでこの 3 つの形態をとっていることを、経済学者たちは非常に忘がちだということである。ことに、経済学者達が忘れているのは、いつも貨幣資本として存在している部分のことである。ところが、まさにこの事情こそは、ブルジョア経済の理解のために非常に必要なのであり、したがってまた実際にもそのようなものとして痛感されることなのである」(『資本論』第 2 部、W. S. 258-259)。
- 4) 発達した資本主義、したがって賃労働制度の支配を前提すれば、明らかに、貨幣資本は、それが可変資本の前貸しされる形態である限り、一つの重要な役割を演じる。賃労働制度が発達するにつれて、すべての生産物は商品に転化し、したがってまた——いくつかの重要な例外はあるにしても——すべての生産物がその運動の一環として貨幣への転化を通らなければならない。流通貨幣量は、諸商品のこのような換金のために充分でなければならない。そして流通貨幣量の最大部分は労賃の形態で供給される。すなわち、可変資本の貨幣形態として産業資本家によって労働力の支払いに前貸しされ労働者の手では——その大部分が——ただ流通手段(購買手段)としてのみ機能する貨幣の形態で、供給される。」(『資本論』第 2 部 S. 474)。

(まえはた ゆきひこ 所員 桜美林大学)

特集 I

日本資本主義と金融

資本主義的現象としての金融化

—マルクス派最適成長論からの説明—

大西 広

12月5日の東京支部研究集会での高田太久吉氏の報告に先立ち、ご著書『マルクス経済学と金融化論』新日本出版社、2015年を読み、学ぶところが多くあった。アメリカ左翼論壇の金融化論（経済の金融化を説明する諸議論）を体系的に知る好著であるからである。が、報告で高田氏自身が何度も述べられたように、これはマルクス経済学への批判としてのアメリカ左翼理論の紹介となっている。この書の最終章を読めばわかるように、アメリカ大陸でも私が良く知るマルクス派の学者たちは事実上ポスト・ケインジアンに占拠されたアメリカ左翼の「金融化論」と闘っており、本書を読んでも私にはマルクス派からの批判の方が圧倒的に正しいものに見えた。たとえば、Desai & Freeman (2011) による価値論なき価値増殖論、根拠なき金融自立化論との批判である。高田氏自身も、この金融化論を受け容れて投下労働価値説を否定、交換価値説を主張するに至っている。これではマルクスの搾取理論を否定するに等しい。金融における諸現象は確かに物財生産の場での諸現象と遠いところにある。が、そうだからこそマルクスは『資本論』第1巻に終わらず第3巻を準備し、そしてその議論の前提としてさらに第2巻もが必要と考えた。この分厚い研究の上に現在の金融化をまずはぎりぎりまで研究することが大事だと私は強く感じている。『資本論』体系でこの現象を考えようとするのをあまりに早く諦めてしまっているとの理解である。

高田氏自身にも直接述べたが、これは多少、大学での講義科目の違いによるものかも知れない。高田氏と違って「マルクス経済学」の原論を担当する研究者は資本主義の一般的な現象として様々なものを説明して、その適用範囲を明確化する。そ

して、私に言わせると、今回問題とされている「金融化」現象もまたかなりな程度に資本主義一般的な現象として説明できる。

というのはこういうことである。株式に代表される金融資産はリスクを負わねばならない分だけ無リスクの金融資産利子率を上回らなければならない。この差をリスクプレミアムというが、そのため、株式価格はそのリスクプレミアムを含めた配当率を無リスクの利子率で割った価格で「資本還元」されることとなる。これは、厳密にいえば、株式市場でそれぞれの株式の「リスク」を低く評価する者と高く評価する者がいる中で、その前者の者が「市場のリスクプレミアム」と「自己評価のリスクプレミアム」とのギャップ分だけ株価を高く評価することから生じる現象である。今、もし、市場利子率 r' を、リスクプレミアムを r_p とすると、そのリスクを無視する株価購入者の株式評価額は、本来の株式価格（株価発行時の株式価格、理論的には企業の総資産を株式発行数で割った価格）の

$$\frac{r' + r_p}{r'}$$

倍となる。このため、株式発行時に株式を取得できた者は、その後、この分だけの株価上昇の利益を得ることとなる。これが創業者利得と呼ばれるものである。追加された資産の価格評価は社会的名目総資産の拡大を構成することになる。

ただし、株式市場における株価の上昇はこの後も続く。なぜなら、上式の分母の r' は長期的に下落するからである。利潤率の長期的下落を背景として r' が下落する時、リスクプレミアムに変化がなければ株価は上昇する。こうして、現代の資産価格上昇問題も基本的には「資本主義に内在的な

現象」と理解することができるのである。

なお、「資産価格」のもうひとつの重要な柱である地代率も、その長期的一般的な上昇が簡単なモデルで説明することができる。というのは今、生産、全要素生産性、資本、労働力、土地をそれぞれ Y, A, K, L, N とした簡単な生産関数を

$$Y = AK^\alpha L^\beta N^\gamma$$

のように設定すると、「価格」のレベルでの地主の請求権としての土地の限界生産力 = 地代率は

$$\frac{\partial Y}{\partial N} = \gamma AK^\alpha L^\beta NY^{\gamma-1}$$

となって、資本蓄積の進行 (K の増大)、人口の増加 (L の増加) に伴って上昇することとなるからである。利子率は上記のように低下するから、この意味では「地価」には 2 重に上昇圧力が加わる。そして、ここでは K や L の増大に比して土地 N が増大しないことが主要な地代率上昇の根拠となっていることが重要である。マルクスの地代論は「土地が希少」ということを根拠に形成されている。その因果関係もまたこの数式に埋め込まれているのである。

したがって、現代のマルクス経済学は、『資本論』の体系内の諸原理で、言い換えると「資本主義の法則」の諸原理で株価や地価などの資産価格の上昇を説明できる。『資本論』を離れて、ポス

ト・ケインジアンが言うような新たな現代的諸現象を持ちだす必要はないのである。これが本稿の結論である。

ただし、一点付言しておくと、マルクス派最適成長論では人口一定の場合、 K の蓄積は（技術一定の下では）ある点で停止し、そこで Y の成長も止まるから、上記の $\frac{r' + r_p}{r'}$ も地代率もゼロ成長時に定常化することとなる。それゆえ、このゼロ成長でももし各種の資産価格が上昇していれば、それは（技術変化に伴う K の追加的蓄積の効果でないかぎり）バブルを構成することとなる。しかし、こうして何が「正常」な資産価格の上昇であり、何がバブルかを識別することもまた重要な経済学の研究領域である。いすれにしても、早計に『資本論』から離れるのではなく、その現代的発展にもっと経済学者は拘るべきではないだろうか。高田氏には再考を希望する。

参考文献

- [1] Desai, R. & Freeman, A. (2011) "Value and Crisis Theory in the 'Great Recession'", MPRA paper, No. 48645 (July) .
- [2] 大西広 (2015) 『マルクス経済学（第2版）』慶應義塾大学出版会

(おおにし ひろし 所員 慶應義塾大学)

特集 I

日本資本主義と金融

マルクスと「経済の金融化」

宮田 惟史

近年、資本主義の現状を「経済の金融化（Financialization）」というタームで特徴付ける論者は少なくない。すでに1980年代から、国際的な金融活動のマネーゲーム化を「カジノ資本主義」という語で表現したスザン・ストレンジがいたが、バブル崩壊後の90年代、さらにリーマンショックがあった2000年代以降、金融肥大化を現代資本主義の新たな段階だと強調する研究は増えているように思われる。さて、「経済の金融化」とは、論者によって幾分の相違はあるものの、「国内経済および国際経済の運営において、金融的動機、金融市场、金融的アクター、および金融機関の役割が増大していることを意味」¹⁾し、「金融化は、もっとも単純に言えば、金融と金融工学のますます強まるシステム的な権力と定義できる」²⁾。つまり「金融化」とは、金融商品の多様化によって、実体経済の拡大をはるかに上回る金融資産の蓄積が生じ、金融経済が実体経済を規定する事態を指す用語といえよう。なるほど、確かに1980年代以降、実体経済の蓄積テンポを凌駕する金融資産価格の上昇やその崩壊による急激な実体経済の悪化がくり返されてきた。金融肥大化を媒介する金融商品の開発は飛躍的に進み、キャピタルゲインを目的としたマネーゲーム化は確実に深化している。しかしながら、なぜ「金融化」現象が拡大傾向をたどっているのか、その根本原理をめぐっては学派によって見解が分かれる。そこで小稿では、マルクスは「金融化」現象をどのように捉えたのかを一瞥する。

ところで、いわゆるマルクス学派のなかでも高田太久吉氏のように、マルクスは「金融化」現象を解明できておらず、それは「マルクス信用論自体の未整備な状態」に起因した、マルクスの「弱点」だという評価さえある³⁾。氏は、19世紀には

現在ほど資本市場や金融商品が多角化していかなかった点などを念頭におき、現在の資本主義は金融市场・金融技術の発展によって質的変遷をとげたと捉えている⁴⁾。そのうえで現代資本主義では、実体経済にたいし「『金融の論理』が規定的作用」⁵⁾をすることを強調する。これはポスト・ケインズ派、とりわけハイマン・ミンスキの「金融不安定仮説」の基本命題の一つである「深刻な景気循環は、資本主義にとって本質的な金融属性のために生じる」⁶⁾という規定とも共通性をもつ。もちろん、その細部において両者は大きく異なるが、いわゆる金融革新を重視し、金融現象を理解するさい実体経済を基軸に置かず、金融経済が実体経済を規定すると捉える点では一致する。さて、たしかに金融現象に目を奪われると、有価証券市場・金融商品の多様化→過剰貨幣資本の証券市場への流入・金融投機の拡大→バブルの形成・崩壊といったように金融経済で完結し、その攪乱が実体経済に規定的影響を及ぼすように見える。だが、これは金融現象を表層的に指摘しているにすぎない。本質的に重要なのは、「金融化」現象とは、もっとも根柢的には現実資本（実体経済）の蓄積の停滞=利潤率の傾向的低下によって生じる事態だという点である。つまり金融資産の蓄積・投機の拡大は、現実資本の蓄積の停滞によって貨幣資本が実体経済での運動部面を喪失した結果、新たな収益部面を有価証券など金融資産に求めることに起因した現象である。また、投機的金融市场へと流れ込む過剰貨幣資本（貨幣資本（moneyed capital）の過多（Plethora））も、根本的には現実資本の価値増殖欲求（期待利潤率）に比して「過剰」な資本であり、実体経済に投下したとしても期待利潤を獲得することが困難な資本、つまり現実資本の停滞によって形成された資本である。こ

のように、現実資本の蓄積を土台に置かずに論じられる「金融化」現象の基底には、実体経済の停滞＝利潤率の傾向的低下がある。そしてこれこそが、高田氏を含め従来必ずしも正確に理解されてこなかった、マルクス理論の独自性なのである。

なお敷衍すると、マルクスは当時の金融市場や銀行の金融資産を分析し株式や国債などの有価証券の架空性を明らかにしたが、確かに当時のそれは現在ほど複雑ではなかった。とはいえ、マルクスの時代と同様、金融収益はいまなお「価値の再分配」を意味するがゆえに、一時的に上昇する金融資産価格も最後は現実資本の基礎に引き戻されざるをえないことに変わりはない。また、金融手法の多様化といつても、それはあくまで実体経済の停滞によって新たな収益先を資本が開拓した結果であって、現実資本の利潤の動向が基軸にあることに違いはない。つまり金融のテクニカルな進展によって資本主義の本質（経済法則）が変容したとか、「新しい資本主義」が到来したなどという問題ではないのである。むしろ強調すべきは、いまなお資本の原理が貫いているからこそ、金融市場でのキャピタルゲインに依存するしかないほどまで利潤率が傾向的に低下（現実資本の蓄積の停滞）しているという現実認識である。マルクスはそれを『資本論』第3部第3篇「利潤率の傾向的低下法則」⁷⁾で理論的に明らかにしたが、日本でいえば90年代以降の「失われた20年」余に顕著なように、すでに高度成長期のような増収・増益／大量生産・大量消費が可能な時代は終わつた。かつて消費需要・設備投資拡大を牽引した自動車や家電製品などのリーディング部門の国内市場は食いつぶされている。買い替え需要はあれども、生活必需品に直結し一国経済を主導するほどの新たな市場は存在しない。それほどまで生産諸力は高度な発展をとげ、資本構成もきわめて高度化している。それゆえ利潤率・量は低位のままであり、設備投資や新規雇用、すなわち現実資本の蓄積は低迷している。したがって、それにもかかわらず収益最大化を目指せば、資本市場でのキャピタルゲインの獲得（マネーゲーム）に参加する

しか方法はない。あるいは徹底的な規制緩和・人件費削減を行うか、輸出依存度を強める程度しか道はない。そしてこれらはいずれも格差拡大・雇用劣化を助長し国民経済を一層破壊する。このように「金融化」とは本来、金融市場が複雑化したとか、「金融革新」により投機が頻発化し「金融の不安定性」が高まったなどといった金融部面それ自体に根源をもつ話ではない。現在の「金融化」現象は、利潤の最大化を目的とした社会であるにも関わらず、資本が期待する利潤率・量を実現できないこと、そればかりか利潤を追求することが国民生活の一層の疲弊をもたらすまでに、資本主義経済が成熟⁸⁾した歴史的段階に到達したことを表現しているのである。

注

- 1) Epstein, G. A. (ed.) *Financialization and the World Economy*, Cheltenham, Edward Elgar, 2005, p. 3.
- 2) Blackburn, R. "Finance and the Fourth Dimension", *New Left Review* (May-April), 2006, p. 1.
- 3) 高田太久吉『マルクス経済学と金融化論』（新日本出版社、2015年）、3頁。なお、「金融化」をめぐる諸見解については同書第1章を参照した。
- 4) 金融市場・金融商品の進展という視角から資本主義の「変質」を強調する論者として高田氏のほかに、井村喜代子『世界的金融危機の構図』（勁草書房、2010年）などがある。
- 5) 高田、前掲書、49頁。
- 6) Minsky, H. P. *Stabilizing an Unstable Economy*, New Haven, Yale University Press, 1986（吉野紀他訳『金融不安定性の経済学：歴史・理論・政策』多賀出版、1989年、212頁）。
- 7) 『資本論』第3部第3篇「利潤率の傾向的低下法則」については拙稿「『資本論』第3部第3篇草稿の課題と意義」（『季刊 経済理論』第51巻第2号、2014年）、第3部第5篇で展開されるマルクス信用論の独自性については拙稿「マルクス信用論の課題と展開：『資本論』第3部第5篇草稿に拠って」（同第52巻第3号、2015年）を参照されたい。
- 8) 「資本主義の成熟」については小西一雄『資本主義の成熟と転換』（桜井書店、2014年）、また、対談記事ではあるが拙稿「アベノミクス『リフレ政策』をどう評価するか」（『POSSE』No. 28、桜井書店、2015年）を参照されたい。

（みやた これふみ 所員 駒澤大学）

特集Ⅱ

雇用の「身分化」をめぐって

特集によせて

本特集は、2015年12月12日に開催された現代資本主義研究会「雇用身分社会」での報告に基づいた論稿2本と、派遣として就労してきた労働者の現場報告を収録している。この12月研究会では、森岡孝二氏が2015年10月に岩波新書として著された『雇用身分社会』をめぐる意義、論点、批判点を森岡氏ご本人と伍賀一道氏に提示していただき、フロアも交えて議論を深めた。

第1に、森岡氏の論稿「『雇用身分社会』を著して——寄せられた反響と残された課題」は、森岡氏が同書の執筆後に読者から寄せられた感想を引き合いに、そもそも雇用身分社会とは何か、現代日本の雇用身分社会は「戦前回帰」と位置付けられるのかといった論点についてご自身の見解を交えて報告をされている。

第2に、伍賀氏の論稿「『雇用身分』および『雇用身分社会』とは何だろうか——森岡孝二著『雇用身分社会』から学ぶ」は、職場での呼称や客観的区分による雇用形態が雇用身分に転化した背景を論じつつ、企業内の雇用身分が社会的な序列となっていることの意味、現状を「戦前回帰」ではなくグローバル資本の専制的支配の強化と捉えることの重要性等について論点を提示されている。

そして第3に、働く女性の全国センターの運営委員を務める渡辺氏の論稿「派遣労働の現場から—『改正』派遣法施行に向き合って」は、派遣労働者はどういった職務に従事しどういった差別を受けているのか、2015年9月に施行された改正労働者派遣法は派遣労働者の待遇改善に寄与するか、といった点を現場労働者ならではの視点からリアルに描いていている。

森岡氏、伍賀氏の論稿は『雇用身分社会』を読了したことを前提に議論が進められている。これから本特集を読み進める際、『雇用身分社会』を読了されていない方は本特集で紹介される執筆の背景や主要な論点を念頭に置いて同書を手に取っていただくと、より一層理解が深まるだろう。また、渡辺氏の現場報告はまさに現下の雇用身分社

会の中で起きているひとつの客観的事実である。賃金差別、昇進差別、年齢差別等が野放しにされている現状をどう捉えるか、ぜひとも読者の皆様にお考えいただきたい。

なお、本特集ではそうした現状の克服という点については深められていない。詳しくは各氏の書籍や論文等を参照していただければ幸いだが、最後に若干の私見を述べてこの解題を締めくくることとする。筆者はこうした差別の克服が社会的規制力としていかに労働組合や各種団体が力を発揮できるか、そしてなにより当事者が毅然として現状の不当性を訴えることができるかにかかっていると考えている。特に法的な不備は、社会的規制力が機能すれば緩和ないし一掃することが十分可能である。

個々の現場に根差した不当な差別の打開は、特に労働組合に期待するところが大きい。経営者は違法であろうが何であろうが、当該労働者が声を上げなければ現状を変えようとはしない。他方で、労働組合は労働者の声を汲み上げ、法的に権利として認められている諸要求を実現するのみならず、権利のないところに権利を生むこともできる。

例えば、2015年の改正労働者派遣法によれば、派遣先が同一事業所で3年を超えて派遣労働者を受け入れる場合、過半数労働組合等から意見聴取を行う必要がある（同法40条の2第3、4項）。同規定は労働組合の意見さえ聞けば常用代替ができるという点で致命的な欠陥ではあるものの、逆に言えば労働組合は意見聴取の場を自ら設定して疑義を呈し、あるいは団体交渉事項として取り上げ、当該派遣労働者を必要な人材として十分な労働条件を確保する形で直接雇用せよと交渉することもできるはずである。問題はそうした仕組みがありながら交渉しないことである。

(中野裕史 所員 名古屋支部)

特集II

雇用の「身分化」をめぐって

『雇用身分社会』を著して —寄せられた反響と残された課題—

森岡 孝二

本稿は、小著『雇用身分社会』（2015年10月、岩波書店）をテキストに2015年12月に開催された基礎経済科学研究所の現代資本主義研究会（合評会）における報告をもとにしている。内容については詳しくは本書を読んでいただくとして、小著を上梓しての感想と若干の反響を述べたうえで、キー概念として提起した「雇用身分」に寄せられた疑問とそれに対する私の応答を中心に、残された課題について述べる。

I 小著を上梓しての小さな自信 と大きな不安

本書は、私の小著としては『働きすぎの時代』（2005年）、『就職とは何か——〈まともな働き方〉の条件』（2011年）に続く3冊目の岩波新書である。この間、『貧困化するホワイトカラー』（ちくま新書、2009年）、『強欲資本主義の時代とその終焉』（桜井書店、2010年）、『過労死は何を告発しているか——現代日本の企業と労働』（岩波現代文庫、2013年）も著した。それぞれ苦労をしたが、うんうんうなって書いたという点では、今回の『雇用身分社会』がもっとも難産であった。

企画が固まるまでにおよそのプランを周囲の人々に話すと、「タイトルはインパクトがあるね」「きっと話題になりますよ」という感想が返ってきた。出版企画を決定する岩波書店の編集会では大きな期待が寄せられたと聞いた。そうした反応にささやかな自信を得てなんとか脱稿したが、大きな不安もあった。それはなるべく平易に書いたらつもりでも、新書には不似合いな理屈っぽい本になつたのではないかという懸念である。献本した方々からの札状やブログ書評のなかには「一気に読みました」あるいは「統計データに裏付けられていて分かりやすい」といった感想もあった。しかし、それらはおそらくお世辞半分で、実際は読み通すのに苦労されたのではないかと思う。この点では、マルクス研究者の友人、山本広太郎さん

のつぎのような感想は正直で参考になる。「岩波新書も簡単に読める本と、そうではない本とがありますが、今回の新書は、事実にもとづく資料もあり、そして数字も多く著者もたいへんでしょうが、読者も苦労するかと思いました。あまり内容があると、富士の青木樹海に入ったようで、出てきたときはくたくたになります」。

山本さんは、もらってすぐに読み始めたものの、途中で思わず時間を要し礼状が遅れたと言いたくて、一歩入ると容易に出られないという青木ヶ原樹海の例を引き合いに出していると思われる。それにしても読み終えたときにくたくたになるような本は新書としては失格である。

マルクスは『資本論』第1巻の第1版序文で、なにごとも初めが困難だと断ったうえで、価値形態に関する1節を別とすれば、「本書を難解だと言つて非難することはできないだろう」と述べている。これになぞらえて言えば、逆にこの新書で一息に読めるのは第1章くらいであろう。この章では農商務省『職工事情』（岩波文庫、上中下、1998年〔原本は1903年〕）や細井和喜蔵『女工哀史』（岩波文庫、1980年〔原本は1925年〕）に立ち返って、現代日本の働き方の戦前回帰に注意を促した。ここは本書の味噌にあたる部分であつて、たんたんと事実を述べるだけでも、女工がいかなる雇用身分の下に置かれていたか、いかに非人間的な長時間労働を強いられていたか分かつてもらえる内容になっている。

「派遣」という「まともな雇用といえない働き

方」を取り上げた第2章に入ると、話が少し込み入ってくる。戦前は、組頭、周旋人、募集人、紹介人、口入れ屋、手配師、女衒など多様な名称の労働市場の仲介業者が存在し、労働者の求職や就労を食い物にして利益を上げる労働者供給事業（人貸し業）が強制労働、人身売買、中間搾取（ピンハネ）の温床になっていた。戦後、1947年に制定された職業安定法によって、労働者供給事業の営業と利用は禁止されたが、その後、社外業務や業務請負のかたちで、職安法の規制を潜り抜ける労働者供給事業が広がり、1985年の労働者派遣法の制定で情報処理、ファーリング、ビル清掃など16の業務を対象に派遣が合法化された。そして、1990年代後半から2000年代前半にかけての派遣法の改定によって、許可対象業務が拡大され、いまでは製造派遣も含め原則自由化されている。労働者派遣制度は、一体不可分である「雇用関係」と「使用関係」を無理矢理分離して労働市場仲介業者の中間搾取を合法化した点で、偽装的・虚構的な雇用関係の創出であった。短い章でそうした虚構を解きほぐすのは容易ではない。

さらに雇用身分別格差と性別格差が重なり合った女性パートタイム労働者を考察した第3章に進むと、格差とともに貧困の問題が出てきて議論が錯綜てくる。非正規労働者の最大部分を占めるパート（呼称ではアルバイトを含む）の多くが賞与なし、育休なし、昇級なし、社会保険なし、福利厚生なし、給与明細書なし、働きがいなし、尊厳なしの低時給の有期雇用であることを確認することは難しくはないが、そうした差別された雇用身分が戦後なぜ生まれて来たのか、現在にいたるまでなぜ増え続けているのかを簡単に説明することはむずかしい。

正社員が置かれた状況を述べた第4章も単純明快とはいえない。不安定な非正規労働者に比べて安定した雇用身分であると言われてきた正社員も、近年では波状的なリストラに曝されて人数が絞り込まれ、「40歳定年制」や「正社員消滅」が語られるようになってきた。ブラック企業による若者の使い潰しも広がり、壮年期でも過労死の不

安と背中合わせの奴隸的な長時間労働を強いられている労働者が少なくない点で、単純に恵まれた雇用身分とは言えなくなってきた。

第5章と第6章では、他の章にもまして格差と貧困に関する統計データと図表を多用している。図表は視覚に訴える点で理解を助ける面がある。しかし、新書のような一般向けの短い概説書における図表の利用は自ずと限度がある。数字の頻出も読みやすさの妨げとなる。

嬉しかったのは、12月20日（日）の東京新聞「話題の本2015」に、経済書ではトマ・ピケティの『21世紀の資本』とならんで、拙著『雇用身分社会』が取り上げられたことである。また、12月27日の『読売新聞』では、同紙に拙著の書評を書いてくださった濱田武士氏が「今年のこの本」の一冊に拙著を挙げてくれた。

II 「雇用身分」概念に対する 大谷さんと浪江さんの疑問

本書の感想や批評でもっとも気になるのは、「雇用身分」というキー概念がどのように受け止められたかである。Amazonのホームページには本書について12件のカスタマーレビュー（5つ星、うち星5つ10件、星4つ2件）が出ているが、いずれも「雇用身分」という概念に異を唱えたものはない。ブログ上の書評や紹介も概ね好意的である。しかし、提唱した私自身も確信をもっているわけではなく、検討の余地があると思っている。それだけに『資本論草稿』の研究で知られる大谷禎之介さんから（「日本の労働社会」の悲惨な現状を、歴史的な視野のなかに位置づけて、みごとに描ききっているという評価とともに）いただいた以下のような疑問は大いに参考になる。

率直に言いますと、読了したあとでも「身分」という語がまだずっと胸に落ちません。英語で言ったら status なのでしょうか。たとえば、和英辞典で「身分」を引くと、意味の異なるきわめて多様な訳語が挙げられています。「雇用身分社

会」という場合の「身分」とはそれらのどれに当たるのだろうか、と考えてみましたが、どうもはっきりしません。挙論しながら考えていたのですが、最後まで、「雇用身分」という語は、なんらかの明確な意味内容をもつ概念として成りたちうるのだろうか、という疑問を拭いきることができませんでした。

「雇用身分」という表現については、冒頭に述べた合評会に出席された浪江巖さんからも後日お手紙で長文の質問を頂戴した。『労働管理の基本構造』(晃洋書房、2010年)という研究書のある専門家であるだけに読み込みも半端ではない(拙著の引用に付されたページ数は省略)。

1) 本書〔『雇用身分社会』〕では「歴史的視野から変化のなかの日本の労働社会の全体像」、その「変化の行き着いた姿」をどのように概括的にとらえるかが主たる課題とされているように見受けられます。そこで表象されている現実はさしあたり「雇用の非正規化によって多様化した雇用形態が、賃金や待遇における正規労働者との格差とともに階層化して」いる事態であり、それがもたらしている社会的諸結果です。こうした事態を捉えるのに、従来のように「格差社会」や「貧困社会」の出現に注目するだけでは、あるいは「雇用形態」の「多様化」や「階層化」、あるいは「雇用劣化」、「雇用崩壊」等々ととらえるだけではまだ不十分であり、実態の歴史的本質的特徴を正確にとらえきれていないとの批判、問題意識をおもちであると理解しました。……この点については小生も大いに触発され共鳴するところです。

2) 如上の課題に関する本書の解答が、ほかならぬ「雇用身分社会」の形成、「雇用形態の身分化」であり、「(現代版の)雇用身分制」の出現(復活?)であると受け取りました。これまた大変刺激的な提起であり引き込まれるところです。少なくとも「言語の異化作用」ともいべき効果があり、読者の興味関心を喚起するに十分でしょ

う。この点をまず評価するにやぶさかではありません。

ただ、私にとっては、「身分」という用語の意味内容、あるいはそれによってとらえようとする現実の雇用実態の側面がいまひとつクリアではなく、あいまいさを残していると思われます。

浪江さんはこの後、私が「雇用身分」をどのようにとらえているかについて、私自身の説明を援用して詳しく検討している。そこでは拙著序章の「ここにあるのは単なる雇用・就労形態の違いではない。それぞれの雇用・就労形態のあいだには雇用の安定性の有無、給与所得の大小、労働条件の優劣、法的保護の強弱、社会的地位(ないし評価)の高低、などにおいて身分的差別ともいえる深刻な格差が存在する」という文言や、「資本主義社会では、人びとは市民として自由で対等平等な関係を取り結んでいると考えられている」が、それは「たてまえ」で、「ひとたび現代日本の雇用の現実を直視すると、雇用が『社会における人びとの地位や職業の序列』を作り出している面があることは否定できない。この序列は企業を超えて雇用形態間の身分差が作り出す社会的序列であって、『雇用形態の多様化』という概念ではとらえきれない」という文言も引き合いに出している。

結局、浪江さんは、私が「身分」という表現に込めているのは「雇用形態間にみられる雇用諸条件の格差の質的性格、すなわち差別(格差に合理性や正当性がないという意味での)の存在」ではないかと読み取っている。それでも、浪江さんからすれば、そうした「差別の存在」をもって「雇用形態」が「身分」になっていると見なすことになおも疑問が残る。くわえて現行の労働法規範に明確に抵触するならば違法な差別ということになるが、拙著ではそうした問題を明示しているわけでもなく、いかなる基準に照らして差別の合理性・正当性の欠如を言うかも明確になっていないのではないか、と言う。

労働法の改変については後述するとして、浪江

さんから寄せられた疑問に対してまずもって指摘しておかなければならぬのは、雇用上の「身分」は差別される側についてだけでなく、差別する側についても言いうことである。手元の国語辞典（「デジタル大辞泉」）で「身分」を引くと、①ある集団・組織における、その人の地位・資格。②封建的社會における上下の序列。③境遇、身の上。④人の法律上の地位とある。このうち①と②を重ねたような用法が本書における「身分」の意味内容をなしている。いってみれば雇用形態の違いと不可分の雇用上の地位や状態が近代的とは言えない上下の序列をともなっていることをもって、「正社員の身分」、「パートの身分」、「派遣の身分」という表現を用いているのである。この場合、「身分」には「差別の存在」がつきまとつが、それは「上下の序列の存在」と重なっている。この文脈においては、上下の序列があることが否定できないほどの深刻な「差別」の存在が「身分」を生み出すといってよい。

浪江さんは私宛の手紙のなかで、労働時間及び勤務日数等が正社員と同様と認められるパート社員の賃金が勤務年数の同じ正社員の8割以下であるときは、使用者に許された裁量を逸脱したものとして「公序良俗違反」となるという「丸子警報器」事件の判決（長野地裁上田支部、1996年3月15日）を引き合いに出している。

2013～14年現在のデータをもとにした労働政策研修研究機構の「データブック国際労働比較2015」では、フルタイム労働者の時間賃金を100としたときのパートタイム労働者の時間賃金は、ドイツ79、フランス89、イタリア71、オランダ79、スウェーデン83、日本57である（日本は2013年、他は2010年）。また2014年の「賃金構造基本統計調査」から年間賞与や特別給与を含めて計算すると、男性一般労働者100としたときの時給格差は、女性一般労働者70、男性パートタイム労働者46、女性パートタイム労働者41（テキスト18ページおよび表3-3の42は41に訂正）となる。どの数字をとるにせよ、日本の女性パートタイム労働者の時給の低さは、是認される格差

の域を超えて、パートを差別された雇用身分にしている。

III 「雇用身分」概念に対する疑問に応えて

私が「雇用身分」という言葉を使ったのは、派遣労働者やパートタイム労働者が、意識的にも無意識的にも自らの置かれた地位や状態を「身分」として語っているからである。同じ職場で同種の仕事や類似の仕事に従事しながら福利厚生や付加給付がないか、ほとんどないというのは、違法であろうとなかろうと、著しく不合理な差別である。社会保険、有休、産休、育休、介休、保健・医療・保養施設、建物施設（食堂・エレベーター）などの利用における正社員と非正社員との間の差別は身分的差別としか言いようがない。それゆえに私自身は、たとえ概念として固まっていないにせよ、当事者が使っている言葉を借りて、今日の日本では雇用が多様な身分に引き裂かれている状況を「雇用身分」という概念を用いて説明することに大きなためらいはなかった。しかし、著書で一定の理論的意味をもった概念として提起したとなると、巷の用法を借りたというだけでは済まされず、それなりの根拠を示す必要が出てくる。それゆえに大谷さんや浪江さんからいただいた疑問は重く受け止めたい。

浪江さんには駄廻りに説法だが、社会政策論では、日本のパートタイム雇用（フルタイムの疑似パートを含む）については、あまりにも差別的な低賃金や劣悪な待遇ゆえに、多様な「雇用形態」の一つというより、「雇用身分」としてとらえるべきだという議論が前々からあった。

また第2次世界大戦前の日本については「雇用身分制度」の存在が言われてきた。私も本書で援用しているように、野村正實『日本の雇用慣行』（ミネルヴァ書房、2007年）は、戦前の雇用について、「会社身分制」という概念を用いている。戦前は社員と準社員のあいだにも、職員（社員・準社員）と工具のあいだにも、歴然とした雇用身

分上の差別があり、また、工場で働く「女工」も、オフィスで働く「女子事務員」も、雇用身分上、会社の正規の構成員とは見なされていなかつたからである。

「身分」いう概念は一般に異なる階級間について用いられるのに対して、労働者階級という同一階級の内部での違いを表す場合には、「階層」という概念が用いられることが多い。私も本書で江口英一『現代の「低所得層』（上中下、未来社、1979～80年）に学んで、層＝階層の意味で、低所得層、中所得層、高所得層という表現を用いている。とはいえ、「階層」という概念は、主に所得が基準にされるために、社会的序列における差別的地位を表すには必ずしも適さない面がある。それもあって「階層」ではなくあえて「雇用身分」という概念を用いることにした。

浪江さんへの返信では経済学と法制度に関わる問題についても書いた。経済学が扱う制度は、労働市場制度でも労働時間制度でも、法、慣行、機構、政策、道徳、慣習、文化、価値規範などの広がりをもっている。なかでも大きいのは法である。労働法学者の西谷敏さんは共編著『日本の雇用が危ない』（旬報社、2014年）のなかで「日本の労働法が危機的な状況にある」として、政府が企図している雇用と労働に関わる一連の規制緩和を念頭に、「その多くは戦後確立されてきた労働法の基本原則を攻撃するものである」（同書、17ページ）と述べている。同じ頃に行った民主法律協会における講演でも西谷さんは「戦後確立された労働法上の重要な原則の多くを投げ捨てる」危機が間近に迫っていることを強調していた。西谷さんは、現在進行中の安倍内閣の雇用・労働改革を問題にしているが、これまでも1980年代半ば以降、労働時間制度と労働市場制度の両面にまたがって新自由主義的・市場個人主義的規制緩和が執拗に行われてきた。それだけに、労働社会の「雇用身分社会」への移行を言うためにも、規制緩和の下での労働法を中心とした法制度改革を踏まえる必要がある。

去る12月17日の夫婦同姓強制についての最高

裁の合憲判決も女性雇用差別とパート身分の存在に無関係とはいえない。12月18日のJapan Times紙に既婚カップルの96%は男性（夫）の姓を選択しているという記事が出ていた。それで厚生労働省の統計で確認すると、夫妻とも初婚の場合、1985年の当該比率は99.0%であった。それが2013年には96.5%になっている。姓の選択に関する限り、この40年の変化はわずかー3ポイントに過ぎない。これでは政府の言う「女性の活躍」とはいったい何なのかと問いたくなる。こういうしつこい差別が幾重にも重なって、「男は残業・女はパート」の働き方／働きかせ方が長期化・固定化するなかで、パートという働き方が「雇用身分」化してきたと考えることもできる。

IV 伍賀さんから提起された 「戦前回帰」に関する疑問

今回の合評会では、伍賀一道さんが本書の詳細な内容報告と、「雇用身分社会」の歴史的位置づけについていくつかの論点提起をしてくださった。後者の中心論点は、①今日の「雇用身分社会」は前近代的身分制の再現なのかという点と、②今日の派遣労働は「戦前への回帰」なのかという点に関わっている。伍賀さんは主に②に関連して、今日の間接雇用（派遣労働、業務請負）の歴史的源流を言うために、『資本論』に登場する19世紀のイギリスにおける労働市場の仲介業者の例を取り上げるなどして、「現代の間接雇用（派遣労働、請負）の隆盛は、19世紀の労働関係への回帰」というよりも、第二次大戦後に確立した労働における民主主義的原則（『直接雇用』原則はその根幹）に対する人材ビジネスによる解体を意味する」、「今日、『雇用身分社会』として現れている事態は、一部に戦前への回帰という側面を含みつつも、労働法が順次設けた労働者保護規定を弱体化させ……していることによって引き起こされているのではないか」と言う。

派遣労働とその間接雇用的性格については伍賀さんと私とではその虚構性の認識でちょっとした

違いがあるが、その点を差し措けば、上に伍賀さんが言われることには異論はない。私は、労働者派遣制度は、戦後職安法で禁止された戦前の労働者供給事業の解禁・復活である点で、働き方あるいは雇用関係の戦前回帰であることは否めないとと思っている。私が働き方の戦前回帰をいうときには、派遣労働の存在だけでなく、若者を1日15時間働くかせて残業代を支払わず、過労と過剰ストレスでうつ病に追い込んで「自己都合」で辞めさせるような、ブラック企業の存在も念頭にある。それと同時に、戦後の一連の労働改革と労働運動で勝ち取られてきた労働法による労働者の保護と権利が新自由主義的雇用・労働改革によって次々と剥ぎ取られてきたことが、「気がつけば日本は雇用身分社会」と言わざるをえないような、働き方の戦前回帰をもたらしてきたことにも注意を払ったつもりである。

私は上記のようなことを考えながら、以前読んだピーター・キャペリ『雇用の未来』(若山由美訳、日本経済新聞社、2001年)を想い出した。彼は次のように言う。「われわれが“伝統的”と考えている雇用関係は、実はかなり最近になって現れた現象である。20世紀の初めには、工業部門の労働者の大半が、企業の施設内で請負業者によって雇われる形で働くか、あるいは短期間で職を転々とする、いってみれば“臨時・派遣社員”的なものであった。これは今まさにわれわれが目の当たりにしている状況と酷似している」(同書19頁)。

この見地からは、『資本論』が書かれた時代の雇用関係も派遣型の非正規労働者中心の労働市場を包摂していたといえる。私は拙稿「『資本論』とディーセントワーク」(『季論21』第5号、2009年7月号)で、堀江英一の『経済史入門』(有斐閣、1971年)に拠りながら、マルクスが『資本論』を書いた時代のイギリスの工場では、出来高賃金を賃金の支配的形態として、直接雇用－直接管理、間接雇用－間接管理、直接雇用－間接管理という3類型の労働者管理が行われ、第2類型と第3類型では組頭制度が介在していたこと

に触れた。いずれも資本・賃労働関係であるかぎりで雇用関係ではあるが、組頭などによる人夫貸しが介在する「間接雇用」は、現代的な意味では、派遣がまともな雇用とはいえないのと同様にまともな雇用とはいえない。

今回の『雇用身分社会』では、戦前の日本の綿糸紡績業や製糸業における女工の雇用関係にこだわって、19世紀の欧米における非正規雇用を含む労働市場について論ずる余裕がなった。そのため、戦前回帰と19世紀回帰の相違も明確には示せなかった。この点は「雇用身分」概念に関連して引き続き考えていきたい。

おわりに

マルクスは『資本論』第1巻第8章「労働時間」において、搾取の法的制限がない産業部門では労働者は社会的・肉体的・知的奴隸状態に置かれている（あるいは工場法が制定・拡大されてもそれが無効にされれば労働者は奴隸状態に連れ戻される）ことに繰り返し警鐘を鳴らしている。これは「奴隸制や農奴制の野蛮な殘虐の上に過重労働の文明化された殘虐が接ぎ木される」一例と解することができる。この文脈では、マルクスは北アメリカではプランテーション経営と奴隸貿易が近代のただなかに奴隸を生み出しているが、イギリスでは工場制度と労働市場が労働者を奴隸に貶めていると言おうとしているのである。

現代世界で一例を挙げるとすれば、child slave(児童労働)の問題がある。この場合の奴隸は、たんなる比喩にとどまらず、監視下で労働を強制され誘拐や売買の対象となっていることを示している。ニューヨーク市など真ん中にあるスウェットショップでも、不法滞在の移民の奴隸的労働がしばしば問題になる。その労働は雇用関係をまとっている点で「奴隸的雇用身分」の労働いうこともできる。

「雇用身分」概念のやっかいさは、マルクスを真似て言えば、「野蛮な差別と文明化された差別」との双方向的な関係に起因している。野蛮な差別

雇用の「身分化」をめぐって

に文明化された差別が接ぎ木されるだけではない。「資本との自由意志的契約によって死と奴隸状態とに売り渡すことを阻止する」法律や關いがなければ、文明化された差別が野蛮な差別に先祖返りすることもありうる。「雇用身分」概念もこういう双方的な関係を踏まえて議論されるべきである。

なお、今年度の労務理論学会全国大会（愛媛大学、5月28日午前）および社会政策学会秋季大会（同志社大学、10月26日午前）の書評部会でも拙著を取り上げていただけることになってい

る。両部会でも「雇用身分」概念が中心的論点の一つになるであろう。

追記：本稿では拙著で提起した「雇用身分」概念に対する大谷さんと浪江さんの疑問を、失礼を顧みず紹介した。お二人に本稿をお送りしてお読みいただいたところ、当初の疑問がいくぶん薄まり、筆者の意図を多少とも汲んでくださるような感想をお寄せいただいた。

（もりおか こうじ 所員 大阪支部）

特集II

雇用の「身分化」をめぐって

「雇用身分」および「雇用身分社会」 とは何だろうか

——森岡孝二著『雇用身分社会』から学ぶ——

伍賀 一道

「雇用身分」とは、使用者が専断的につくり出した、労働者に対する差別的待遇を伴う雇用区分である。雇用身分による差別は、性別役割分業および間接雇用の拡大によって強固になった。「雇用身分社会」は前近代的身分制の再現というよりも、グローバル資本の支配と新自由主義的規制緩和政策による労働者保護の弱体化がもたらした苛烈な競争社会である。

森岡孝二著『雇用身分社会』（以下、森岡著と略称）の特徴は、第1に、現代日本の雇用と働き方をめぐる問題状況（非正規・低賃金層の増加、格差・分断と貧困化、細切れ雇用、過労死の多発など）を「雇用身分社会」として総括的に示したことである。これまで「雇用形態の多様化」あるいは「働き方の選択肢の拡大」と捉える議論が繰り返されるなか、「雇用身分」と規定することで、正社員、パート、アルバイト、派遣労働者、契約社員、嘱託などを並列的な関係としてではなく、労働者階級の内部に形成された階層的序列、あるいは「社会的序列」（18頁）を描き出した。

第2に、本書は『職工事情』『日本の下層社会』『女工哀史』を参照しつつ、今日の雇用身分社会が戦前の雇用身分制と共通する側面を示し、その復活を強調している。戦後の雇用身分社会の成立を1970年代末から80年代初、その本格化を90年代以降としている。

第3に、今日の「雇用身分社会」を生み出している要因として、資本蓄積のありよう（株主資本主義、アベノミクスの成長第一主義）と政府の一連の政策（労働者派遣法の制定と相次ぐ緩和、貧困率を悪化させた所得再分配政策、失業時の生活保障の貧困、公務員賃金の切り下げ、官製ワーキングプアの放置）を明らかにするとともに、改革の課題を示している。

小論では、第1と第2の点に関わっていくつか

の論点を提示したい。

I 雇用形態と雇用身分

はじめに、森岡著のキーワードである「雇用身分」について考えたい。雇用身分は雇用形態とどのように関連しているのだろうか。

(1) 「雇用形態」について

「雇用形態」、「正規雇用」（正規従業員）および「非正規雇用」（非正規従業員）という用語が政府統計に登場するのは1980年代初頭のことである。それまで雇用形態に類似の指標として、「労働力調査」（以下、「労調」）や「就業構造基本調査」（以下、「就調」）ではもっぱら「従業上の地位」（一般常雇、臨時雇、日雇）が用いられてきたが、この指標では急増するパートタイマーやアルバイトなどを捉えることはできない。そこで「雇用形態」という調査項目が新設されることになった。

「従業上の地位」の場合、「雇用期間」がそれを区分する基準である。これに対し「雇用形態」は派遣労働者および契約社員を除き、職場における「呼称」によって調査されている点が特徴である。

一般に「正規雇用」とは①直接雇用、②雇用期間の定めのない無期雇用、③フルタイムの3つの条件をすべて満たす労働者とされている。だが、

「労調」や「就調」では、これらを満たしていないくとも職場で「一般職員」あるいは「正社員」などと呼ばれていれば、正規雇用に分類されている（総務省統計局「『労働力調査』基礎調査票の記入のしかた」2014年11月改訂）。ちなみに「労調（詳細集計）」（2014年）をもとに、「雇用形態」と「従業上の地位」をクロスして見ると、正規雇用（3278万人）のなかに雇用期間の定めのある労働者が120万人混在していることが判明する。呼称と客観的状態との間にはズレがあることに留意したい。

上記の「記入のしかた」によれば「パート」や「アルバイト」は、「就業の時間や日数に関係なく、勤め先で『パート』、『アルバイト』またはそれらに近い名称で呼ばれている人」とある。「嘱託」も呼称によるとしている。

これに対し派遣労働者および契約社員は呼称基準ではない。上記の「記入のしかた」は、派遣労働者について「労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣される人」、「契約社員」は「専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間に定めのある人」と定義している。

このように「雇用形態」区分は呼称基準と、客観的基準の2つが併用されている。つまりダブルスタンダードで調査が実施されているが、このことは客観的基準だけでは雇用形態を捉えることができない実態を反映している。まずは呼称によって雇用形態（正規雇用、パート、アルバイト、嘱託）を区分し、それぞれの待遇に格差をつける雇用管理が一般化していることに注目したい。たとえば、「直接雇用、無期労働契約、フルタイム」で正社員なみに働いていても、パートという呼称で雇われているならば（いわゆる「フルタイムパート」）、時給換算で正社員の半額程度の賃金しか払われないという不条理な現実がある。同一労働同一賃金原則が機能していないことの象徴である。

（2）「雇用形態」の「雇用身分」への転化

このように、日本では雇用形態の「名称」によって労働条件に格差を設け、しかもそれが正当化される状態が長期にわたって続いている。パートを例にこのことについてさらに考えよう。

他に先駆けてパートタイマーを「身分」として捉えた論考に高島（1990）がある。これにつづいて、大沢（1993a, 1993b）もまた、パートは短時間労働であるがゆえに賃金が低いという説を実証データに基づいて批判し、パートという「身分」（パートという呼称）が低賃金をもたらし、また勤続による賃金上昇を妨げていることを明らかにした。大沢は、「日本の『パート』は労働時間の短さで定義することがむずかしく、結局、事業所での『取扱い』として把握するほかない…。つまり『身分』に近いのではないか」という（大沢 1993a: 33頁）。

では、ここでいう「身分」とは一体何であろうか。なぜ「身分」による労働条件格差が容認されるのだろうか。

現代の「身分」は、戸籍（「人別改め」）と職業が一体化していた近世の身分とはもちろん異なる。周知のとおり、日本国憲法（14条）は基本的人権の尊重を掲げて「社会的身分」による差別を禁止している。個々人は自らの意思で職業を自由に選択できる。私見では、森岡著の言う「雇用身分」とは、使用者が専断的に作り出した、労働者に対する差別的待遇を伴う雇用区分である。上位の雇用区分と下位との格差はきわめて大きく、とくに当事者にとっては「身分差」としてか表しようのない実態がある。正規雇用（統計では「正規の職員・従業員」）、非正規雇用（パート、アルバイト、派遣労働者、契約社員、嘱託など）という雇用形態はこの雇用区分のことである。

森岡著が克明に記しているとおり、雇用区分によって賃金や休暇制度、福利厚生にとどまらず、社内食堂やエレベータの利用にまで差別的取扱いがある。たとえ、同一の仕事に従事していても、雇用形態の名称が異なれば、これほどの差別待遇が容認されるという現状は先進国の中でも日本だけではないか。

では、なぜこのような状況が出現したのだろうか。種々の要因が複合的に作用しているが、さしあたり2点をあげておこう。一つは、牢固とした性別役割分業であり、いま一つは市場原理をテコとした間接雇用の拡大である。まず前者について、ふたたびパートを例に検討したい。後者については次項で触れる。

森岡著も紹介しているように、日本のパートタイマーは1954年に大丸で採用したのが始まりとされている。山岡（1989）によれば、当時の大丸のパートは、多数の応募者から選抜され、各種専門学校の女子学生が多く、残りは余裕時間をもつ中流以上の家庭の主婦や、家庭にとどまる未婚女性が占めていた。正社員同様の長期継続勤務が暗黙の諒解であり、何よりも新人の正社員より高い賃率の賃金が支給されていた。56年の百貨店法施行の影響もあって大丸のパートはわずか1年半で中止になったが、この時、希望者は全員無条件で正社員に登用されたという（山岡 1989: 40-41頁）。大丸の初期パートタイマーは、60年代半ば以降に増加する差別的待遇の主婦パートとは明らかに性格を異にしていた¹⁾。

大丸がパートを導入する以前から、女性臨時工のように正規従業員よりも大幅に賃金の低い労働者が製造工程で働いていた（北海道立労働科学研究所 1955, 1956）。また日雇いのなかにも女性は少なからず含まれていたが、パートタイマーとは呼ばれていないかった。

60年代以降、若年労働力不足もあって、電機産業などの製造業ではそれまでの若年臨時工に代えて、パートタイマーという名称で、主婦労働者を活用するようになった（禿 2001）。やがてパートの導入は製造業だけでなく、卸売・小売業やサービス業にも広がっていく。パートは低待遇とともに雇用調整の弾力性を兼ね備えた若年女子臨時工を引き継いだ雇用区分である²⁾。

いま一つのパートの系譜として中小零細企業の女性労働者がある。1987年当時、パート（男女計468万人）の65.9%は従業員規模100人未満の小企業で働いていた。100～999人規模に

20.4%，1000人以上規模の大企業のパートは10.3%にとどまる（「就調」1987年）。このようにパートの系譜は複数にわたっているが、いずれにせよ「パート」という雇用形態を設けることで使用者は新たなメリットを確保することとなった。

家事と調整しながら働く「家計補助型就労」という規定が、家事労働を担わざるをえない女性労働者の低賃金・低労働条件を正当化することに威力を発揮した。パートは「家事労働と家庭外就労の両立」あるいは「家計補助型就労」の代名詞となつたが、やがて事態は逆転する。たとえ家計の主たる担い手や、フルタイムで働く労働者であっても、使用者が「パート」と称することで、低賃金・低待遇を正当化する仕組みが成立し、社会的にもこれを容認したのである。「パートは差別された雇用の代名詞」（森岡著、第3章）という事態が出現した。

パート自身は「『短時間労働』であるからこそ労働力化した」「むしろこうした働き方を歓迎しているのが大勢である」（高梨 1980: 144頁）という主張はこの「正当化」の強力な援軍となつた。1960年代半ばまで大企業労働組合は、臨時工（男性だけでなく女性も含む）については本工化闘争に取り組んだが、その後、臨時工に代わって増加していくパートに対して、本工化の要求はもちろん、労働条件の引上げにも臨時工に対するほどには積極的でなかった。その底流には、「家計補助型就労だから低賃金もさほどの問題ではない」という認識があったのではないか。パートという「雇用身分」は女性への家事労働の集中という性別分業を前提に、このことを企業が巧みに活用することで成立したのである。

（3）派遣労働と雇用身分制

前述のように、現代の「雇用身分」とは、使用者が専断的につくり出した、労働者に対する差別的待遇を伴う雇用区分である。派遣労働というシステムもこうした現代の雇用身分を拡大再生産するうえで大きな「役割」を果たしてきた。労働者派遣法（1985年）は、それまで職業安定法に

よって禁止されていた労働者供給事業の一部を取り出して合法化した。派遣法が創作した「雇用関係と指揮命令関係の分離」を前提に、派遣先企業は派遣元に派遣料金を支払うことで雇用関係のない派遣労働者に対する指揮命令権を獲得した（浪江 2010: 51 頁）。「派遣社員＝外部雇用」という法律上の形式は、派遣先が使用者責任を回避し、雇用調整を容易にする格好の手段となっている。

派遣先が手にするメリットは派遣労働者にとっては不利益そのものである。長期間にわたって派遣先の正社員とかわらない仕事に従事していくも、「外部の労働者」として差別的待遇が正当化される。ボーナスも、忌引きもないという扱いは身分差としか言いようがない³⁾。派遣料金が人件費ではなく、モノに対する対価として処理されることも身分差の意識を增幅させている。派遣労働に対する外部からの規制が弱ければ、営利目的の派遣元・派遣先によって派遣労働のシステムが拡大することは必至である。90 年代以降の派遣事業に対する規制緩和がこのことを実証している。

II 「雇用身分社会」について

(1) 企業内の雇用身分から雇用身分社会へ

幕藩制社会では、すべての人間を身分的に掌握し（「人別改め」の実施）、その身分に応じた役を担わせた（塚田 1992: 19 頁）。身分（戸籍上の階級差）と職業が一体化しているため、個人の意思では身分や職業を変更することはかなわない社会であった。戦前の大日本帝国憲法下で士農工商の身分制は廃止されたが、未だ爵位が残存した。前述のとおり、日本国憲法（14 条）は法のもとでの平等、基本的人権の保障を掲げて社会的身分による差別を禁止している。こうした意味では、現代日本は身分制社会ではない。では今日の「雇用身分社会」はどのようなものだろうか。

森岡著は「あたかも企業内の雇用の階層構造を社会全体に押し広げたかのように、働く人びとが総合職正社員、一般職正社員、限定正社員、嘱託社員、契約社員、パート・アルバイト、派遣のい

ずれかの身分に引き裂かれた『雇用身分社会』が出現した。」（16-17 頁）という。雇用によってつくり出された「社会における人びとの地位や職業の序列」は「企業内を超えて雇用形態間の身分差が作り出す社会的序列」となるともいう（18 頁）。雇用身分は企業内にとどまらず、社会全体に広がり、新たな「身分社会」を形成している。では、「企業内を超えて」とはいかなる状態を言うのだろうか。

第 1 に、日本国憲法によって社会的身分による差別が禁止されているものの、雇用における平等や均等待遇措置を担保する法制度がきわめて不十分で、しかも同一労働同一賃金あるいは同一価値労働同一賃金原則が社会的規範として徹底していないため、雇用形態（雇用区分）による差別的待遇は個々の企業にとどまらず、日本社会全体に広がっている。いまでは非正規雇用を利用しない企業は全体の 2 割にとどまる（厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」2014 年）。

他方、こうした差別を「やむをえない」と受け止める人々も少なくない。当事者自身、根拠のない低待遇に怒りの声をあげることなく、「それが現実だ」と自らを納得させようともする（森岡著: 95 頁）。「非正規を選択した本人のせいだ」とする自己責任論は、不満を押し殺す圧力となっている。

第 2 に、雇用形態の差異は企業内の待遇差にとどまらず、社会保険・雇用保険の適用や年金受給額など社会保障面の格差にも連動し、生活のすべての領域に影響を及ぼしている。保育・教育・住宅・介護など社会的公共サービスが貧弱な日本では、低賃金および雇用の不安定性はたちまち貧困と結びついている。

第 3 に、こうした事態は子どもの貧困に直結し、世代を超えて引き継がれている（「貧困の世代間再生産」）。経済的貧困は文化的貧困と結びつき、社会関係からの排除をもたらしている（中西 2015）。雇用身分制が生み出した新たな身分社会とはこうした状況を示している。

(2) 今日の雇用身分社会は前近代的身分制の再現か

森岡著は戦前日本の雇用関係について、「前近代的な慣行」(66頁),「前近代的労使関係」(69頁),「前近代的な女工哀史的,蟹工船的な雇用」(84頁)と特徴づけている。続けて、次のように述べている。

「近代的雇用関係においては、雇用主と労働者は形式的には相互に独立した主体として対等の関係にある。労働者はどんな雇用主のもとでどんな職業に従事するかを自由に選択できる。そこでは主従関係も身分的拘束も強制労働も暴力的支配も排除されている。また労働者は組合結成の自由と団体交渉の権利を有している」(84頁)。

ここで留意したいことは、近代的雇用関係のもとでの労使の形式的対等は、現実的にはしばしば不平等（使用者への従属）という点である。労使対等を実質化するには、「市民法+労働法」の世界へ転換が不可欠である⁴⁾。それゆえ、労働法がない世界、労働法があっても徹底されない社会においては、市民法の自由・平等という理念も形骸化するため、結果として前近代的労働関係が復活する局面が出てくる。第二次大戦前の日本の労働社会はこのような状況であった。

他方、グローバル資本主義のもとで新自由主義の労働政策が前面にでてくる現代では、雇用の流動化、働き方の個別化、労働組合による規制の後退、自己責任論、ワークフェアなどが基調となっている。失業期間中の生活保障も脆弱なため、劣悪な働き口であっても労働者は就労を拒否できない状態にある。労働者を使いつぶすことで短期利益をあげる経営者が出現する。過大なノルマを労働者に課し、未達の場合、罰金を賃金から差し引くなどの違法行為も現れる。あたかも前近代的雇用が再現したかのようである。

では、今日のグローバル資本主義のもとで出現する人間の尊嚴に反する労働は、前近代的雇用と同一の性格だろうか。前近代的雇用の場合、経済外的強制をともなっており、それを規制する法制も存在していなかったが、現代はそうではな

い。罰金制度や退職の妨害は労働基準法で禁止されている。暴力行為に対しては刑事罰の制裁がある。労働者がこれらの法制度を行使できる条件があれば違法行為を除去することができる。人々人が孤立した状態ではその行使は困難である。それゆえ、労働基準監督署や労働局などの労働行政、労働組合やPOSSEのような社会運動組織の支援が欠かせない。

今日、「雇用身分社会」として現れている事態については、戦前への回帰というよりも、労働法が設けた労働者保護規定を弱体化させ、グローバル資本の專制的支配が強化されることによって引き起こされている面を強調すべきではなかろうか。そうしてこそ、グローバル資本主義に対抗する国際労働運動の連帯の契機を見出すことも可能となろう。

表1 正規・非正規雇用間の労働移動

(過去3年間の転職者、男女計)

(単位：万人)

全年 齢	現職	合計	前職		
			合計	正規	非正規
15-24 歳	現職	合計	676	304	371
		正規	263	175	88
		非正規	413	129	283
25-34 歳	現職	合計	102	26	76
		正規	35	14	21
		非正規	67	11	55
35-54 歳	現職	合計	191	94	97
		正規	100	66	34
		非正規	91	28	63
55歳 以上	現職	合計	250	103	147
		正規	103	76	27
		非正規	147	27	119

(出所) 「労働力調査（詳細集計）」2014年平均, II-7表より作成。

(3) 雇用形態間の移動

現代の日本が「雇用身分社会」になったとはい

え、雇用身分制は必ずしも固定的ではない。雇用形態間の労働移動が少なからず見られる。ただし、正規雇用から非正規への転換はたやすいが、逆は容易ではない。表1は「労調（詳細集計）」（2014年平均）をもとに、過去3年間に労働移動を経験し、現在も雇われている人々の移動状況を示している。前職が非正規雇用だった371万人（100.0%）のうち、正規雇用に転じた人88万人（23.7%）に対し、現職も非正規のままの労働者が283万人（76.3%）である。逆に前職が正規雇用の人304万人（100.0%）のうち、「正規→正規」が175万人（57.6%）、「正規→非正規」は129万人（42.4%）である。

労働移動はとくに年齢による差異が大きい。とりわけ男性の55歳以上層では定年退職を経て、非正規での再雇用というパターンが顕著である。他方、15～24歳層、25～34歳層ともに非正規雇用から正規に転換できた労働者は2割～3割台に留まっている。表には示していないが、男性の25～34歳層についてのみ、非正規雇用から正規に転換した者と非正規のままの労働者が同数であった。

雇用形態を転換した労働者数を見ると、年齢階層全体では「正規→非正規」（129万人）が「非正規→正規」（88万人）を上回るが、55歳以下の各年齢階層については同数または逆の結果になる（表1）。これを捉えて、非正規雇用から正規に転換することが困難なのは高齢のせいだとする主張がある⁵⁾。だが、雇用形態の転換の実態を論じる際には、上述のように、非正規雇用のなかで正規雇用に転換できたのはどれだけか、あるいはその逆はどうだったか、その比率に焦点をあてるべきである。日本では、学卒時の初職が非正規雇用だった労働者が正規雇用に転換することはやはり難しい⁶⁾。

同時に、非正規雇用から正規雇用に転換したケースも少なからず存在していることにも注目したい。ここでの正規雇用の実態はいかなるものか、詳細に検討しなければならないが、現在公表されているデータだけでは限界がある。政府統計

の正規雇用のなかには有期契約労働者も混在していること、小零細企業の場合、正規雇用と言っても実態は非正規雇用とそれほどの違いがないことなどにも留意したい。小零細企業の労働市場には正規と非正規が行き来するパイプが形成されていることも考えられる。これらを実証するには「労調」や「就調」の個票データをもとにした分析が不可欠である。

いずれにせよ今日の「雇用身分社会」は固定したものではなく（森岡著、237頁）、低待遇の雇用層に転落しないよう、自らを鼓舞し続けなければならない苛烈な競争社会である。

注

- 1) 大丸では、昭和40年代半ば以降、「定時社員」という名称で事実上のパートタイマーが復活するが、ここでは正社員に準ずる規定があるものの、当時の一般的パートと同じく「正社員と異なった、いわゆる差別的待遇」が行われるようになったという（山岡 1989: 41頁）。
- 2) 「女性パートは増加するにつれて次第に差別された雇用身分になってきたというより、初めからそうした雇用身分として創出されたと考えるべき」（森岡著、120頁）とはこのような意味である。
- 3) 2015年の派遣法改正法案の国会審議に際して「非正規労働者の権利実現全国会議」が実施した派遣労働者に対する緊急アンケートへの回答より。
- 4) 労働法の役割は、むしろ労使の従属的関係において自由・平等という市民法の理念が形骸化しがちであるという事実を直視して、形骸化から生じる弊害を除去しつつ、市民法の理念が労働関係においても現実化するよう努めることにある」（西谷敏 2013: 6～7頁）。
- 5) 塩崎厚労大臣が2015年4月16日開催の経済財政諮問会議に提出した資料に、「労働力調査（詳細集計）」の四半期統計をもとに、「55歳未満においては、8四半期連続で、非正規から正規への移行が、正規から非正規への移行を上回っている」と記載されている <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/0416/agenda.html>（アクセス日時：2016年2月1日）
- 6) 連合非正規労働センター・連合総研「第2回「非正規労働者の働き方・意識に関する実態調査」結果」によれば、「勤め先に正社員転換制度がある人の約4割が、転換制度で正社員転換する機会や可能性が十分確保されているとは思わない」と回答している。

参考文献

- [1] 大沢真理（1993a）「日本のパートの現状と課題」『ジェリスト』1026号
- [2] ——（1993b）「日本の『パートタイム労働』とはなにか」『季刊労働法』170号
- [3] 穂あや美（2001）「電機産業のパートタイマーをめぐる労使関係——A社の定時社員制度を中心に」『大原社会問題研究所雑誌』515号
- [4] 伍賀一道（2014）『「非正規大国」日本の雇用と労働』新日本出版社
- [5] 高島道枝（1990）「現代パート労働の日英比較（上）」中央大学『経済学論纂』第31巻第1・2合併号
- [6] 高梨昌（1980）「『不安定雇用労働者』の労働市場と雇用政策」『不安定就業と社会政策』（社会政策学会年報第24集），御茶の水書房
- [7] 塚田孝（1992）『身分制社会と市民社会——近世日本の社会と法』柏書房
- [8] 中西新太郎（2015）「新自由主義と文化的貧困の広がり」『経済』2016年1月号
- [9] 浪江巖（2010）『労働管理の基本構造』晃洋書房
- [10] 西谷敏（2013）『労働法（第2版）』日本評論社
- [11] 北海道立労働科学研究所（1955）『臨時工』（前編）日本評論新社
- [12] ——（1956）『臨時工』（後編）日本評論新社
- [13] 山岡熙子（1989）「わが国初期『パートタイマー』の導入経過とその特徴」『日本労働協会雑誌』359号

（ごか かずみち 所員）

特集II

雇用の「身分化」をめぐって

派遣労働の現場から「改正」派遣法 施行に向き合って

渡辺 照子

2015年9月30日に施行された「改正」派遣法は、派遣労働者にとって過酷な変化を伴うものだ。専門26業務の派遣労働者は、擬制と言え、その専門性により常用代替を免れる名目で永続的な就労が確保されていた。しかし、一律「3年毎の雇い止め」の「改正」によって「定期的な」失業を余儀なくされる。その影響を派遣労働者という当事者として体験、予測した報告である。

I 「改正」派遣法の施行

昨年の2015年9月30日に「改正」派遣法が施行された。審議中断や厚生労働省の不手際等により2度の廃案の「憂き目」を持ってしても阻止できなかった。連合、全労連、全労協というナショナルセンターが雇用共同アクションを起こしても食い止めることができなかった。それほどまでに政府、派遣業界の「改正」派遣法成立にかける意気込みはすごかったのだ。派遣労働者を正社員のように恒久的に使用でき、且つこれまでのようく雇用責任を負わずに済み、廉価でいつでも切ることのできる実に使い勝手の良い働きかせ方に固執した結果だ。5年ほど前に日本人材派遣協会が提案していた派遣労働そのものの内容だ。これで派遣労働に関する規制はほぼ喪失し、派遣業界の長年の「悲願」は達成できたわけだ。

では、政府、派遣業界が切望していた「改正」内容はどのようなものだったのか。多岐にわたるが、派遣労働者にとって影響を直接に受けるものはおよそ次の2点に絞られる。まず、3年ごとに派遣先を替えられてしまうという「定期的な」失職を余儀なくされる点だ。派遣先企業（以降「派遣先」と表記）にとっては、派遣労働者を入れ替えることによる業務を廉価の派遣労働者に担わせることが可能となるが、派遣として働く者にとっては死刑宣告にも等しい失職が恒常的に訪れる。さらに、これまで派遣労働において規

制のあった業務区分も廃止され、正規の従業員と同じ業務を任されても「身分」は派遣のまとなる、というものだ。特に、派遣労働者のうち専門26業務に分類される者へのダメージが大きい。辛くも職を確保できた派遣労働者も職を失うからである。

専門26業務の派遣労働者は、専門性があることを根拠に、正規従業員と業務が重複しないとみなされ、派遣法の原則である常用代替防止を満たすものとし、派遣労働本来の臨時的・一時的な働き方の例外として、受け入れ期間の制限がなく長期的な就労が可能な状態であった。継続して働く必要のある者にとっては（ほとんどの人がそうであろうが）、派遣といえども継続性のある就労がなんとか確保できることは、不本意ながらセカンドベストであった。ところが、失職の反復が今後、どの派遣労働者にも必ずや訪れるのだ。失職を免れる方法はただひとつ、同派遣先での部署の異動である。しかし、その行為は派遣先による派遣労働者の特定につながり、派遣法で違法とされる特定目的行為となる。「業務は限定するが、働く者は特定しない」との派遣法の原則に反するためだ。違法行為を犯さないと「改正」派遣法が適用できないという点で、法律としても瑕疵のあるものではないだろうか。

II 派遣労働における業務の実情 ——筆者の経験から——

筆者はシングルマザーであり、不本意ながらも同じ派遣先で16年もの間、「改正」前の専門26業務のひとつである「事務用機器操作」の仕事を継続してきた。シングルマザーであるため、家計補助として働くのではなく、一家の家計の担い手である。シングルマザーでは正社員に就けることはほとんどない。幾多の職を転々としてやっと派遣の職を得た。派遣登録をして、そのまま現在の派遣先企業にいる。筆者のような事務用機器操作は女性の派遣労働者に極めて多い職種である。正社員で言えば、総合職と対比される一般職をイメージしてもらうのが良いだろう。旧派遣法によれば、入力・集計・グラフ化等の作業を迅速・的確に操作するとされている。実際にはパソコンによってワード、エクセルのソフトを用いて入出金伝票や物品請求伝票等の社内文書を作成する定型業務だ。一般職と何ら変わりはないので、庶務・雑務も引き受ける。内線・外線の電話応対、来客へのお茶出し、コピー機のインクや用紙の補充、お昼の弁当の注文、弁当代の集金等々も、他に引き受けれる人がいないので、もっぱら筆者の担当である。旧派遣法では、筆者の場合、事務用機器操作の占める割合が9割を割り込むと違法となるが、実際は事務用機器操作が3割から4割、庶務が7割から6割だ。違法を訴えても「おまえの他にそんな雑用、誰がするのだ」と言われるか、余計な文句を言うハケンは雇い止めとなるので、筆者のようなケースの女性派遣労働者は誰も指摘しない。

このような違法就業が横行するのにはわけがある。事務用機器操作には専門性がほとんど見られないためだ。パソコン操作など特定の教育や訓練を受けることなしに誰もができる作業に専門性を付与すること自体に無理がある。それにも関わらず「専門性」を無理やり付与するのである。前述のように専門26業務には受け入れ期間の制限が

ないため、派遣でありながら恒久的に使用できる。事務業務は、日常的に必要とされる業務であるため専門業務に分類すると、派遣労働者を継続的に使用するには都合が良い。専門業務ではなく自由化業務の場合は、3年目には派遣労働者を辞めさせねばならなかった。よって業務や就業環境に慣れて使用しやすく廉価の経費（人件費ではない。派遣先から派遣元に支払う料金には消費税か課税される。）で賄える従業員の確保には専門業務として契約するのが派遣先にとっては良いのだ。

この業務を女性の事務派遣に担当させる会社側の事情もある。正社員の場合、年功序列によりほぼ定期的に賃金がアップするが、一般職の女性正社員の担当する業務は、一定の経験年数を経れば、それ以上高度になりようがない事務業務であり「行き止まりの仕事」とされている。結婚退職を前提とした業務であったため、もっぱら若年齢の女性が担当することが前提であり、年齢と業務、給与とのバランスは保たれていた。しかし、昨今は女性の社会進出や長引く不況のため、一般職の女性正社員の永年勤続は珍しくない。さほど高度ではない業務と、毎年アップする年功賃金とのギャップが広がる中、一般職の女性正社員とその周囲との軋轢も生まれ、またその女性正社員のモチベーションも低下するという問題が生じるようになった。一般職にはほとんどジョブローテーションが設定されておらず、企業はキャリア・アップの構築もままならないところが多い。専門職への職掌転換制度もあるが、一般職の女性正社員全員が専門職を希望するとは言えず、またなることも困難であり、このギャップを埋める有効な手立てはない。ところが、事務用機器操作の女性派遣労働者をそのポジションにあてがえば、賃金アップもなく、恒久的に一般職の業務を担わせることが可能となる。既に一般職の正社員を採用する企業は減少し、事務用機器操作の女性派遣労働者がそのまま成り代わっているケースが珍しくなくなった。

業務が限定されている、責任が軽い、配転がな

い、との点において一般職の女性正社員と事務用機器操作の女性派遣労働者は同一の性質を持ち、それであればより廉価の派遣労働者に移行させようとの判断は企業にとっては合理的である。女性派遣労働者にとっても、残業がないこともあり、育児・家事・介護等の家庭でのケア労働との両立も正社員と比較して容易であり、「派遣労働で女性のワークライフバランスができる」との喧伝を可能ならしめた。長期に渡る契約更新の反復によって、派遣労働者にとっても結果的に「安定した雇用」の獲得に寄与したことでも事実である。

この両者の奇貨とも言えるニーズの一一致が、派遣労働本来のあり方を逸脱しながらも、かろうじて調和を保っていたが、今回の「改正」派遣法により、崩れることになる。

III 派遣労働者からみた 「改正」派遣法

派遣労働者にとって今回の「改正」派遣法のポイントはおよそ以下に絞られる。第1に、派遣労働者を入れ替えれば、派遣先はいつまでも当該業務を派遣労働者に担わせることができるようになる。第2に、派遣労働者は、これまで受入期間の制限がなかった専門26業務の場合も含め、一律、3年後には雇い止めとなる。第3に、雇い止めになり、失職した派遣労働者には雇用安定措置を設ける。第4に、これまで規定がなかった教育訓練やキャリア・コンサルティングを派遣元企業（以下、「派遣元」と表記）に義務付ける。第5に、業務区分がなくなり、派遣のまま正社員と同様の業務をさせられる、というものである。

第1の点については、業務の視点からは臨時的・一時的という派遣労働の大原則を放棄しているという問題点がある。また、派遣労働者の入れ替えを条件としているため、重要な業務は任せせず、OJTもおざなりなものになることが予想される。

第2の点については、派遣労働者からすれば、3年ごとの失業が恒常化し、半失業を余儀なくさ

れることになる。モチベーションを高く持つことも困難になるだろう。さらに、3年経つ度に加齢するので、派遣労働者は年々次の派遣先を紹介されにくくなる。この「雇い止め」に対して塩崎厚生労働大臣は「3年ごとに仕事を見直してもらう」と答弁したが「見直す」ために職を失わせる必然性はどこにもない。

第3の雇用安定措置は、結論から言うと何ら実効性のないものである。これらの雇用安定措置の実施義務は、ほとんど派遣元に課せられている。しかし、クライアントである派遣先と派遣元とは、対等な関係性は保持できず、ひたすら派遣先が主導権を握っている状態である。しかも雇用安定措置は「努力義務」であるため、結果責任を負わず、実現可能性が低いと言わざるを得ない。

雇用安定措置は実施順に4項目設定されている。最初に派遣先への直接雇用の依頼である。これは最も実現可能性の低い項目であろう。派遣先にとっては、派遣労働者を安く使用したいので、より高い賃金が予定される直接雇用のインセンティブはないに等しい。しかも「依頼」であるため、直接雇用しない場合の罰則規定もなく、強制力に欠ける。さらに派遣元にとってはマージンを取ることのできる「商品」を失うため、結局これは派遣労働者以外にはメリットがない。そして直接雇用を希求する派遣労働者自身は、この行為の結果をコントロールできる立場にない。現に筆者のように既に雇い止めを宣告されたケースも散見されており、雇い止めは今後一層増えるだろう。

この直接雇用依頼がかなわない場合の措置としては次の新たな派遣先の提供がある。現実的な措置だが、「改正」派遣法の規定を待つまでもなく、派遣元としての本来業務である。派遣元は3年毎に派遣先を替える派遣労働者にこの行為を反復することになる。政府の言によれば「キャリア・アップが実施される」はずだが、外部労働市場における企業間移動を繰り返しても、正社員のような内部労働市場ベースの年功序列的賃金・待遇のアップ等はまざないであろう。異なった派遣先を転々とする状態では、連続性を構築することはで

きず、3年毎にゼロからのスタートを繰り返す「賽の河原」状態だ。紹介先の待遇等は「派遣労働者等の能力、経験その他厚生労働省令で定める事項に照らして合理的なものに限られる」とあるが、「合理的」の基準は厚生労働省令に委任されており、「対象となるべき派遣労働者の能力や、以前の就業状況等に照らして勘案されるべきものである」とされている。具体的には「居住地を変更しなければ就労できない場合。通勤時間が著しく長くなるような場合。賃金が大幅に低下する場合。無資格の派遣労働者に対して有資格者でなければ行えない業務を提供する場合」が該当するとなっている。しかし、前職の経験を生かした職種に就ける保障はどこにもなく、交通費も支給されない状態のまま前職よりも遠隔地の派遣先や、「大幅」ではない程度の低くなった時給の職務を紹介される、という事態は十分予測される。当然、派遣労働者は直ちに劣化した派遣先の紹介を受け入れることはできないだろう。派遣元としてはそれでも「次の派遣先の紹介」の義務を果たしたことになる。しかし、それ以前に筆者は、その高年齢のために「責任放棄と言われようが、次の派遣先は紹介できない」と派遣元から通告されている。明らかな年齢差別だが、これが雇用安定措置の実態なのだ。

3番目の雇用安定措置として「派遣元での無期雇用」がある。しかし、派遣先が無期で派遣労働者を使用し続ける可能性がない場合、収入源のない派遣労働者を派遣元が雇用することは考えにくく、実際、筆者も「その方法はあり得ない」と言われた。派遣先での仕事あっての派遣労働、という構造が変わらない限り、この方法は最も実現可能性が低い。

最後に、これまで規定のなかった教育訓練やキャリア・コンサルティングを派遣元に義務付ける方法がある。だが、派遣先のニーズありきの派遣労働であるため、それらの措置を受けた派遣労働者を優先して使用する義務等を派遣先に課さない限り、派遣労働者がより良い職に就ける効果は期待できない。日本の雇用市場において最も有効

な教育訓練はOJTだが、その要請にも応えていない。また、企業横断的なエンプロイアビリティも確立されておらず、雇用安定措置の「最後の頼みの綱」の二つの方法の実効性は極めて希薄だ。

IV 業務区分の 廃止がもたらすもの

派遣労働の大幅な規制緩和で業務区分が廃され、正社員と同様の業務を担当する可能性もある。残業・休日出勤・出張を命令されても拒むことはできない。拒否すれば「使いにくい派遣」として評価が下がるだろう。「負担が軽いから働きやすい」メリットがなくなる一方、多種多様な業務を任せられても、正社員のようなジョブローテーションは前提とされていない。3年毎に雇い止めする労働者には必要ないからだ。よって単なる便利屋となり、その時々の業務習得にエネルギーをそがれるだろう。派遣労働者を使用する理由は賃金抑制のためなので、派遣先が同一価値労働同一賃金の見地から正社員と同様の待遇を設定することは考えられない。派遣労働者にとっては負荷のみが増大し、メリットはなくなり、格差拡大と差別がはびこる可能性が大きい。担う職務ではなく、どのような雇用形態かで賃金が決まる雇用身分制度が強化されることになる。

おりしも1月22日の施政方針演説で安倍首相は同一労働同一賃金の実現に触れた。厚生労働省のプランには「雇用形態が異なっていても同じ職場・職責において適正な待遇を確保する」というた、「均等・均衡待遇や差別禁止」の指導、周知・啓発を図るとしている。しかし、具体的ビジョンや実現のためのロードマップがなければ、単なる言葉遊びに過ぎない。もし本当に実現を志向するのであれば、最初の効果として派遣労働者の時給がアップしなければならない。しかし、「派遣労働者は正社員より責任が軽いので、同一労働同一賃金は適用できない」とされ、従前通り低賃金のままであるとみるのが現実的だろう。「正社員のように配置転換を受け入れる義務や責

任がない派遣労働者を、正社員と同様に扱うのはおかしい」という論理に対抗できないからだ。日本型雇用の職能型が適用される正社員と、職務型の派遣労働者が、同じ職場でほぼ同様の業務を担う状況が孕む矛盾を克服せずに同一労働同一賃金を実現するとの言は素直に評価できない。「改正」派遣法と同月に施行された「同一労働同一賃金推進法」も、「均等」から「均衡」に語句が変わり、「責任の程度に応じた」処遇となり、実質的には本来の立法趣旨を果たせない骨抜きの法令となつた。「均衡」は「正社員と同様の業務をこなす派遣労働者の賃金との格差を縮小するために、正社員の賃金を下げる」という下方修正のバランスに悪用されることも大いに予想される。

V 実効性のない「雇用安定措置」

今回「改正」された派遣法には、「派遣労働という働き方、およびその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリア・アップを図るため」との目的が掲げられているが、そのどれひとつをとっても達成されないことがこれで明らかであろう。

単なる予測でこれらを主張しているのではない。既に述べたように筆者は派遣労働者という当事者であるが、2015年9月の施行を前に、同年5月末に派遣先の社長から「3年毎の雇い止め」を宣告されたからだ。現在56歳であるが、3年後の59歳以降にも事務用機器操作の業務を担わせるほど「優秀ではない」というのが雇い止めの理由だそうだ。ではなぜ、15年もの間、使用されてきたのかの説明を先方はできないでいる。ご承知のように派遣労働者には賞与、手当、退職金はおろか交通費も支給されず、正社員との格差は年々拡大するばかりだ。雇い止めになれば、筆者は勤続18年でありながら退職金ももらはず、高年齢という克服しがたいハンディキャップを負つて雇用市場に放り出される。長年同一の企業に勤

務してきた見返りは全くない。

労働派遣法においては、派遣先と派遣元との商取引が前提となっており、派遣先が派遣元の顧客であるため、その力関係では圧倒的に派遣先が主导的だ。派遣先が「この派遣労働者を雇い止める」と言ったら、唯々諾々と派遣元はそれに従うしかない。厚生労働省の「改正法の施行を理由に雇い止めを行ってはならない」との内容よりも優先されるのが実情だ。

さらに筆者は派遣元に、3年毎の雇い止めのセーフティーネットかのごとく設定されている雇用安定措置を具体的にどのように適用してもらえるかも尋ねた。ところが、「すべての点において何ら措置を講ずることができない」というのが派遣元の回答であった。「改正」派遣法では雇用安定措置を派遣元に義務付けており、キャリア形成支援制度を有することが労働者派遣事業の認可基準になっているはずだが、実際にはそのようなことはお構いなしなのだ。雇用安定措置を講じた派遣労働者の人数等の実施状況については毎年、労働者派遣事業報告書による報告が必要とされるが、その「実績」までは問われない。

「あなたにわが社でやってもらう仕事はない」ので、「派遣元事業主による無期雇用」はだめ。「年齢がかさむのと、単なる事務職の経験だけでは次を紹介できない」ので「新たな派遣先の提供」も不可能。「計画的な教育訓練」も「まだ策定していない」ので、何もできない。キャリア・コンサルティングについては「相談窓口」の配置が必要とされているが、その存在も知らされていない。これらの雇用安定措置は「講じる努力義務がある」とされているが、結果を待つまでもなく「努力してもムダだ」という結論をみるにいたったのだろう。雇用安定措置の無策の要因は、事務の中でも会計・営業・貿易等の事務よりもスキルアップの余地のない一般事務の持つ性質の限界ではないだろうか。政府はそういったケースまで想定していたか疑問だ。

これはキャリア形成支援制度が不十分な場合の最たるものであろう。その際は適正指導の対象と

なり、許可の更新時にその不十分な事情が勘案されると定められているが、その「不十分な実態」を誰がそこに告知すれば、法的効果を発揮するのであろうか。筆者のように「不十分な場合」の影響を受ける派遣労働者はどこに訴えれば良いのだろうか。それがわかりやすく示されていないことも問題だ。

「コンプライアンスに則り、派遣先様の仰せの通り、あなたを3年後に雇い止めします」と言っていた派遣元は、雇用安定措置においては派遣労働者に対しコンプライアンス違反をするというダブルスタンダードを行って恥じない。

派遣先から派遣元に支払われる契約の対価からマージンが引かれて派遣労働者の時給となる。派遣元の唯一の収入源は派遣労働者の働きである。その「貴重な収入源」たる派遣労働者を雇い止めにする派遣元の営業担当者の人件費は派遣労働者の労働から出ている。派遣労働者は自分の職を奪うかもしれない人間の賄い扶持を、一時間働くたびに差し出して支えているのだ。人材派遣会社の役割は企業と労働者とのマッチングにあると謳うが、それは紹介業に限って言えることだ。一企業、一回の紹介で済んでいる継続的な就業に対し、毎時間マージンを取る必然性は見当たらない。

VI 「改正」は直接雇用への移行を阻むために急がれた

労働者サイドが「生涯派遣」と喧伝したのは、派遣労働者が直接雇用になる機会を設けている労働契約申込みなし制度つぶしが明白な「改正」だったからでもある。この制度は、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、派遣労働者が直接雇用を申し込んだものとみなす制度だ。筆者のような働かせられ方は女性の派遣労働者に極めて多く、既述したように違法性が問われ、この制度を利用することによって直接

雇用の機会が期待されていた。その制度が行使できるのは2015年10月1日。ところが、その前日に「改正」派遣法が施行されることになり、派遣労働者の業務区分が廃され「なんでもあり」の仕事内容になり、違法労働は合法化され、この制度の行使ができなくなったのだ。政府の「正社員化を進める」言の矛盾がここに露呈している。

9月11日に可決され、施行が同月の30日とは、あまりにも周知期間が短い。それほどまでにして政府は派遣労働者を直接雇用にしたくはないのだ。周知期間が短いことで、派遣業界のキャッチアップも遅れている。派遣労働者の就業先に定期的に訪問する派遣元の営業担当者の「改正」派遣法に対する理解もおぼつかない。筆者担当の営業は、「改正」派遣法の研修を受けた自社の人間からの又聞きで内容を「理解している」ことになっている。そのようなレベルで派遣労働者に正確に必要な「改正」内容を伝達できるだろうか。筆者は今回の「改正」内容の劣悪さに比して、派遣労働者当事者の危機意識が顕著ではないことに業を煮やしているが、3年後にならないと雇い止めのXデーが到来しないこと、派遣労働は一箇所に継続して勤務できないものとあきらめていること等に加えて、十分に情報提供がなされていないことも要因だと考える。

昨年は「改正」派遣法阻止の運動において派遣労働者当事者の発言が注目されたことがわずかな救いだった。労働運度内部で当事者を脇役にした代行主義がはびこり、それが運動の脆弱性であった点を克服できた端緒になったと思う。この動きを一過性のものとせず、継続発展的に進めるには、当事者の発信力を増す必要がある。それには学習が欠かせない。より充実した取り組みはこれからが本番だ。

(わたなべ てるこ

働く女性の全国センター運営委員)

古典を読み解く

H・アーレント『人間の条件』を読む ——「活動」概念を中心に——

横瀬 速人

はじめに

基礎研自由大学院に設置された「エコロジカルな人間発達を考えるゼミ」（京都）は約40年の歴史を有するが、最近はほぼ1年間かけて、ハンナ・アーレントの『人間の条件』（志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1994年）を読み終えた。毎回、7～8名程度の参加者を得て、わかりにくい概念や用語を、彼女がなぜこのような術語を使うのか、その思想史的背景にまでさかのぼって、疑問点として出し合い、白熱した討論を行った。

アーレントには独自の思考様式があって、それをつかまないと本文の意味が分かりにくくなる。まさに手さぐりの学習会を続けてきたわけであるが、おかげでテキスト理解がより深まった。

ハンナ・アーレント（1906-1975）は、ユダヤ系ドイツ人として生まれハイデガー、ヤスバースの下で哲学を学び、フランスで反ナチスのレジスタンス運動に参加した後、1941年にアメリカに亡命した。

アメリカの大学で教鞭をとりながら、市民権を取得し、1951年に『全体主義の起源』、1958年に『人間の条件』を出版、1963年に『エルサレムのアイヒマン』を刊行した。『エルサレムのアイヒマン』は最近映画化されて評判を呼んだ。同年、『革命について』を発表。非暴力、不服従の立場から公民権運動やベトナム戦争に関与した。反権力、反骨精神を全うし、晩年、未完の『精神の生活』を残してこの世を去った。

I 労働・仕事・活動

本稿で論じる「活動」（action）は、*The Human Condition*, The University of Chicago Press, 1958 の第5章で展開されたもので、この本は彼女の中期の代表的著作であり、その後多くの読者を得て、すでに哲学、政治思想史の分野で古典となったと言ってよい。

アーレントは『人間の条件』のなかで、人間の行為を労働（labor）、仕事（work）、活動（action）という3つのタイプに区別することを提案している。

労働とは、個体としての生命の必要を充足させることによって生命体を存続させる営みである。農業による食糧の生産や清掃など、労働の産物、成果は時の流れとともに跡形もなく消え去る性質のものである。しかし労働は人間存在の基底にあって人間世界（「共通世界」）を存立させるものである。労働という基層なくして仕事も活動もありえない。

それでは仕事とは何か。製作（ポイエーシス）とも呼ばれるこの行為は職人の手仕事にその原型を求めることができる。家具は一定の耐久性と持続性を持つ。人は仕事によって差し迫った生命的欲求から離れて、家のような居住地を作り、人工的な周囲世界の建設に従事する。

多数性（plurality）を必須の条件とする人間は、仕事を通じて村、町や都市を創設した。学校や病院など公共施設も仕事＝製作の産物であり、仕事なしに人はやすらかに住まうことはできない。

仕事の価値はその有用性にある。総じて、製作は何らかの意図、目的をめざして行われる。その

成果としての製作物はある目的の成就・達成をめざしている。近代社会では日々の多忙と苛烈な競争の中、目的=手段連鎖の追求それ自体が至上価値になる怖れも起こりうる。現代の欧米、日本などの「先進国」も多かれ少なかれその傾向をまぬかれないだろう。

II 「活動」概念の内実

そこでアーレントの「活動」概念にわれわれは迫らなければならない。その概念は非常に独特で含蓄に富み、理論的整理が難しい。

第1に、「活動」は多数性（複数性）を必須の原理とし、一人の人間の孤独な行動を言うのではない。ある哲学者の思索がどんなに深く独創的なものであっても「活動」ではない。

「活動」は何より<人と人の間>に現れる現象である。一人一人のかけがえのないユニークな人間たちがその差異性を保ちつつ、他者の現前において (in the presence of others) 予想を超える創始性を発揮する、潜在的能力の表現行為を通じた現前化とでも言おうか。アーレントはこの世界に何か新しいものを創始し挿入することとも表現している。

筆者なりに解釈すると、政治家の演説、演劇における役者の演技、音楽家の演奏、観客の前で行われるスポーツ競技など、人前で表現行為をなして、最高の充実感を感じ、観客・聴衆もまた見入り、感動する。表現者と観客・聴衆はそのような表現行為の共有体験を通して、ともに醇化され向上心を持つ。これらの「活動」はきわめて教育的=人間形成的な出来事ではないだろうか。

アメリカの有名なアーレント研究者マーガレット・キャノヴァンは著書のなかで、「活動」を、ハイデガー哲学をふまえて disclosure of Being=存在の開示と表現している。この用語はアーレントの存在論、宇宙論 (cosmology) にかかわり、アメリカ心理学者たち（たとえばマズロー）の自己実現論とアーレントの「活動」概念を分かつものである。

アーレントによれば、「人間が活動する能力を持つという事実は、本来は予想できないことも人間には期待できるということ、つまり人間はほとんど不可能な事柄をなしうるということを意味する。」

第2に、「活動」の不可逆性、不可予測性 (unpredictability) についてふれておかねばならない。一度行われた活動は取り消すことのできないものであり、また活動がどのような結果をもたらすかは予測できない。

アーレントは歴史的実在の人、ナザレのイエスの「約束すること」「許すこと」を『人間の条件』後半の重要語として取り入れ、故意に意図的になされた悪を別とすれば、「活動」の結果として生まれる人の過ちや失敗を非難し復讐することを戒める。

彼女は言う、「言論なき生活、活動なき生活というのは、世界からみればもはや死んでいる」のだと。

アーレントは『人間の条件』第5章、活動でナチスドイツやスターリニズム下の旧ソ連で起きた全体主義的支配の下で、人が批判的思考を禁じられ完全な沈黙を強いられたことに対して根源的な批判、抗議の声を上げた。そして言論、集会、結社、報道の自由を守りぬくことの大切さを訴えた。これからもそして今も全体主義的政治支配は断じてあってはならないのである。しばしばメディアの影響で誤解されがちであるが、マルクスは思想、良心の自由と個性の発展を強く擁護した。マルクスの言う「自由の國」という人類の未来社会のイメージ、形象は、アーレントの「活動」概念と通底するものだったと言って良いだろう。

おわりに

約1年間に渡ってハンナ・アーレントの『人間の条件』の読書会に参加させていただき、感謝している。古代ギリシアの哲学史に精通し、中世および近代以降の西欧の哲学史、思想史に深い造詣

を持った人、アーレント。彼女は若き日にハイデガーの弟子として存在論と実存論的哲学に傾倒しつつ、後に全体主義的政治支配の姿を目の当たりにして、ハイデガー哲学の根本的な問題点を剔抉した。ナチズムへの関与を指摘するだけでこの論点は十分だろう。ベンヤミンと比較すればその違いは明らかである。アーレントは、紆余曲折を経て師ハイデガーと対質し、乗り超えようとしたのである。現代の「公共性」の政治思想の創始者の一人となった彼女の思想の歩みは、一時期のブームが去ったあとも追跡するに値すると筆者は考える。

私は最新の哲学、社会科学の文献をフォローすることを否定するものではないが、古典と呼ばれる書物や文献を現代的視点で読むことの大切さをあえて主張したい。

付記

- 1) アリストテレス『形而上学』第9巻には、デュナミス（潜在態）—エネルギア（運動態）—エンテレケ

イア（完全現実態）という諸概念の発達的連関がハイデガーによって示されている。アーレントはハイデガーの政治思想と行動を鋭くかつ厳しく批判したけれども、宇宙論にまでさかのぼる師の存在論をよく理解し、深い影響を受けた。『人間の条件』の哲学的思索の根底においてハイデガーのアリストテレス解釈は生きて働いている。上記諸概念の発達的連関も、ハイデガーラの影響下で獲得したもので、彼女の「活動」概念はハイデガーラ哲学の継承なしには案出できなかった。

- 2) アーレントがプラトンの哲人王説を批判しソクラテスの<対話>を評価したこと注目されたい。アーレントは「知による支配」（エピステモクラシー）を批判し、真理=眞の知識（エピステーメー）は何者かが一元的に独占するものではなく、多数者の多元的な真理観・知識観に基づく<対話>によって追求されるべきものとした（アーレントの論文「真理と政治」、『過去と未来の間』所収参照）。全体主義的政治支配においては、特定の支配層、党派による真理の独占と臆見（ドクサ）の弾圧、抑圧が見られる。この知識観、真理概念は『人間の条件』という著作全体、その根幹としかかわっている。

（よこせ はやと 所員 高校教員）

民主主義科学者協会法律部会

脇田 吉隆

民主主義科学者協会法律部会（以下、民科法律部会）の学会動向について「一風変わった」紹介・報告であるがご容赦いただきたい。民科法律部会のホームページ、会報、学会活動記録を参考にして記する。

ホームページでは、『本会（通称 民科法律部会）は、あらゆる分野における法学研究者の研究上の連絡、協力を促進し、民主主義法学の発展をはかることを目的とする学術団体です。本会は、会の目的に賛成して法学の研究を志す者によって組織され、研究会学術大会の開催、機関雑誌の刊行その他出版事業、国内外の法学研究機関、学会、法律家団体との連絡、その他目的達成に必要な事業を行っています』と本学会を紹介している。法学研究の各研究分野を越えて、民主主義法学の発展をはかる目的とする、あらゆる分野の法学研究者を組織する学会であることが特徴である。

2014年12月8日付の吉村良一理事長の「理事長あいさつ」は、次のように記している。「1946年1月12日、民主主義科学者協会（略称：民科）創立総会宣言がだされました。これは戦後間もない時期で、日本国憲法制定の動きが始まる前です。この宣言は、「日本封建主義・軍国主義」の瓦解のうえに「政治・経済・文化の各部面における民主主義的建設」が必要であるとし、そこにおける「科学者の使命と責任は実に重大であり、厳肅である」としています。この全国組織は1950年代後半活動を停止しましたが、専門別部会であった法律部会は1957年10月20日に規約を制定し、以後、学会として活動してきました。規約2条によれば、「本会は、すべての分野における法学研究者の研究上の連絡、協力を促進して民主主義法学の発展をはかることを目的とする」とされています。民主主義科学者協会や法律部会の出発時において、「民主主義」は広く戦後の価値を表現し、それと結びついて「科学」は当然の方法であり、「法律」は法律学の総合を意味していたのでしょう。その後の学会活動を通して、これらの意味は深められ、具体化してきました。そのことは、現代法論、市民法論、民主主義の法戦略論、共同と連帶論、公共圏論、新自由主義的構造改革批判、改憲論批判、3.11後の「持続可能な社会」など、この間に学会において取り上げられたいいくつかのテーマから理解されます」（以下、省略）。

規約2条で「民主主義の発展をはかる」ことを目的とする学会であることを明言している。そのことは私の法学研究方法論にも通底する「民主主義の発展」さらに「立憲主義」を戦後の価値として、「社会科学」としての法学研究・教育であることを確認したい。

規約4条において、その目的を達成するために、次の事業を行うことを規定している。1 研究会学術大会の開催 2 機関雑誌の刊行その他出版事業 3 国内外の法学研究機関、学会、法律家団体との連絡 4 その他目的達成に必要な事業。これを受けて、毎年11月に学術総会が開催されている。2008年度以降の学術総会「全体シンポジウム」のテーマを紹介する。2008年度「改憲論批判と民主主義法学」、2009年度「司法制度改革と実定法学」、2010年度「同時代の世界と実定法学——21世紀の法分野の新たな地平」、2011年度「現代における法・判例の形成と実定法学の課題」、2012年度「東日本大震災・福島原発事故は法と法学に何を問いかけているか」、2013年度「持続可能な社会への転換と法」、2014年度「社会の持続可能性と民主主義の課題」、2015年度「司法制度改革後の法学教育——その危機と再生」、2016年度は「日本国憲法の現代的課題」が予定されている。学術総会ではこれと併せて、「コロキウム」「ミニシンポ」が企画されている。その特徴的なものとしてテーマを紹介する。「法学教育」「憲法9条護憲と民主主義法学——冷戦と9・11後の世界」「法教育の理念と内容」「国際人権基準と日本の変革」「体制変動とグローバル化のもとでの非西欧地域の法の展開」「ロースクール設置後の研究者養成のあり方」「法教育——理論と実践の架橋」「東日本大震災と法——復興を中心として」「脱原発経済への法の役割——ドイツから何を学ぶか」「原子力法制の検証と脱原発の課題」「福島原発被害からの回復——補償・賠償の基本理念と課題」「法教育・法曹養成教育・法教育」「再生エネルギー政策と脱原発」「法科大学院における法曹養成教育としての法学教育——その現状と課題」「福島と Chernobyl」「新時代の掲示司法——そのあるべき姿は何か?」「法学研究者運動と法と社会——『法学者声明』を手がかりとして」「初等中等教育における法教育の現段階——課題と展望」「日米安保体制の展開と法の諸相」などである。

このような民主主義法学の立場に基づいた最近の共同研究の成果として、『改憲・改革と法』（法律時報増刊、2008年）や『安保改定50年——軍事同盟のない世界』（法律時報増刊、2010年）、『改憲を問う』（法律時報増刊、2014年）がある。

民科法律部会は、毎年春合宿を行っている。この合宿では、「現地企画」「企画委員会企画」の二つの全体会が開催される。2008年からの現地企画の主なテーマは、「新潟生存権裁判の意義と展開」「雪に生きる——バブル崩壊後15年、地域再生への活動」「志布志事件と現代司法」「大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の課題」「アイヌ民族の現状」「沖縄と安保体制」「日米地位協定『改定』問題の本質」「沖縄の平和運動の取り組み」「原子力問題の袋小路」「福島原発被害と『帰郷』問題」「復興<災害>～阪神・淡路大震災から20年、復興の現在（いま）」などである。また、「企画委員会企画」のテーマは、「米軍再編と日米軍事協力」「環境・平和・暴力と現代世界」「オバマ政権の経済政策と世界経済危機のゆくえ」「自然環境法学を巡る問題点」「東日本大震災をめぐる対抗軸と地域再生の展望」「原発依存社会から持続可能な社会へ」「<持続可能な社会>の法・政策と現代日本の資本主義国家」「法学教育に思うこと」などである。春合宿ではこの他に「基礎法」「社会主义法」「憲法」「行政法」「民事法」「国際法」「刑事法」「商法経済法」「労働法」の各分科会や「若手交流会」が開催される。私が属する「憲法分科会」で取り上げられた主にテーマは「民主主義理論の検討——憲法学の理論動向」「政権交代と憲法学」「女性自衛隊人権裁判をたたかって」「秘密保全法案の検討」「裁判員制度の検討」「闘いの武器・闘いの座標軸としての日本国憲法」「『秘密保護法』制定とConstitutional Change」などである。

このように、民科法律部会は多種多様な学会活動が行われており、これらのまとめとして、「会報」と学会誌『法の科学』が発行されている。「会報」では毎年3回、学術総会・春合宿等の案内や記録が報告される。学会誌『法の科学』では、学術総会「全体シンポジウム」「コロキウム」「ミニシンポ」の報告が論文として、さらに「巻頭言」「海外動向」「研究ノート」「書評」が合わせて掲載されている。その中から特徴的なものを紹介する。南山大学を定年退職され現在、沖縄大学で「憲法学」を研究・教育されている小林武先生は『法の科学』第45号2014年「巻頭言」「沖縄で憲法を、憲法から沖縄を考える」において『なぜ沖縄へ、沖縄で何を』と問い合わせ、「沖縄の地にあって憲法を考え、また憲法の眼で沖

縄をとらえたい。それが、いま、私が沖縄にいることの理由であり、目的である」と答えられている。さらに、「法学部生になったばかりの18歳であったが、沖縄県石川の宮森小学校に米軍用機が炎上・墜落し。子どもたちを含む17人が死亡する大惨事となった。当時沖縄は、アメリカの軍事占領下にあり、人権を保障すべき日本国憲法は適用されていなかった。この不条理をわがことと受けとめることが責務ではないかと心に刻み、いつの日にか沖縄に移り住みたいという夢を抱いた。それが、半世紀余も経て具体化に至ったわけである。この夢の実現は、「普天間基地の至近のところを選んで住んでいる」というまさに、「危険への接近」であるが、実践的に基地問題に関わっておられる。『基地のない沖縄への大道』では、「いま、米軍基地が存在する軍事植民地であり続けることを甘受するのか、基地のない平和で自立できる未来への道を選ぶのかの歴史的岐路に立っている。沖縄を含む日本本土すべてから米軍基地をなくすことこそ、安保条約の終了によって可能となる。基地のない日本の実現のために、それにより、日本国憲法はその最高法規性を回復して、新生した憲法の諸価値が日本社会の中で実現・確保される可能性が飛躍的に高まるであろう。そうした時代に向かうために、今、沖縄が呼びかける声に真剣に耳を澄ませたい」と結ばれている。私は憲法研究者として、小林先生の論稿を深く受け止め、社会にその声を発信していきたい。

民科法律部会の実践的活動として、シンポジウム・講演会の開催と、声明の発表がある。最近のものを紹介する。シンポジウム・講演会として、2014年4月27日民科公開シンポ「憲法9条解釈の変更をめぐる法と政治」、2014年7月13日民科公開シンポ「学生・市民と考える秘密保護法」、2014年7月26日民科法律部会・関西民科共催「憲法を考える講演会」。声明として、2015年7月26日理事会声明「安保関連法案の強行採決に抗議し、そのすみやかな廃案を求める」、2015年9月20日理事長声明「安保関連法案の採決に断固抗議する」、2015年12月11日理事会声明「辺野古新基地建設反対理事会声明」などである。詳しい内容はホームページを参照願えれば幸いである。

最後に、吉村良一理事長は上述の「理事長あいさつ」を「以上のような問題関心を共有する法学研究者、法実務家の方は、民主主義科学者協会法律部会に積極的に参加していただければ幸いです」と結んでいる。

（わきた よしたか 所員 神戸学院大学）

宮寄晃臣・兵頭淳史編

『ワークフェアの日本的展開

—雇用の不安定化と就労・自立支援の課題』

専修大学出版局 2015年 税込価格 3456円

伍賀 一道

I 本書の概要

本書は、自治体レベルで取り組まれてきた就労・生活支援事業の実地調査をふまえた、日本におけるワークフェアの最新動向に関する専修大学の研究者による共同研究の成果で、次の6章から構成されている。

第1章 雇用不安定化の諸要因とワークフェアのアボリア・アンチノミー（宮寄晃臣）

第2章 雇用労働という困難（兵頭淳史）

第3章 若者の現在と就労支援の課題（高橋祐吉）

第4章 分権改革と自治体の就労支援策（町田俊彦）

第5章 補完性原理に基づく「四助論」と「自立」概念（鈴木奈穂美）

第6章 貧困・不安定就業と生活保障システム（福島利夫）

紙数が限られているため、ポイントとおもわれる事項にしぼって概要を紹介する。

1. ワークフェアの登場と矛盾 福祉国家の危機がすすむなかで、福祉受給者や若年無業者を主たる対象に労働市場への再参入（就労）を促すワークフェア政策（「福祉から就労へ」）が先進国で実施されている。だが、ワークフェアはその出自からして解決不可能な困難（アボリア）を抱えている。スタグフレーションによって福祉国家の存在基盤は消失、就労機会も失われた。そこから脱却するには設備投資を促し、労働生産性の上昇を実現しなければならないが、これを進めば雇用吸収力が低下、就労先が減少するというアボリアに直面している。ワークファースト（「まずは働く」）を求めて働く場所がない。日本では製造業、とりわけ電機産業の産業空洞化が顕著で、雇用創出は厳しい。これに代わる雇用の受け皿はサービス産業だが、そこでは非正規・不安定雇用が多い。政府が提起するワークフェアはしばしばワークファーストになる（第1章）。

2. 働くことの意味について 資本制社会の雇用労働は人間の類的本質からの逸脱を前提すると同時に、矛盾（市場における自由で対等な主体同士の契約という形式を

とりつつ、現実には使用者による労働者に対する一方的な指揮・命令関係が貫かれる）をも内在している点で「本来、異常な営み」である（第2章）。他方、第3章は、ひきこもりなど就労困難な若者たちに対する支援をとおして、働くことの意味を捉えなすことを提起する。無業であることが孤立や無縁に結びつきやすいとしたうえで、ネットワーク静岡の若者就労サポートの取組みをも踏まえて、働くことの意味を3点（①収入を得るために「手段」、②社会的承認を受けるための「契機」、③自己実現のための「領域」）あげている。ディーセント・ワークに反する労働の世界に当事者を追い込む就労支援には異議を唱え、「『ほどよい』働き方としての中間的就労」を求める。これは「多様な働き方」としての非正規雇用の評価にも関わる。「無職から正規雇用へのブリッジ」ではなく、「非就労から就労へのブリッジ」としてならば、非正規雇用は機能しうることを認める。ただし、それには受け入れ企業によるサポートなどの条件整備が欠かせない。

3. 就労支援がつくり出す新たな可能性 ワークフェアはワークファーストになりがちであるが、それでも「『働くことの重み』の復権」を掲げるべきと宮寄は言う。それは、基礎自治体で実施してきた雇用創出や就労支援の取組みは、ワークファーストを超える可能性を示しているからである。兵頭もワークフェアは、福祉国家や家族によって形成されてきた、雇用労働の論理の届かない「結界」に退避した人々を、再び雇用労働の世界に追い込むことだと批判する一方で、取組み如何によって自立支援事業は「新しい共同性」を生み出す可能性があるという。それには就労困難を抱えている人々に対する寄り添い型の支援がなければならない。第4章は、国の雇用創出基金事業を活用しつつ、自治体単独の予算措置もあわせて、独自の就労支援事業を実施し、注目すべき成果をあげている豊中市のケースを取り上げている。障がい者、母子世帯、貧困層、ひきこもりの若者など、支援を必要とする人々に対し、商工労働部門と福祉部門が連携して、中小企業とのネットワークを築き、「中間的就労」事業や、職場への定着支援などを精力的に行って

いる実績を考察している。

4. 「自立」および「自立支援」について

近年の社会保障制度改革のなかで、公助の役割を縮小し、かわって自立、自助を強調する議論が強まっている。第5章は、「自助」と「自立」の関係性の検討を踏まえ、「自立」とは何か、「自立」を可能にするための「自立支援」とはどのようなものかを検討している。自助を大前提に、国家責任による公助を、互助（家族・親族、地域の人々によるインフォーマルな助け合い）および共助（社会保険など）の補完的位置に引き下げる政策を批判し、自助は公助や共助が適正に機能する状況において成立するという。互助や共助から漏れている生活困窮者に対し、自助・自立を強要することは社会的孤立をもたらし、自立を困難にする。「自立」とは誰にも依存しないことではなく、ライフステージやリスクに応じて、生活を成り立たせる社会的サービスの活用を主体的に選択できるようになることである。こうした自立が実現できるように支援すること、それができる地域づくり・社会づくりをすすめることが「自立支援」である。

5. 生活保障システムとは 第6章は、自立支援事業などが登場するにいたった日本社会の大状況の変化と今日の特徴を統計データに基づいて明らかにしている。従来の生活保障システムは、日本型企業社会と日本型福祉社会（主たる稼得者である夫+専業主婦の妻による家事・育児・介護など）の両輪モデルであったが、90年代後半を境に行き詰まり、労働と生活の両面で格差と貧困が広がっている。その行き着いた先が「無縁社会」である。本章が提起する今後の生活保障システムの展望は、労働面での非正規雇用の正規への転換、派遣法撤廃、最賃法の整備などとともに、社会保障や教育・住宅などの公共サービスの抜本的改善、さらには無縁社会状況に対抗する公共部門（「公縁」）および協同組合やNPOなどの「協縁」の設計・強化である。

Ⅱ 本書の意義と若干の論点

本書の意義は、①人はなぜ働くのか、その意味は何かにまで遡ってワークフェアを問い合わせたこと、②働くことが困難な人々に対する就労支援事業の実際に即して、人権（労働権）保障としての就労支援のあり方を示したこと、③社会保障に関する国家責任（公助）を縮小し、自助を強調する現行の政策を批判し、眞の自立・自助は何かを提起したことである。さらに本書は福祉国家論としても意義を持っており、多くの人々に読まれるべき優れた作品である。以下では評者が関心をもった論点をいくつか示したい。

1. 中間的就労と非正規雇用との関連、中間的就労の評価をめぐって 中間的就労は、労働法が適用されない

「福祉的就労」と「一般就労」の中間に位置づけられる。本書では釧路市や豊中市などで実施されている寄り添い支援型の就労支援事業が中間的就労として取り上げられている。では、この中間的就労は、新自由主義の求める「全員就労」推進策のもとで、「多様な働き方」として増加する非正規雇用と同じなのか、それとも異なるのか。異なるならば差異は何だろうか。

第3章は非就労から就労へのブリッジとして非正規雇用を位置づけることを肯定しているが、生活保護行政の現場では、稼働年齢の生活保護受給者に対し就労による自立を求めるあまり、短時間の細切れ雇用（非正規職）に誘導する事例がある。非正規雇用は正規雇用と失業の中間形態（半失業）で、就労支援事業でいう中間的就労とは異なる。中間的就労はなによりも当事者へのサポートつきという点がポイントである。中間的就労を装うことで労働基準を潜脱するケースもあることや、一般就労における働き方の劣化を放置するならば、その影響は中間的就労にも及ぶことなどに留意したい。

2. 「ほどよい働き方」の可能性、条件について 第1章で論じているように、不況からの脱却をめざして労働生産性を引き上げるならば、雇用機会減少の契機となる。グローバル展開にともなう産業空洞化も雇用創出に逆行する。さらに人型ロボットの各分野への導入はこれに拍車をかけるであろう。中間的就労もこうした圧力の影響を受けざるをえない。「ほどよい働き方」をめざすには、労働者全体にわたって労働時間短縮が必須の課題となる。グローバル企業の成長に国民生活の向上を託すのではなく、地域に依拠した地元企業の活性化を促すべきである。これは、就労支援事業にとって地元企業のサポートが鍵となるという本書の主張とも重なる。さらに、本書では言及されていないが、「ほどよい働き方」を具体化する際に「農業」の活用を取り入れるべきである。ひきこもりの人々が生まれた背景に効率優先の現代社会があるとするならば、自然と人の対話の意義を強調する見解（たとえば尾閑周二・亀山純生ほか『<農>と共生の思想』農林統計出版、2011年）が大いに参考となろう。

3. 自治体の自立支援事業と人材ビジネス 自治体の職業紹介事業や若者就業支援プログラム事業の実施に際して、人材ビジネス業者に委託するケースが少なくなっている。業者にとって、就労実績が次期の受注の成否を左右するため、時として当事者の望まない求人先への就職を急がせるケースが見られる。就労支援事業への人材ビジネスの参入をどう見るべきか。安倍「労働改革」のもとで人材ビジネスの活用が重視されている折、この点の検討が欠かせないであろう。

(ごか かずみち 所員)

松尾匡

『ケインズの逆襲、ハイエクの慧眼——巨人たちは経済政策の混迷を解く鍵をすでに知っていた』

PHP 新書 2014 年 税込価格 950 円

塚本 恭章

当該新書の主題は、日本経済と世界経済が直面する 1970 年代以降の「混迷」からの脱却をめざすべく、ケインズ、ハイエクら巨人たちの遺産を精査し、「未来へ希望をつなぐ政策」論を展開することである。本書は「冷静なる頭脳と温かい心情」の精神を強く実感せしむる力作であり、社会科学としての経済学のあり方やこれからの方にも踏み込む新鮮な息吹を感じ取れる。最近、氏の新作『この経済政策が民主主義を救う』(大月書店) と『自由のジレンマを解く』(PHP 新書) が刊行された。

*

本書は理論編（第 1 章～第 5 章）と政策編（第 6 章～第 8 章）および終章の計 9 章からなる。以下、本書の概要と幾つかの論点を簡潔に述べてみたい。

本書の狙いは、70 年代までのケインズ主義路線からの脱却の動きを「『小さな政府』へと解釈した」(25 頁；以下本書の頁数) ことは大きな誤解であり、その誤解を改め、氏のいう「転換 X」を正確に把握することである（第 1 章）。「転換 X = 小さな政府」という誤解は、新自由主義の「小さな政府」路線に反対する論者も共にし、そのことは転換自体に反対する混乱を招いた。

本書は、「リスク・決定・責任」の一一致原則の重要性を強調する。コルナイのソ連型社会主义研究によれば（第 2 章）、国有企業経営者はリスクを伴う多様な意思決定の結果に対する「責任をとる必要がなかった」(48 頁) のであり、予算制約がソフト化し慢性型不足経済が常態化したのは論理的帰結だった。社会主义システムが破綻したことの教訓は、必ずしも予算制約がハードではない資本主義営利企業の万能性を含意せず、「リスク・決定・責任」の一一致原則のなかで生協や労働者管理企業など多元的な企業形態を容認しうることである（64-6 頁）。

ハイエクの慧眼からいえば（第 3 章）、現場の知識を活かし社会の多様なニーズに対応しうる民間人は、リスクを伴う決定とその失敗への責任を一致して担い、「リスクのあることには手を出さず、民間人の不確実性を減

らして、民間人の予想の確定を促す役割に徹する」(91 頁) ことこそ政府など公共機関の意義である。

さらに本書は「予想が大事である」という認識も強調するが、フリードマンの思想と方法論を継いだルーカスによるケインズ革命への「マクロ反革命」は、それを「合理的期待」形成仮説として帰結させた（第 4 章）。とはいえ、「合理的期待による予想形成を前提としても、総需要不足で失業が発生し得る」(118 頁) のであり、「合理的期待で予想形成するかどうかと政策無効命題とは関係がない」(同頁) という論述からすれば、本章の意図は、彼らの反革命からひるがえってケインズ理論の逆襲（ないし復権）を示唆したことだったのではないか。

ミクロ経済学分野の革命としてのゲーム理論による制度分析でも「予想が大事である」という認識は共有されている（第 5 章）。「欧米型」「日本型」のように相異なる制度の存立根拠を、各自の予想とそれにもとづく各自の最適行動の（合成的な）帰結であるナッシュ均衡として説明する青木昌彦氏らの比較制度分析は、制度の多元性をゲーム理論の「複数均衡」として解明した点で画期的である。「ゲーム理論による制度分析の大きな意義は、いまある秩序が不都合であったり、崩れ去るものであったりすることを、客観的条件を根拠に語ることができるところにある」(159 頁)。歴史的経路依存から「良い均衡」と「悪い均衡」という複数均衡の存在を論証したことは、第 7 章のデフレ論にもあるように、「自己責任」論を回避する（144 頁）。人々のもつ予想の切り替えを担う公的な政策介入を通じ、現行制度の再生産からその変革を導きうる理論的根拠を提供できるわけだ。

*

政策編の最初に取り上げられるのは、一定所得を無条件ですべての人に分配する社会保障政策としての「ベーシックインカム構想」である（第 6 章）。ベーシックインカム構想の基本理念は「労働と所得を切り離す」のではなく、「労働と生存を切り離す」(171 頁) ことにある。そして給付水準や税率システムの確定での弾力的自

由度があるにせよ、原則として一律額支給以外を「行政担当者が何も決めなくていい」(174 頁) ことが当該構想の本質的特徴である。置塙信雄氏のように、「所有」と「決定」の不可分性をマルクスのアソシエーションを定義すれば、「何も決めなくていい」というベーシックインカム構想は、「社会主義の本質的価値とは対極にある」(189 頁) が、「労働者の境遇を改善し、社会主義者にとっては次のステップにつながる」(同頁) ことは両構想の明確な共通点をなしている。

政府と中央銀行による「インフレ目標」政策が、「転換 X」にもとづくマクロ経済政策として提唱されている(第7章)。「失われた20年」の日本経済が直面したのは、デフレがデフレをより深刻化し、それがゲーム理論のいう悪いデフレ不況均衡として持続してしまうという事態だった(215 頁)。リフレ政策としてのインフレ目標政策論の狙いは、「金融緩和でおカネを出して直接物価を上げることではありません。まずは、人々の頭の中にインフレ予想を抱かせること」(224 頁) だ。ケインズの総需要不足は、「人々は何を買うつもりがなくてもおカネをなるべく手元に置いておこうとする」(210 頁) という流動性選好とそれが帰結する「流動性のわな」に起因する。「ケインズ復権」とは、流動性選好という「貨幣」要因が雇用という「実体」要因を規定する貨幣経済論としてのマクロ経済学とそれにもとづく政策論の復権であろう。

本書がまた「新スウェーデンモデル」に可能性を見出すのは(第8章)、それがNPOや協同組合など非営利組織を含む多元的な組織形態を容認し、新しい社会的リスクへの柔軟な対応や既存のニーズの充足、未知のニーズの発見を経済学的に真の意味で「効率的」に促進するガバナンス論を展開しているからだ。リスクを伴う未知への自由やイノベーションを促す仕組みの基盤には、「失敗したときに生存の危機に陥る心配」(178 頁) を極力回避しうるベーシックインカム構想があるわけである。

こうして氏のいう「転換 X」は、「胸三寸の『裁量的政府』から、人々の予想を確定させる『基準政府』への転換」(278 頁) と結論づけられる(終章)。従来の誤った構図は、「小さな政府 / 大きな政府」と「資本側 / 労働側」に「基準政府 / 裁量政府」という新たな軸を加えた三次元マトリクスへ立体化されている(279 頁)。総じてミクロレベルでは、「時々の判断は細かなニーズを把握しあえる現場」(275 頁) が重視され、労働基準や環境基準などマクロレベルでの「恣意なきルールは世界的な高水準」(同頁) の実現がグローバルに指向されることとなる。

*

1つ目の論点は本書の表題と方法論に関わる。『一般理論』の序文でケインズはこう述べている。本書は、「生産と雇用全体の規模の変化を規定する諸力の研究を主とするものにまで発展」し、「貨幣が不可欠で特有な仕方で経済機構のうちに入り込むものである」こと、さらに「貨幣経済は本質的には将来に関する予想が雇用の変化のみならずその水準をも左右できる経済である」ことを示すものであると。こうしてケインズの理論は、1) マクロ経済学、2) 貨幣経済論、3) 人間心理 / 予想の学の3つをコアとするが、現代的なケインズ理論の骨子が「ゲーム理論を使った制度均衡モデルの話をしたときと同じ構図になっている」(216 頁) という見解も踏まえ、本書の「逆襲」とは、『一般理論』の論拠や精神はゲーム理論を通じてより「一般化」しうるという理解でよいのか。

本書の「政策」論は突き詰めれば経済システムの多様性を担う「制度」論の研究であり、ゲーム理論はその原理的基礎を提供するものである。ハイエクの主流派批判という「慧眼」も、「後年ゲーム理論と呼ばれる分野が発展してから」(76 頁) 主流派経済学の問題として扱いうようになったと述べられており、先のケインズ理解はハイエクにも妥当するのだろうか。第3章以外でハイエクについての具体的論述ではなく、2つ目の論点として指摘するようにそれは一面的評価にとどまり、本書全体の基調は、むしろ「ケインズの逆襲とそれ以外の巨人たちの慧眼」に近い。ケインズとハイエクは同列ではないのだろう。「ケインズ=マクロ」、「ハイエク=ミクロ」という単純な二分法的構図ではもちろんないとはいえる(著者の念頭にはミクロ経済学のマクロ的基礎があるのか)、両巨人の「逆襲」と「慧眼」の理論的関連・統合性についての本書の論述はいささか読み取りにくいく。

デフレ脱却からの鍵として本書が積極的に提唱している「予想確定」政策としての「インフレ目標」政策の実効性や信頼性・精度の問題をひとまず撇くにせよ、概して「ケインズ政策の推進者は、集計量や平均値が現実の経済の質的な構造を隠していることを無視している」(猪木武徳『経済学に何ができるか』2012年) というハイエクのケインズ批判、そしてまた、「現代のインフレターゲットをめぐる議論は、景気回復のための量的緩和すなわち貨幣の量の視点しかなく、ハイエクが提起した貨幣の質へ着目することはまったくありません」(西部忠『貨幣という謎』2014年) というハイエクの貨幣制度改革論の理論的含みを、本書はどう内在的に組み込み活かしうるのだろうか。これが2つ目の論点をなす。

企業の組織形態の多元性や自立した諸個人の参加を通じたグローバルな政策・ルールの合意形成(むろんリスク・決定・責任の一一致原則は満たす)を尊重する本書の

議論とスタンスは、それらを実現しうるネットワーク・メディアとしての貨幣の（質的）多様性と呼応するはずである。ハイエクの知見を深く掘り下げる位置づける西部氏の「コミュニティ通貨」論に言及がないのは意外である。ケインズの「逆襲」とハイエクの「慧眼」の眞の有機的統合のあり方を探ることは、「構造改革」派と「リフレ」派の対立構図（222頁）をいわば止揚する試みの一環をなすことになるのではないか。未知への自由と挑戦を競争の「発見的」手続きとみなすハイエク論はシェンペーターの「創造的」破壊論と親近性をもつ。シェンペーターも加えた三者の立体的総合化も可能だ。

本書は「転換 X = 小さな政府」という従来の大きな誤解を改め、新たに「裁量政府 / 基準政府」を基軸とした三次元マトリクスを描き出し、働く労働者や普通の一般庶民の利益を守る政策理念を表明する。「裁量政府」から「基準政府」への転換をもたらす歴史的根拠・潜勢力とは何であり（森岡真史氏の書評も参照。『季刊経済理論』第52巻第3号、2015年），それはまた代替路線としてのこれからの中道主義のあり方とどう連動し、資

本主義市場経済の原理はその考察基準としていかに弾力的に活かしうるか。3つ目は、「原理」的問題を超えるこうした大きな問題群の「社会思想史」的な意義である。

各章末尾に数多くの研究文献を列挙する本書は、「専門書」水準の内容が、「です」「ます」調の明快な語り口で論じられている。当該新書の一連の「未来へ希望をつなぐ政策」論は、広い一般読者に含まれうる若い学生らにこそ響き、強い知的関心をもち高めていく触媒効果を發揮しなければならないのではないか。彼／彼女らは大学教育ではじめて社会科学としての経済学を「専門」科目として学ぶのだから。そのスケールとインパクトの射程をあえて最後の4つ目の論点に挙げておこう。

粘り強い思索と熱気に富む本書は、経済学という学問の広さと深さが啓蒙的に示唆されている。より豊かな政策論議にむけて是非多くの方に精読を薦めたい。

(つかもと やすあき 所員 愛知大学)

書評

子島喜久

『護憲論——憲法学の方法・国民統制による文民統制』

関東図書 2015年 税込価格 880円

藤田 明史

著者は、『資本論』とりわけ「労働過程論」を専門分野とする在野の研究者である。本書は、そのような著者が社会科学の立場から、「憲法改正」の危殆に瀕する日本国憲法について、「護憲論」として、憲法の「精髓をいまここで明らかにしよう」と試みたものである。その背景には、安全保障関連法案に反対する、国会周辺を包围した数万人にのぼる市民の運動があったのだ。それに鼓舞された著者の精神は、行間に躍動している。経済学等の社会科学からの本格的な憲法論がきわめてまれな現状にあって、著者の真摯かつ大胆な試みは真に貴重であるといえよう。

本書は第1章「護憲とはなにか」、第2章「日本の永世中立平和憲法学説」、第3章「『青年よ再び銃をとるな』」の3つの章からなっている。そして、これは著者が採用する「三段階の方法」に対応しているようだ。それはどのような方法か。方法に関する叙述からそれを読みとることは困難である。しかし、本文全体が約60頁

に凝縮されたかなり抽象的な論述から、それを貫く方法を読みとることなしに、内容の深い理解は不可能であろう。評者の一番の関心もそこにある。ゆえに内容に即して具体的に見ていくことにしよう。

まず第1章は、憲法の前文を読むことから始まる。そして、そこには3つの基本原理、すなわち、国民主権、恒久平和主義、基本的人権（生存権）が成文化されていることが確認され、その上で、前文の基本的性格に関して、「憲法の法意と精髓たる精神と理念が内包されていくことから包括規定と呼ぶことが出来る」とされる。このことがことさらになぜ強調されるのか。それは、「包括規定から全条文で構成されている各条文を尊重しつつ擁護する立場を護憲と称すべきある」とするのが著者の基本的な立脚点であるからだ。ここからどのような主張が出てくるのか。9条を基礎に通常、日本国憲法は平和憲法と呼ばれる。しかし著者はそれでは不十分であると指摘する。なぜなら、「憲法の基本原理をもとにして憲

法それ自体が成立しているのであるから、国民主権が欠落した場合は平和主義も同時に消え去り憲法典としては成立しない」からである。さらには、解釈改憲——「憲法の原理がその時代とともに変更したかのような解釈をする」——が憲法の形骸化に通じるものとして否定される。すなわち、憲法の原理は超歴史的なものと考えられているようだ。このことは、社会科学としての憲法解釈について、次のような記述からもわかる。「憲法前文に定められた『人類普遍の原理』を解釈基準にすえて…、前文の三つの基本原理をもとに抽象的に解釈する方法があっても良いのではないだろうか。…このような解釈の方法をとることこそが憲法が求めている合理的解釈といえる。ここに著者の方法の基礎があるようだ。そして、ここからは次のような発想が生まれる。憲法99条は、公権力を担う国会議員や公務員に憲法尊重擁護の義務を課している。しかし、国家権力の担い手が憲法を侵害したとき、何が起こるのか。そのとき、主権者にとって、「すべて国民は憲法を保障し維持する権利がある」ということが明らかになる、と著者は考えているようだ。日本の現状をかんがみるとき、この指摘はとりわけ重要である。

第2章は、「第二段階である憲法の目的は何か、何を想定している条文なのかを探りながら深化させ、九条の解釈まで進む」とされている。しかし、この説明では、第1章との方法上のつながりがわかりにくい。ゆえにここでも、具体的な内容を見ていくことにする。ここで主要に述べられていることは、日本国憲法の成立過程および現実の政治過程において提唱された非武装中立論である。すなわち歴史のなかの憲法である。憲法の成立過程については、ポツダム宣言、マッカーサー憲法草案、不戦条約（ケロッグ・ブリアン協定）、および国際連合憲章と、憲法との関連が述べられる。そして、憲法9条の解釈に関しては、特に戦後の比較的初期に提唱された非武装永世中立論がとりあげられる。第1章では、前文を包括規定として、個々の条文はそれとの関連において解釈され、全体が超歴史的な1つの体系として捉えられた。しかし、もちろん、日本国憲法は特定の歴史のなかで成立し、現実の具体的な政治過程において様々に解釈されてきた。ゆえに、こうした憲法の歴史性からそれに特有の性格が条文に刻印されているはずである。こうした普遍性と歴史性という二重の性格が最もするどく表現されている条文が憲法9条であろう。このように9条を捉えることによって、非武装永世中立論のもつ歴史性、したがって現代にもつ意味が明らかになるのではないか。引用されている2つの文章はいま読んでも決して古びていない。さらにいえば、いまこそ、その真実性が明らかである。「日本国憲法が諸国家に先がけて示してい

る絶対非武装、永久中立という日本の『安全と生存を保持する』ための基本政策こそは、日本にとって、考える最も安全な現実政策である」（鈴木安蔵、1959年）。「日本は特定の外国と軍事条約を締結することも、また特定の外国に軍事基地を貸与することも許されない。しかのみならず、常に万国の軍事放棄のために努力すべき義務を負う」（田畠忍、1960年）。

第3章は著者によれば「最後の飛躍の段階」である。しかし、誰がどう飛躍するのであろうか。何に向って？

「青年よ再び銃をとるな」という呼びかけに向って、である。しかし、これにどういう方法上の意味があるのか。評者の推測を述べよう。日本の社会に生きているわれわれは、この社会を自律的に選んだのではない。たまたまそこに生まれたから、いわば他律的に生きているのだ。そのうちに、より自覚的な存在として、この社会のあり方を基本的に規定する日本国憲法があることを知る。そしてそれに深く関与しようとさえする。その契機は人により様々であろう。著者にとって「青年よ再び銃をとるな」という命題がそうした契機だったのかもしれない。読者の側から見れば、可能な諸契機の象徴としてその命題を読むことができる。すなわち、自分にとって憲法とは何かをあらためて反省させられるのだ。それが「飛躍」の意味であろう。

評者は、3章（三段階）によって展開された記述内容を以上のように理解した。その限りにおいてそれは十分に説得的であった。新しい発見もあった。もちろん、疑問もある。ここでは2点についてコメントしよう。

第1。『護憲論』を社会科学としての憲法論として読むとき、評者は、その論理がやや平板であるとの印象を受ける。矛盾を動態的に捉えているとは思えない。主要にはそれは、「国民主権」の概念に含まれる「国民」という言葉に起因しているようだ。確かに、「法の下に」国民はすべて平等である。しかし、考察範囲を階級に限るとしても、国民には資本家も労働者も含まれる。彼らの憲法に対する態度は一様ではない。社会科学としての憲法論は、「歴史のなかの憲法」から必然的に発生する「憲法改正」の動きをも分析し得るものでなければならない。比喩的にいえば、「労働過程論」に加えて、「価値増殖過程論」の視点も必要とされるのではないだろうか。

第2。著者は第2章4節「憲法第九条と平和学の接合」において平和学に言及している。上述のような問題意識が多少とも著者の脳裏に萌し、その解決の方向として平和学に思い至ったのかもしれない。現代平和学における構造的暴力の概念は、まさにマルクスの「搾取」概念の拡張にほかならないのだから。評者は、ガルトゥング平和学を通じて平和学そのものに出会ったという経験をも

つ。そして、平和学の体系化を自分のライフワークと思い定めている。しかし、本書のこの部分を読んだとき、評者は、平和とは何かに関して、真に自分のものといえる言葉を未だ見出しえていないことにはっきりと気付いた。それを見出すことは評者の今後の課題である1)。そのときこそ、著者の平和学への期待に自分の言葉で応えることができるようになるのだ。

読者がこの労作に触発され、基礎経済科学研究所においても、日本国憲法をめぐる多様かつ活発な議論が起こることを期待したい。

- 1) この方向での評者の試みとして、次のものを参照されたい。日本平和学会編『「積極的平和」とは何か』、早稲田大学出版部、2015年11月。および、ヨハン・ガルトゥング「暴力・平和・平和研究」(1969)、藤田明史新訳、トランセンド研究会編『トランセンド研究』第13巻第2号、2016年1月。著者と同じく評者もこの時期に、自分のできる範囲で可能な努力を行ったのである。

(ふじた あきふみ 所員 立命館大学非常勤講師)

書評

けいはん医療生活協同組合編

『医療福祉生協による地域包括ケアの展開 ——けいはん医療生協の過去・現在・未来』

萌文社、2015年税込価格 1000円

鈴木 勉

母の看取り

最初に私事を述べることをお許しあがいたい。一昨年の春、母は4週間ほど高齢者施設に入所して、最期の時を迎えた。母はその2年前に悪性リンパ腫（血液がん）の診断を受け、医師から抗がん剤治療を勧められたが拒否し、亡くなる1ヶ月前までは、自宅で一人暮らしを維持してきた。妹と私はしばしば母を訪ね、旅行をしたことわざがあった。体調はよく、このまま快方に向かうのではないかという期待も虚しく、病状は急激に悪化した。地域包括支援センターのケアマネージャーにも相談したが、在宅は無理、入所の可能性があるのは有料老人ホームだけ、しかし、夜間のケア体制が不十分、などの回答だった。そんなやり取りをしている時、自宅に診察に来ていた近所の開業医が事情を知り、この医師の手配で彼が毎日診察に通うという特別養護老人ホームのショートステイに入所することができた。入所して、この医師が施設で行っているターミナルケアのキーパーソンであることが分かった。そして4週間後、母は家族らに看取られて旅立った。

母の看取りを通して2つのことを考えた。1つは、母が体調を崩した時、なぜ自宅で必要な医療・介護・福祉が提供できなかつたのであろうか、という疑問である。当初のケアマネの見立てでは要介護度は1、限られた介

護給付ではとても在宅生活を営めないことから、ケアマネは施設・病院を探してくれた。私は家族に降りかかった困難を通して、介護保険が提供するケア水準の低さと社会資源の不足を痛感させられた。「介護保険給付は自宅で単身の寝たきりの人をケアできる水準には設計されていない」とかつて書いたことが実感をもって思い出された。これでは介護は権利とは言えず、行政が設定する範囲での給付に過ぎない。つまり恩恵施策である、と。

2つ目は、これは声を大にして言いたいことだが、運よく短期入所できた特養のケアワーカー・看護師の献身的な仕事ぶりであり、彼らの賃金を倍にしても足りないと思うほどであった。妹と私は交代しながら夜もベッドサイドにいて、ケアスタッフたちの仕事を目の当たりにしていた。驚いたのは、彼らのコミュニケーション能力の高さである。私も妹も知らなかった、戦時下の母の深い初恋の話なども聞き取っていたのである。この施設は母が最期を迎えるのにふさわしい場所であると思った。

誰もが迎える最期のとき。しかし、そこに至る道には働く人々の努力の上に一縷の希望もあるとはいえ、パリアに満ち満ちている。こうした困難は、誰もが遭遇する問題である。パリアを除去し、人権としての医療・介護の確立を求める医療生協の挑戦として本書を読んだ。

本書の紹介

本書は「けいはん医療生協」の役職員・組合員と立命館大学の佐藤卓利教授ら3名の研究者による共同研究の産物である。本書のベースとなる組合員調査に関して、設計段階から研究者も関与し、分析も医療生協とともに行われており、協同組合と研究者とのコラボレーションによる成果といえよう。

本書は4章構成になっている。第1章「私たちは何故けいはん医療生協に注目するのか」（佐藤卓利）は問題提起にあたる章であり、地域包括ケアシステムへの実践的批判の視点を提示し、医療生協の組織と経営に関して、協同組合の独自性・優位性の観点から論じている。このうち書名にも使用されている地域包括ケアをめぐる課題については、次項で述べることにする。第2章「けいはん医療生協の歩み」の副題は「“一人ぼっちをつくりない”みんなで学びまっせ！広げまっせ！つながりまっせ！」と端的に事業と運動の目的を示しているように、けいはん医療生協の役職員集団（小寺正・白川憲明・柴敬子・小寺峰志・大松美樹雄）によって、ミッションと1991年の設立以降の事業展開が手際よく描かれている。

第3章「けいはん医療生協組合員アンケート分析結果」（橋本貴彦）、第4章「入居者アンケートに見るけいはん医療生協への期待」（小田巻友子）の2つの章は、本書のベースに当たる部分であり、組合員と施設入居者へのアンケート調査の分析結果を示している。調査目的は医療生協の活動評価と介護ニーズを把握する点にあつたが、介護ニーズの検討に当たっては、国民年金加入者と要支援・要介護認定者とそれ以外の層との相違点を浮かび上がらせるための調査集計上の工夫も取り入れられている。調査結果の一部を引用すると、組合員は介護が必要になった時、「居宅介護サービス」を望む人が多く、これを「家族介護は難しいが、一人暮らしを続けながら公的介護サービスを利用し自宅で生活したい」というニーズがみえてくる」と整理している。これは現在の中高年層とその親たちの大半がもつねがいであろう。私の母も体調を崩した時、可能であれば自宅で最期を迎えることを思っていたことを思い出す。希望する場で人生の最終局面を過ごすことのできない介護保険制度の抜本的改善が望まれるゆえんである。

「2025年問題」と地域包括ケア

団塊の世代が75歳以上になる「2025年問題」への対応の政策的な切り札として「地域包括ケア」が位置づけられている。地域包括ケアシステムについて本書の第1章では、それが「持続的な介護保険制度」の維持という

名の下に負担増と給付抑制を強行していると批判し、その対案として「介護、予防、医療、生活支援、住まいを一体的に提供することで、高齢者が可能な限り住みなれた地域において継続して生活できるような仕組みをつくるという、生活者の視点（ノーマライゼーションの視点）に立った地域社会の再構築に向けてのステップである」という見解を示している。この観点から、医療生協は「地域包括ケアシステム（ケアネットワーク）の担い手となることが期待される」と述べる一方、「国・自治体に対してその事業と運動の蓄積にもとづいて、政策提言ができる組織になることが要請されている」としている。

行政への翼賛ではなく、こうした見地から地域包括ケアに臨む協同組合の事業と運動の方針に同意する。本書の指摘に触発されて、地域包括ケアシステム形成における地方自治・住民自治の発展という観点から協同組合の課題を考察したい。素材はイギリスのW・A・ロブソンの所論（『福祉国家と福祉社会』辻清明・星野信也訳、東京大学出版会、1980年）である。

オイルショックを契機にイギリス福祉国家の危機が言われ始めたが、ロブソンは福祉給付費の増加による財政硬直化を「福祉国家の危機」とは呼ぶことには反対して、「危機」は福祉行政が中央集権的に行われたことにより、國家が福祉を提供し国民がそれを受益するだけの存在になってしまい、もともと国民が国家の主権者であつて福祉を要求し、自らそれを確立するのだという意識や行動の欠如を生み出したことに起因していると述べている。また、こうした危機の打開にあたっては「対応する福祉社会なくしては、真の福祉国家の享有はありえない」と述べ、「福祉社会」にするための条件を示している。重要と思われる指摘の第1は、中央集権化によって「地域社会から自らの政策を決定する権利を除去することは、福祉の喪失に導く」のであるから、地方自治体に福祉の権限を譲渡することであるという。第2には、コミュニティで住民が自主的に判断し、行動するシステムをつくりあげることだとしている。

要するに、イギリス福祉国家がもたらした、受動化された国民の意識の変革にあたっては、社会における人々の合意と結束が必要であり、地方自治と住民参加を基礎とした福祉社会の構築が不可欠であるとするものである。

地域包括ケアの形成と協同組合運動の課題

さて、問題はわが国の協同組合運動の今日的課題である。けいはん医療生協も含め、協同組合は地域包括ケアの担い手として期待され、各地でその対応も始まっているが、協同組合は地域ケアの一翼を地域で担いながら

も、 そうした活動を通して他の住民組織とともに「住民が自主的に判断し、行動するシステム」をつくり、国に対しても「自治体に財源と権限」を要求する必要がある。

さらに「2025年問題」への対応は、医療や介護のみに限定されない。「自助」の条件である安定雇用と賃金が失われ、非正規労働者比率が4割に迫り、勤労者所得は傾向的に低下している。生協事業を例にすると、「2025年問題」への対応としては組合員の所得低下と高齢化をふまえた運営が求められるが、きわめて困難な課題である。さらに、日本がTPPに参加すれば、国内の農業生産高は激減するであろう。これらの結果、国民の困窮が進めば地域の互助活動に参加する余裕が失われるとも見ておくべきであろう。

最後に一点付け加えると、海外での軍事力行使を認める法律が成立した現在、改めて「大砲かバターか」が問われている。敗戦後焦土となった日本で、国民の生きる希望を指し示した「平和的生存権」を規定した憲法の前文を思い起こしたい。日本生協連の創立宣言（1951年）では「平和とよりよき生活」をスローガンに掲げたが、協同組合は今日その真価が問われている。

けいはん医療生協は、協同組合のこうしたミッションを実現する確かな視点と、市民ニーズにもとづく事業実績を積み上げていることを本書から読み取ることができる。

（すずき つとむ 佛教大学）

書評

中村浩爾・寺間誠治編著

『労働運動の新たな地平 —労働者・労働組合の組織化』

かもがわ出版 2015年 税込価格 2160円

福島 利夫

本書は、「ブラック企業」と闘うために、学際的、理論・実践協働的、「老青同盟」的、中央・地方協働的につくられた「労働者・労働組合組織論研究会」による著作である。

本書の構成と概要

序章「組織化の諸契機」（中村浩爾）では、まず大局的な戦略としての「新福祉国家」構想について、渡辺治による以下の主張を取り上げる。これは新自由主義に対する対抗構想であって、新自由主義が強い国家に支えられていることに対抗するためには、強い国家による大企業規制が不可欠である。さらに、冷戦期の「旧い福祉国家」はアメリカ帝国の陣営の一員として存立し、その意味で軍事国家であり、大企業も福祉国家が課する負担と規制を受け入れてきた。それに対して、「新しい福祉国家」はアメリカ帝国の多国籍企業本位の市場作りに反対し平和を展望する。

次に、現代社会は本質としての格差社会（階級社会）と現象形態としての平等社会（市民社会）からなる二重構造として制度化されている。第3に、労働組合における

「数」の問題を経験的側面、法学的・政治学的側面、哲学的側面（量と質の弁証法）から改めて検討する。第4に、日本労働組合運動史を見て、欧米とは違って横断的労働組合の運動が縦断的なものへと変化したという特異性がある。第5に、法の力として、労働法が他の法分野との関係において自己を再定位する必要性があるとともに、運動の力として、労働組合の「法律主義」を克服し、労働法にとらわれない運動と闘争を展開する動力である、権利意識・正義感、さらに「人間の尊厳」や「団結」という理念が重要である。第6に、労働運動と市民運動との連携について、柄谷行人による「消費者としての労働者」の運動の提起を紹介し、生産現場だけでなく流通や消費の過程を重視する。

最後に、団結や団結の強化にとって、民主性、倫理性、思想性、文化性、社会性が決め手になり、組合運動そのものの文化度を高めるとともに、労働組合が対外的にも「市民社会」（=公共圏）としての役割をもつようになる。さらに労働組合の未来について考える場合には、協同組合についていっそこの探求が必要である。

第I部「総論——運動と闘いを支えるもの」—「労働

法制の現状と労働組合の課題」（中島正雄）では、まず労働法制の改変について、①規制緩和、②女性労働力の活用、③個別紛争の解決と整理する。次に、安倍「雇用改革」の問題点について、①「世界で一番企業が活動しやすい国」をめざし、そのために日本の労働法の頑強な規制を緩和しようとするが、実際には貧弱であり、時間外労働に上限を設けるべきとするILO第1号条約すら批准できていない。②労働者派遣法改正案は「生涯派遣」を強いる。③労働時間法制改正案は「残業代ゼロ制度」を導入する。第3に、立法提言を行う労働組合の課題としては、ILOが提唱しているディーセント・ワーク、なかでも労働時間の短縮が何よりも重要である。

二「雇用と働き方の貧困と労働組合」（伍賀一道）では、まず非正規雇用が肥大化するとともに、無限定な働きかせ方が拡大しており、これは生涯未婚を増加させて社会の再生産も難しくしている。次に、正規労働者を過重労働に追い込み、長時間労働で労働力再生産の危機をもたらす。そして、日本の解雇規制は言われるほどには厳格ではない。第3に、「働き方の多様化」とは労働基準（働きかせ方のルール）の引き下げを意味する。第4に、対抗課題としては、解雇規制とともに技能養成の公的保障など積極的労働市場政策が必要である。第5に、労働組合の原点として、「つながる」ことの回復に触れる。職場に組合員相互のつながりや居場所が形成されることが、内面化される自己責任論と競争主義を克服する。

三「労働者・労働組合の運動再生のために」（豊川義明）では、まず裁判闘争は日本社会のあり方や国家の法のあり様を提示している。次に、要求と組織としては、産業別規制や立法闘争のために産業政策と社会的規制力が必要である。第3に、戦後70年の企業別組合の歴史から、賃上げを中心とした狭い「雇用条件」の要求にとどめられてきたが、他方では「全国港湾」などの産別運動の存在も重要である。最後に、新たな運動と組織として、個々の労働者が企業別組合の組合員のままで、産業別組織への新たな加入、地域労働組合への加入をすすめる。

第II部「各論——労働現場の諸相」一「日本の労使関係と大企業の労働組合」（櫻井善行）では、民間大企業での「協調主義的労使関係」を支えてきた「ユニオンショップ」制と「一企業一組合論」への対抗軸として「複数組合論」が有効かについて検証する。大企業内の異議申し立て活動を行っていた企業内反対派の左派グループの事例から、「一企業一組合論」が企業別組合の「階級的強化」という幻想にとらわれてきたこと、左翼反対派の組織と運動は基本的に「消滅」したという認識が必要である。

二「労働組合が労働者を組織化することの意味」（河

添誠）では、まず労働者間労働力安売り競争を阻止することが労働組合の最大の組織目標であり、次に非正規雇用労働者の主流である「漂流する労働者層」を組織化するときに、失業中の労働者も組織する発想を求める。そして、職場定着型の非正規労働者について、非正規労働者自身の要求をストレートに出すことができる組織づくり、さらに労働組合とは区別された、「制度的差別」撤廃のための運動団体も必要となる。

三「パートタイム労働者の増大と雇用の身分化」（中野裕史）では、まずパート労働＝短時間労働という国際標準から大きく乖離した雇用差別としての日本の実態がある。つぎに、社会規範としての男性稼ぎ主型家族が、家庭と職場双方での性別役割分業を成立させ、社会保険制度や税制度上の優遇措置がこれに続く。本来、パートタイム労働とは、仕事と家庭生活の調和を可能にする働き方であり、ILO労働条約に見られるように、フルタイム労働とパートタイム労働の転換権を保障することを求める。

四「在宅就業者の実態と組織化」（高野剛）では、委託・請負契約の増加について、ILO勧告で経済的依存関係にある「曖昧な雇用」も労働保護法が必要であると述べている。

五「労働者供給事業と労働組合」（武井寛）では、労働組合による労働者供給事業が封建的な雇用慣習を打破して労働の民主化を図り、ワークシェアリングも実現できるわけだが、近年の利用拡大傾向に注目する。さらに、労働者協同組合の構想にも言及する。

第三部「運動への新たな視点」一「労働者の連帯と文化・サークル運動」（田中幸世）では、サークル運動が労働者の連帯には不可欠なく共通の場をより強固で豊かなものにし、たたかいの中で生まれたくうたごえは「労働者の魂の記録」である。

二「ジェンダー平等と公務非正規の組織化」（川西玲子）では、非正規雇用と公務労働の「公共性」の矛盾の根底にジェンダー問題を見出す。低賃金については、女性だからという直接差別から非正規だからという間接差別への置き換えにすぎない。今後、委託・民間企業に働く「公共労働者」も組織することが展望される。

三「コミュニティ・オーガナイジングから学ぶ」（中鳩聰）では、アメリカの労働運動で積極的に取り入れられているコミュニティ・オーガナイジングとは住民が協力して共有する利益のために運動するようになるものであり、そのトレーニングの手法と外部へのキャンペーンの手法を日米の事例について見る。

終章「新しい組織化とユニオン運動」（寺間誠治）では、存在感が希薄ではあるが、労働者にとっての最強のセーフティネットは本来、労働組合である。企業別組合

を内部から改革した事例もあるが、同時に企業の枠組みに縛られない組織形態も求められる。また、社会運動ユニオニズムの立場に立った地域ユニオン、労働組合による労働相談活動、「孤人主義」からの脱却と強い連帯の労働者文化、これらが新福祉国家実現の一翼を担う労働組合運動再生への展望を切り開く。

若干のコメント

以上、多岐にわたる内容を概観した。本書は、労働法学においては「自制」されてきた組織論の研究を含む総合的な研究と銘打っているが、これは労働法の淵源への問い合わせにも通じる。従来の狭い枠組みを超えるさまざまな問題提起に賛同し、敬意を表したい。以下、本書全体に対してコメントする。

第1に、日本では長らく、日本型企業社会が日本型福祉社会とワンセットで存在してきた。しかし、多国籍企業への展開にとっては人件費が足かせとされ、現在に至る「雇用の変質」とこれを起点とする生活保障の枠組み全体の変質がもたらされた。1990年代後半以降は、「戦

後改革」・「高度経済成長」に次ぐ、戦後第3の歴史的転換期である。第2に、流動化して不安定な社会生活が格差と貧困として進行している。それに対する根本的な対策として、雇用・賃金・労働時間全体の改革とともに、「賃上げ」に象徴される企業依存・賃金依存、ならびにこの依存状態に基づいた家計依存・自己依存から脱却する政策が必要である。失業補償を含む社会保障制度、教育保障・住宅保障など国家責任による生活保障システムの構築を制度要求として今こそ労働運動が掲げるべきである。第3に、「自己責任」の肥大化と公共部門の決定的不足の克服とともに、さらに協同組合の理論・実態、そして歴史として「生協の父」と呼ばれる賀川豊彦の視野の広さに注目することなども望みたい。第4に、労働運動が「労働世界」として、もう一つ別の文化、社会秩序を創造する展望としても、新福祉国家論を形成してほしい。第5に、労働運動の対象領域を拡張することが、存在感を高め、組織する対象の広がりにもつながるであろう

編集後記

▼自身が基礎研編集局員となってから、もうすぐ10年が経とうとしています。この間、日本では、消費税率アップ、安全保障関連法案成立、名目GDPにおける順位の下落、リーマンショック時の景気悪化、東日本大震災、などの数多くの大きな出来事がありました。こうした状況から、そうした出来事の各種論点に応えて、本誌をより有意義なものにするために、自身は編集局員としてこれまで以上に尽力していくなければならない、ということを実感しております。もちろん、学術分野における『通信』についても、同様のことを考えています。また、その方法については再考するつもりですが、そうしたことを取り組む際、基礎研会員外、専門が経済学以外の分野、といった方々にも読みやすい、基礎研における研究関連の行事の情報をわかりやすく的確に掲載する、などの点にもこれまで以上に配慮していこうかと考えています。少し言いすぎかもしれません、以上のようなことで、基礎経済科学研究所の社会における存在感が少しでも向上するのでは、と考えています。

▼なお、私自身は、財政学が専門で、とりわけ租税を

研究していますが、『通信』の記事には実際的なものが多く、これは、自身のそうした考察をより実際的意義のあるものにすることを考察する上で、非常に参考になっています。その成果を、大学での講義などの場面で存分に活かしていくかと考えています。また、こうした活動の成果を、より充実した『通信』にすることに役立てていこうかと考えています。

▼その他、現在の『通信』の大きな特徴の一つとして、学会が発行する雑誌としては、表紙デザインや原稿における写真、といったところへの配慮が高めである、ということが挙げられると考えられます。『通信』を、読んでいてその内容への関心が高まる、といったものにする上で、今後も、そうした配慮も大切にしてゆこうかと考えています。

▼基礎研会員の皆様の方からも、『通信』に対するご意見をいろいろと聞かせて頂ければと考えています。今後とも是非よろしくお願ひします。

(大畠智史)

自然中心主義をめぐって —本誌 138 号を読んで—

本誌 138 号が掲げた特集「経済学と人間・自然」には 9 本の論文が収録されているが、その内容は多岐に渡り、学ぶべき論点が豊かに含まれて居ると私は感じた。本来であれば、その全てについて何らかの論評を行うべきであるのだろうが、私は特集の基となったセッションに参加しておらず、また能力上の限界もあるので、特に興味深く読んだ島崎隆氏の論考に限定して論じてみたい。

「マルクス主義の環境論的転回」を主導してきた氏の主張が簡潔にまとめられている本論文は、従来のマルクス理解をいかに乗り越えていくべきかが説得的に示されており、大いに学ばせていただいた。特に、最近では等閑視されがちなエンゲルスの自然弁証法の先駆性と、エコロジー的見地から観たその重要な意義についての簡明な叙述から、私は多大な示唆を受けたのであり、『自然の弁証法』再読の必要性を痛感させられた。

ところで、この論考における主要テーマのひとつが、自然中心主義と人間中心主義の対立に関わる問題である。島崎氏は自然中心主義を「自然を中心とし、人類をその一部と見る」「人類史も広くは自然史の一部と見る」世界観・価値観であり、近代以前において主流であったとしつつ、これに対する人間中心主義を「われわれが人間である以上、全てを人間の眼から見て価値づける考え方」「世界の中心に人間自身を置く立場」であり、それによれば「自然は人間から意味づけられ、変革の対象となる存在」であると述べ、近代に主流となったものだとしている。

後者の人間中心主義についての氏の理解には基本的に同意するものであるが、前者の自然中心主義のそれについて、私の見解は異なる。その理由は、自然中心主義とはあくまでも人間中心主義に対するアンチテーゼとして提唱されたはずであるのに、氏の定義ではそのようになっていないからである。「人類を自然の一部として捉える」と「全てを人間の眼から見て価値づけ、変革の対象とする」とことは、論理的・実践的に相互排斥的大とは必ずしも言えない。であるならば、前者が自然弁証法に引き継がれ後者が史的唯物論の核心となったことで、両者がマルクス主義において統合されたという立論もまた、成立しがたいということになる。このような混

乱が生じる一因として、「○○中心主義」の「中心」という言葉に過度に牽引されたことがあるのではないか。

では自然中心主義——「人間中心主義批判」という表現の方がより適切だと考えられるが——は、どのように理解されるべきであるのか。人間は生存・繁殖および発達という自らの目的を追求する存在であり、したがって目的の実現にとって可能な限り好適な条件を確保することが、人間にとっての根本的な利益となる。そのためには諸個人は相互に協力し、あるいは競争しながら、自然の改変と資源獲得を企図して活動を展開する。私の理解では、このような自然改変と資源獲得のための人間の活動は、他の人間の根本利益を損なわない限りにおいて、倫理的な制約を受ける必要がないと考える見地が人間中心主義であり、逆にそのような活動が人間以外の存在——動物、生物一般、生態系、あるいは無生物も含んだ全自然物と、論者や潮流によって様々に規定されよう——の存在を脅かす場合には、人間の利益との関わりとは無関係に何らかの倫理的制約を受けるべきだと考える見地が自然中心主義である。

さらに言えば、人間中心主義には二つのタイプが存在する。資本制社会にあっては、人間の根本利益としての生存・繁殖・発達を実現するための条件は、必要な財やサービスを貨幣で購入することによってしか獲得されない。したがってより好適な条件を獲得するために、より多額の貨幣の稼得を目指して諸個人は活動に邁進することになるが、このような状況において人間中心主義は、自然破壊を伴うような致富活動や経済成長、そしてそれに奉仕するテクノロジーの発達をも正当化するイデオロギーとして機能することになる。これがおそらく、島崎氏が紹介されたところの「資本中心主義」に該当するものであろう。

他方で上述のような人間活動は、自然環境の大規模な破壊を惹起し、結果として人間の生存・繁殖・発達の条件そのものを脅かすわけであるから、人間の根本利益の擁護を企図するのであれば、資本制下における人間活動への適切な制御や、さらには資本制社会そのものへの批判的検討を要求することならざるを得ない。資本制批判を前提とするかかるタイプの人間中心主義こそが、環境倫理学で言うところの「啓蒙された人間中心主義」に

該当するものであって、この見地に立脚するならば、先に述べた「資本中心主義」は、人間の利益の追求を擁護するはずのものが、かえってその根本利益の破壊を正当化してしまう見地へ転化したという点において、「転倒した」あるいは「疎外された」人間中心主義だと規定されることになろう。

翻って自然中心主義に眼を向けるならば、人間中心主義が資本制に対する批判を欠き、豊かさを求める人間活動に伴う自然破壊に対して無関心である限りにおいて、自然中心主義はその唱道者たちの主観的意図に関わらず、むしろ人間の根本利益を守るイデオロギーとして機能することになる。そして「啓蒙された人間中心主義」が出現したとしても、自然中心主義の存在意義が失ってしまうわけではない。なぜならば、いかに「啓蒙された」ものであろうと、それが人間中心主義である限り、自然保護の根柢は人間の根本利益の擁護との関係で把握されることになるが、しかし、ある生態系の保全が人間の根本利益とどのように関わるのかが必ずしも自明ではないケースや、むしろ人間の根本的利益の実現にとってある生態系の大規模改変が望まれるというケース——風力発電機の建設のために広範囲の森林伐採が必要だ、というような——もまた存在するのであって、そのような場合に際しその自然の保護のための徹底した論陣を展開することこそ、自然中心主義が担うべき任務となるからである。

他方「啓蒙された人間中心主義」の側は、自然中心主義の側の問題提起を受け止め、人間生活とは無関係に見える自然を保護することが人間の利益にとってどのような意義を持ちうるのか、あるいは生態系の保全と人間の根本利益の実現を両立させる方途について探求し考察した上で、自然中心主義との対話に臨むという新たな任務が課せられる。そしてこのような対話・論争を通じて、環境問題についての科学的認識の前進と実践的経験の蓄積の豊富化が期待されるのである。したがって、もし「自然中心主義と人間中心主義との統一」がありうるのだとしたら、それは「挑戦と応戦」という延々と継続する悪無限的(?)な関係として存在するのであって、マルクス主義や「自然主義と人間主義の統一としての共産主義」が両者を高次において調和的に統合するといったようなものではないと、私は考えるものである。

このように、自然中心主義は自然保護や環境保全について重要な役割を担うと考えられるのであるが、しかし同時に、この見地には重大な問題点が存することもまた指摘されなければならない。自然中心主義は自然の

改変や資源化にあたって一定の倫理的制約を要求するものであるが、この「一定の制約」がどのようなものであり、そしてその妥当性を判断する権限は誰にあるのか、という問題が当然のことながら浮上する。そして、このことは特に多文化共生——ここでは文化的多様性が保障された社会状況という意味でこの語を用いる——の実現の条件を考える上で重大である。

人類における文化的多様性については、様々な角度から論じることが可能であろうが、人間が生命活動のために自然の改変と資源化を不可欠のものとする存在である以上、文化的多様性は、何よりもまず自然の改変や資源化のパターンの多様性として把握されなければならない。であるならば、多文化共生は人々がそのパターンの差異を互いに認め合うということを根本的な要素として含有している必要がある。このことは、他の人間の根本利益を害しない限り自然改変と資源化を容認する人間中心主義の見地とは極めて親和的であるが、人間利益とは無関係に倫理的制約を要求する自然中心主義の場合はそうではない。「人間の根本的な利益の擁護」といった人類普遍的な基準を放擲した自然中心主義の見地にあっては、政治的・経済的・文化的に強力な集団の価値観が、相対的に非力な集団に対して「エコロジー的正義」として強要されるといった事態——例えば、いわゆる西欧系文化を奉じる勢力による日本の捕鯨への批判や東アジアのイヌ食に対する糾弾、「アザラシ戦争」に象徴される極北住民の毛皮獣狩猟に対する攻撃、在欧ムスリムの屠畜手法に対する非難等々——を批判することは、原理的に不可能なのである。

最後に述べたいことが一つある。島崎氏は論考のなかで「自然を取り込むと人権の普遍性は必ずしも明白ではなくなるのではないか」と述べている。この文章だけから氏の本意を汲み取ることは大変難しいのであるが、もし字義通りに受け取って良いのであるならば、私の考えはむしろ逆である。なぜならば、「自然の保護」「環境の保全」といった理念は、いまや大国の政府や巨大企業にも積極的に取り込まれ、その政策や戦略を正当化するスローガンとして活用されているのであり、であればこそ、私たちはエコロジーの名の下に非力な人々が倫理的に糾弾され、権力的に圧迫され、経済的に収奪されるという事態の発生を警戒し、これに対応しなければならないのであって、そこで重要な武器となるのが「人権の普遍性」であるのは明らかだと思われるからである。

(南 有哲 所員 三重短期大学)



『経済科学通信』投稿規程

1. 本誌はレフェリー制にもとづく投稿を受け入れています。
2. 種類と字数
論文、研究ノート、読書ノート：9,000字以内。
研究動向、書評：4,000字以内。
制限字数の上限には、図表、注、参考文献などを含みます。
3. 投稿に際して、つぎの提出物をお送りください。
 - (1) 正本と副本の電子ファイル（テキスト形式またはMS-Wordで読み込み可能なもの）。
 - (2) 論文、研究ノート、読書ノート、研究動向、書評の区別を明記してください。
 - (3) A4判横書き1ページ35字×30行で作成してください。
 - (4) 正本には論題、氏名、所属、郵送先、電話番号、E-mailアドレスを付記してください。
 - (5) 副本は審査用です。投稿者の氏名が特定されるような記載はすべて削除してください。「投稿」「拙著」などの記述はしない、あるいは伏せ字にしてください。編集局で内容を点検し、執筆者が特定できると判断した場合は削除させていただくことがあります。
4. 送り先
基礎経済科学研究所編集局宛電子メール添付ファイル、
あるいは郵送。（郵送の場合、返却不要なメディアに保存のうえ、基礎経済科学研究所宛にお送りください。その際正本と副本のコピーを各一部添えてください）。
投稿者は編集局受領の時点で電子メールまたは書面により受領の旨の返事を送りますので、からだご自身で確認してください。
提出された電子ファイルや原稿等は返却いたしません。
5. 審査と判定
直近の編集局会議において匿名査読者（レフェリー）を選定し、査読の依頼を行います。
レフェリーの評価にもとづいて、掲載の可否を編集局会議において決定します。
判定結果については、メールまたは書面により投稿者にお知らせします。
掲載可と判断された論文等の掲載号は、『経済科学通信』の構成及び著者校正等の日程を鑑みたうえで編集局において決定します。
6. 審査結果の内容
「そのまま掲載可」もしくは「わずかな手直しで掲載可」と判断された場合は、「改善要望」を送りますので、電子ファイルとハードコピーの両方を再提出してください。
「継続審査」として「改善要望」と再提出の期限をお知らせする場合があります。この場合は再審査を行ったうえで可否を決定するので、掲載を確約するものではありません。
7. 著作権
掲載が決定した場合、原稿の著作権を基礎経済科学研究所に委譲してください。ただし、原著者による著作権使用の申し出については、所定の基準と手続きにより無償で許可します。
8. 抜き刷り
抜き刷りは実費にて作成可能です。筆者校正時にその旨と希望部数をご連絡ください。
9. 掲載料
所員、所友、研究生の方から掲載料は徴収しません。『経済科学通信』の当該号を2部お送りします。
所員、所友、研究生以外の方には、論文・研究ノート・読書ノートは5,000円、研究動向・書評は2,000円の掲載料をお支払いいただきます。

経済科学通信 第140号 2016年5月31日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL http://www.kisoken.org

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

森岡 真史

山西 万三 大西 広

副編集局長

神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 高野 剛 森本 壮亮

編集局員

中根 康裕 宮下 武美 大畑 智史 和田 幸子 角田 修一

藤岡 悅 田添 篤史 原田 収 伊藤 明洋

印 刷 所

モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301 (代)

購 読 料

一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）



カタストロフィーの経済思想

震災・原発・フクシマ

本体2800円

3・11が我々に突きつけた「カタストロフィー」。人間復興のために何を見据え、どう乗り越えるべきか。そのヒントを提示する。

後藤宣代・広原盛明・森岡孝二・池田清・中谷武雄・藤岡惇著

時代はまるで資本論 貧困と発達を問う全10講

現代日本で進行しつつある、新しい「貧困」はどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から、現代社会を読み解く鍵をさぐる。

基礎経済科学研究所編

本体2400円

社会科学と高貴ならざる未開人

18世紀ヨーロッパにおける四段階理論の出現

本体5000円

スコットランド経済学の再生

新刊

荒井智行著

本体4800円

――デュガルド・スチュアートの経済思想 今日のスコットランド福祉社会形成の伏流となつたD・スチュアート思想。世界で初めて大学で経済学の独立講義をした彼の思想を追う。

マルサス人口論事典

新刊

2世紀以上の歴史の吟味を越えて生き続けるマルサスの人口論。あらためてその全容に迫る。

マルサス学会編

本体3000円

マルサス ミル マーシャル

新刊

人間と富との経済思想

柳田芳伸・諸泉俊介・近藤真司編

本体2200円 知足章宏著

中国環境汚染の政治経済学

本体2200円

現在中国で起きている環境問題を学ぶための入門書。

変貌するアジアと日本の選択

和田幸子編著 本体2600円

――グローバル化経済のうねりを越えて

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

図書出版

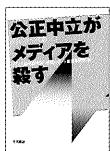
昭和堂

郵便振替 01060-5-9347 〈価格税別〉
<http://www.showado-kyoto.jp>

●放送法は報道の自由を守るためにある

公正中立がメディアを殺す『放送レポート』別冊

メディア総合研究所・放送レポート編集委員会編 主な目次 安倍政権のメディア介入／加速する放送規制／報道における「公正」／メディアの現場で何が起きているか／NHKの課題／報道圧力に抗う／ほか A5判・1600円



●音楽の中にひそむ数のふしげを発見する

数と音楽 美しさの源への旅

坂口博樹著 桜井進 数学監修 音楽の中には数がひそんでいる——「4分の2拍子」などリズムと分数、調和する和音と整数比の関係など、数学や楽典が苦手な人も目からウロコの発見が満載。神秘と驚きに満ちた数と音楽の世界への招待。 46判・1500円



●「改憲議席」阻止のために何をすべきか

この経済政策が民主主義を救う

安倍政権に勝てる対案

松尾 匠著 改憲に突き進む安倍政権のもと、これから景気はどうなるか。左派・リベラル派はどんな経済政策を掲げて対抗すべきか。人気の経済学者による本気の提言。 46判・1600円

※ウェブサイト「SYNODOS」で本書「はじめに」を公開中！

たちまち
3刷

この経済政策が
民主主義を救う
安倍政権に勝てる対案
松尾 匠著

大月書店 〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651(代表) FAX03(3813)4656
メールマガジン配信中(ご登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/> 税別価格

大谷禎之介著

マルクスの利子生み資本論 全4巻

『資本論』の最難所をマルクス草稿第3部エンゲルス版第21～36章に使われた草稿全文の精緻な解析で読み切る。20年にわたる著者の考証的論究を、さらに膨琢・拡充して、全4巻に集大成！

第1巻 利子生み資本

第3部エンゲルス版第21～24章に使われた草稿部分を取り扱う

A5判上製 6000円

第2巻 信用制度概説

第3部エンゲルス版第25～27章に使われた草稿部分を取り扱う

A5判上製 5600円

第3巻 信用制度下の利子生み資本(上)

第3部エンゲルス版第28～32章に使われた草稿部分を取り扱う

A5判上製 8200円

第4巻 信用制度下の利子生み資本(下)

第3部エンゲルス版第33～36章に使われた草稿部分を取り扱う

A5判上製 7500円

卷末に、マルクス第3部第5章草稿全文についての文献入名・
事項索引を収録
現行版では見えなくなっているマルクスの構想と筋道がここに
その全容を現わす。

伊原亮司著

A5判上製 6000円

トヨタと日産にみる〈場〉に生きる力

労働現場の比較分析 働く場から労働社会と働き方を照射する
気鋭の実践的労働論——労働現場には〈抵抗の歴史〉と〈働く
者の文化〉が刻み込まれている！

小倉将志郎著

A5判上製 3200円

ファイナンシャリゼーション

金融化と金融機関行動 金融化という現代資本主義の最新局面
を、金融それ自体の発展・高度化・進化のプロセス、とりわけ
金融機関の行動に焦点を当てて読み解く。
〈金融化アプローチ〉をバージョンアップ！

鶴田満彦・長島誠一編

A5判上製 5000円

マルクス経済学と現代資本主義

独占研究会50周年記念出版 19氏が「経済学の方法と理論」「現代
資本主義論」「国際経済」「日本経済」について、縦横・闊達に論じる。

八木紀一郎(代表)ほか編

A5判上製 3200円

経済学と経済教育の未来

——日本学術会議〈参照基準〉を超えて
日本学術会議が公表した大学における経済学教育の標準化・制
度化を企図した指針(「参考基準」)を、学会・学派を超えて多角
的に検討し、経済学と経済(学)教育の可能性を真摯に追究する。

経済理論学会編

B5判並製 2000円

季刊 経済理論 第53巻第1号

(2016年4月)

特集○資本主義の今後と政治経済学の課題

はじめに

主流派経済学の特徴と政治経済学の射程

——ネオ・リカーディアンの経済学とは何だったのか？

吉原直毅

所得分配と経済成長

——新古典派と非新古典派の対抗軸

グローバル資本主義の段階論的解明
——現代資本主義の理論と方法

佐々木啓明

黒瀬一弘

河村哲二
(論文)国際課税枠組みと多国籍企業による租税回避
ほか

津田英章

基礎経済科学研究所